

平成 22 年度 大学機関別認証評価

自己評価報告書・本編

〔日本高等教育評価機構〕

平成 22(2010)年 6 月

北翔大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色	p. 1
II. 沿革と現況	p. 3
III. 基準ごとの自己評価	
基準1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的	p. 5
基準2. 教育研究組織	p. 7
基準3. 教育課程	p. 17
基準4. 学生	p. 39
基準5. 教員	p. 61
基準6. 職員	p. 70
基準7. 管理運営	p. 75
基準8. 財務	p. 81
基準9. 教育研究環境	p. 86
基準10. 社会連携	p. 91
基準11. 社会的責務	p. 97
IV. 特記事項	p. 101

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

- ・建学の精神「女性の社会的地位の向上を目指し、女性にふさわしい職業的技能と幅広い教養を身につけた、自立できる社会人の育成」

本学の母体となった北海ドレスメーカー女学園は、故浅井淑子学園長により昭和14(1939)年9月、札幌市に創設された。当時はまだ女性にとって社会進出は封鎖された時代であり、浅井淑子は、女性も知識・技術を身につけ自立することが重要と考え、杉野ドレスメーカー学院で学び、身につけた服装教育の知識と技術をもとに「服装教育の実施をとおり、婦人の社会的地位の向上と自立できる能力の育成を念願して」上記の建学の精神、教育理念の下に北海ドレスメーカー女学園を創立した。

その後、北海道ドレスメーカー女学院に名称を変更し、道内有数の専門学校へと発展していった。そのような中で本学園は、教員免許状を取得できる短期大学の設立を目指すこととなり、昭和38(1963)年に「北翔大学短期大学部」(創設時「北海道女子短期大学」)を開学し、さらに平成9(1997)年に「北翔大学」(創設時「北海道女子大学」)を開学した。建学の精神は学園の創立時と変わらないものの、その解釈については、男女共学制への移行や大学名称の変更とのかかわりから、教授会、理事会等の審議を経て「社会人としてふさわしい職業的技能と幅広い教養を身につけた、自立できる社会人の育成」を建学の精神としてあらためて確認した。

- ・教育の理念「愛と和と英知」

本学は、キリスト教的愛の精神と聖徳太子の説く和の心を融合した「愛と和」を教育理念として、開学以来個性を生かしたきめ細やかな教育指導を展開してきた。平成7(1995)年に国際化社会への人材養成を目的に加えたことを契機に、教育の理念「愛と和」に「国際性」を加えた。その後、平成19(2007)年度の大学名称変更時に、不祥事に区切りを付け再出発を図るため再生委員会からの提言を受け、国際性を「愛」と「和」に包含し、高等教育機関としての使命を表す「英知」を加え、教育理念を教授会の審議を経て「愛と和と英知」に改めた。

2. 使命と目的

本学は教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、本学の教育の理念である「愛と和と英知」を根本に据え、広く知識を授け、実践を重視した専門の学芸を教育研究するとともに、真理探究の精神と幅広い教養を身につけた創造性豊かな人材を育成し、もって文化の向上、社会の福祉及び地域の発展に寄与することを目的としている。学部学科・研究科専攻の教育目的は次の通りである。

- ・人間福祉学部地域福祉学科(平成21(2009)年度介護福祉学科を名称変更)

地域福祉理論と介護福祉理論を基盤として在宅や施設など地域における福祉実践を学び、社会福祉士及び介護福祉士における知識・技術・倫理に基づき、人々の生活の質の向上及び地域福祉の推進を担う人材の育成を目的とする。

- ・人間福祉学部医療福祉学科(平成21(2009)年度生活福祉学科を名称変更)

社会福祉学を基礎に学際的な知見を深め、疾病や障害によって生ずる様々な生活課題を多面的、科学的に理解し、その解決や自立生活を支援する人材(社会福祉士・精

神保健福祉士)の育成を目的とする。

- ・人間福祉学部福祉心理学科

社会福祉理論を基盤とし、「こころとからだのケア」に焦点をあて、心理学及び養護実践学領域の専門知識・技術を学び、人々の生涯を通じた心身の健康の維持を支援する人材の育成を目的とする。

- ・生涯学習システム学部健康プランニング学科(平成21(2009)年度生涯スポーツ学部スポーツ教育学科に改組)

人々の心身にわたる健康づくりのプランナーとしての経営能力を磨き、感性豊かで視野の広い実践力のある生涯学習支援者の育成を目的とする。

- ・生涯学習システム学部芸術メディア学科

さまざまな芸術分野の専門知識・技術を学び、人々がゆとりとうるおいのある生活を実現し、より豊かな人生を送るための生涯学習支援者の育成を目的とする。

- ・生涯学習システム学部学習コーチング学科

学習者の自発的な行動を促し、目標達成を支援するコーチングに関する知識・技術・理論を学び、多様な指導技術を身につけた、未来を担う子どもたちの学習を支援する人材の育成を目的とする。

- ・生涯スポーツ学部スポーツ教育学科(平成21(2009)年度生涯学習システム学部健康プランニング学科を改組)

スポーツ教育に関する高い専門知識と実践的技術を学び、生涯スポーツ社会の実現に向けて、競技スポーツ、学校教育、地域社会で活躍できる人間性豊かな人材の育成を目的とする。

大学院の目的は、教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、学術の理論及び実践を重視した応用を教授研究し、その深奥を究め、もって文化の向上、社会の福祉及び地域の発展に寄与することとしており、研究科各専攻の目的は次の通りである。

- ・人間福祉学研究科人間福祉学専攻

新たな「福祉のまちづくり」における高齢者福祉、児童福祉、障がい者福祉、地域福祉、福祉環境などの政策制度等について、幅広く指導的な対応ができる人材の育成を目的とする。

- ・人間福祉学研究科臨床心理学専攻

学校、病院や社会福祉施設をはじめとする各種臨床現場で、他の専門職と十分な連携を図りながら心理臨床活動に従事できる人材の育成を目的とする。

- ・生涯学習学研究科生涯学習学専攻

地域における生涯学習を振興することのできる資質・能力を身につけた研究者・上級職業人の育成を目的とする。

3. 大学の個性と特色

本学は建学の精神である「女性の社会的地位の向上を目指し、女性にふさわしい職業的技能と幅広い教養を身につけた、自立できる社会人の育成」のもと教育理念「愛と和と英知」を掲げ、高等教育機関として社会に有為な人材を育成し地域社会に貢献することを目的として、「教育重点大学」「地域貢献大学」をコンセプトに教育支援・学生支援を行っている。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

学校法人浅井学園は、昭和 14(1939)年の創設以来、70 年にわたり、建学の精神「女性の社会的地位の向上を目指し、女性にふさわしい職業的技能と幅広い教養を身につけた、自立できる社会人の育成」を掲げ、「愛と和と英和」の教育理念に基づく学園づくりを目指し、社会に貢献できる女性のための高等教育機関として重要な役割を果たしてきた。

北翔大学は、昭和 38(1963)年に創設した北翔大学短期大学部（創設時北海道女子短期大学）を基盤として、平成 9(1997)年に創設（創設時北海道女子大学）された。時代のニーズに応えた人間福祉学部（介護福祉学科・生活福祉学科）を設置し、高齢社会において各種社会福祉機関・施設・在宅等で福祉の相談や指導等のできる教養と実践的技能を持った人材を育成している。平成 13(2001)年 4 月には、人間福祉学部福祉心理学科と大学院人間福祉学研究科を設置し、教育研究の充実に努めている。

また、平成 3(1991)年に生涯学習の場として設置した生涯学習センターでの実績と経験をもとに平成 12(2000)年 4 月、生涯学習システム学部（健康プランニング学科・芸術メディア学科）を設置し、社会的要請である生涯学習社会における推進者、生涯学習支援者の育成に努めている。平成 18(2006)年には、児童・生徒に関する社会的課題を見つめ、その解決に取り組む人材を育てる学習コーチング学科を設置した。さらに、生涯スポーツ社会の構築を目指し、地域住民の健康増進やスポーツ活動を推進させるための研究・実践活動を行い、その研究成果をもとに平成 21(2009)年 4 月に生涯学習システム学部健康プランニング学科を改組・発展させ、生涯スポーツ学部スポーツ教育学科を設置し、健康やスポーツに関わる人材の育成を行っている。

昭和 38(1963)年 4 月	北海道女子短期大学開学（被服科入学定員 80 人）
平成 9(1997)年 4 月	北海道女子大学設置開学（人間福祉学部介護福祉学科入学定員 80 人、生活福祉学科入学定員 80 人・3 年次編入学定員 10 人）
平成 12(2000)年 4 月	北海道女子大学を北海道浅井学園大学に校名変更、北海道浅井学園大学生涯学習システム学部開設（健康プランニング学科入学定員 120 人・3 年次編入学定員 15 人、芸術メディア学科入学定員 120 人・3 年次編入学定員 15 人）
平成 13(2001)年 4 月	人間福祉学部福祉心理学科開設（入学定員 80 人・3 年次編入学定員 20 人）、 大学院人間福祉学研究科（人間福祉学専攻）修士課程開設（入学定員 8 人）
平成 15(2003)年 4 月	大学院人間福祉学研究科（人間福祉学専攻）入学定員変更（入学定員 8 人→4 人）、大学院人間福祉学研究科（臨床心理学専攻）修士課程開設（入学定員 6 人）
平成 16(2004)年 4 月	大学院生涯学習学研究科（生涯学習学専攻）修士課程開設（入学定員 6 人）
平成 17(2005)年 4 月	北海道浅井学園大学を浅井学園大学に校名変更
平成 18(2006)年 4 月	生涯学習システム学部学習コーチング学科開設（入学定員 80 人、編入学定員 20 人）
平成 19(2007)年 4 月	浅井学園大学を北翔大学に校名変更
平成 21(2009)年 4 月	生涯スポーツ学部スポーツ教育学科開設（入学定員 160 人、編入学定員 20 人） 人間福祉学部介護福祉学科を地域福祉学科、生活福祉学科を医療福祉学科に名称変更、人間福祉学部医療福祉学科入学定員変更（80 人→50 人）、生涯学習システム学部芸術メディア学科編入学定員変更（15 人→10 人）

2. 本学の現況

・大学名 北翔大学

・所在地 北海道江別市文京台 23 番地 TEL 011-386-8011 FAX 011-387-1542

江別市は石狩平野の中央部に位置し、総面積は 187.75 平方キロメートル。全般的に平坦な地勢で豊かな自然環境に恵まれ、札幌市、北広島市、岩見沢市などと隣接している。札幌市のベッドタウンとして成長を続け、人口は約 12 万 3,000 人となっている。また、本学を含め 4 つの私立大学が立地する文教地区としても知られている。本学へのアクセスは、札幌から JR 函館本線大森駅下車徒歩約 15 分、札幌市営地下鉄（東西線）新さっぽろ駅下車バス利用約 10 分で、札幌市中心部から約 40 分程度の距離にある。

・学部の構成

(平成 22(2010)年 5 月 1 日現在)単位：人

学 部 等	学 科 等	入学定員	収容定員	実 員	備 考
人 間 福 祉 学 部	介 護 福 祉 学 科	—	180	100	H21 地域福祉学科 に名称変更 編入学定員 10
	地 域 福 祉 学 科	80	160	91	(編入学定員 10)
	生 活 福 祉 学 科	—	180	86	H21 医療福祉学科 に名称変更 編入学定員 10
	医 療 福 祉 学 科	50	100	26	(編入学定員 10)
	福 祉 心 理 学 科	80	340	225	編入学定員 10
生 涯 学 習 シ ス テ ム 学 部	健康プランニング学科	—	350	380	H21 生涯スポーツ学部 スポーツ教育学科 に改組 編入学定員 35
	芸術メディア学科	80	340	234	編入学定員 10
	学習コーチング学科	80	360	235	編入学定員 20
生 涯 ス ポー ツ 学 部	ス ポー ツ 教 育 学 科	160	320	399	(編入学定員 20)
人間福祉学研究科(修士)	人 間 福 祉 学 専 攻	4	8	12	
	臨 床 心 理 学 専 攻	6	12	11	
生涯学習学研究科(修士)	生 涯 学 習 学 専 攻	6	12	20	
合 計		546	2,362	1,819	

※平成 21(2009)年 4 月に介護福祉学科を地域福祉学科に、生活福祉学科を医療福祉学科に名称変更。

※平成 21(2009)年 4 月から生涯学習システム学部健康プランニング学科は学生募集を停止しており、在学生の卒業を待って廃止する。

※収容定員には編入学定員を含む。なお（ ）付きの編入学定員は平成 23(2011)年度からのもので収容定員には含まない。

・教育職員及び事務職員数

(平成 22(2010)年 5 月 1 日現在)単位：人

専 任 教 育 職 員				兼任講師	専任 事務職員	合 計
教 授	准 教 授	講 師	助 手			
51	27	14	1	342	62	497
専任教育職員 合計 93						

Ⅲ. 基準ごとの自己評価

基準1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

1-1. 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されていること。

《1-1の視点》

1-1-① 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されているか。

(1) 1-1の事実の説明(現状)

建学の精神及び教育の理念は、大学案内、学生便覧、ホームページ等にその趣旨を掲載するとともに、学長メッセージとしても周知を図っている。大学案内、学生便覧は毎年教職員にも配布され(全教員及び事務局の各部門)、周知されている。また、非常勤講師懇談会、新任教員及び職員への説明会においても説明を行っている。

これら配布資料のほか、学生に対しては、入学式での学長式辞や入学式直後の「新入生と父母への説明懇談会」においても学部長・学科長によりその内容について触れている。また、学長・副学長等を教授者として、学園の沿革、建学の精神及び教育の理念等の内容を含む「基礎教育セミナーⅠ」を全学共通科目として1年次前学期に開講するなど早期に理解されるよう努めている。

また、教職員には学科改組やカリキュラムの見直しの際に、教授会や学科会議において基本事項として確認されている。

(2) 1-1の自己評価

建学の精神及び教育の理念は、大学案内、学生便覧、ホームページ等により紹介している。学生に対しては1年次前学期に開設される必修の全学共通科目「基礎教育セミナーⅠ」において、さらなる理解に努めている。在学生には学期ごとに開催されるクラスミーティングなどの機会をとらえて周知している。しかしながら在学生や高校生以外の一般人に対してはホームページが主な紹介の手段であり、若干訴求力に欠ける部分がある。

(3) 1-1の改善・向上方策(将来計画)

今後、ホームページのコンテンツの充実等、さらに視覚的・恒常的に示す方法を検討し、広く社会に、より能動的に広報していく手段を工夫していく。

1-2. 大学の使命・目的が明確に定められ、かつ学内外に周知されていること。

《1-2の視点》

1-2-① 建学の精神・大学の基本理念を踏まえた、大学の使命・目的が明確に定められているか。

1-2-② 大学の使命・目的が学生及び教職員に周知されているか。

1-2-③ 大学の使命・目的が学外に公表されているか。

(1) 1-2の事実の説明(現状)

本学の目的は建学の精神を実現することであり、本学学則第2条に、「本学は、教育基

本法及び学校教育法の定めるところにより、本学の教育の理念である「愛と和と英知」を根本にすえ、広く知識を授け、実践を重視した専門の学芸を教育研究するとともに、真理探究の精神と幅広い教養を身につけた創造性豊かな人材を育成し、もって文化の向上、社会の福祉及び地域の発展に寄与することを目的とする」と明示されている。

目的の周知について、学生に対しては学生便覧やホームページにおいてわかりやすく紹介するとともに、学長・副学長等による「基礎教育セミナーⅠ」の授業内容に含まれており、また新入生オリエンテーション、クラスミーティング等機会あるごとに周知に努めている。加えて学生便覧には「学則」の全文を掲載し本学の目的を示し周知を図っている。なお学生便覧はホームページからの閲覧も可能としている。

教職員に対しては毎年4月当初の教授会において学長により説明がなされ、また学内のグループウェアに学則等の諸規程を掲載し随時の閲覧を可能としている。

学外に対しては、ホームページにおいて紹介をしている。また進学相談会やオープンキャンパス、保護者懇談会等において大学案内を配布し説明をしている。

(2) 1－2の自己評価

本学の教育目的については学則に明示し公表している。これらは学生便覧、ホームページ等により公開している。また機会あるごとに紹介するように努めており、適切に実施されている。

(3) 1－2の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神・教育の理念と同様に、今後さらに視覚的・恒常的に示す方法や、広く社会により能動的に広報していく手段を工夫していく。

〔基準1の自己評価〕

建学の精神については、機会あるごとに学内外に対して公開・周知に努めている。また教育の理念、大学の教育目的については、学則等に明記し種々の学内メディアを利用して公開・周知に努めている。

〔基準1の改善・向上方策（将来計画）〕

今後も現在行っている方法を踏襲していくが、より明確な意図を持って公開・周知するよう広報の方法に検討を加え、学内外への公開・周知がより効果的なものとなるようにする。

基準 2. 教育研究組織

2-1. 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が、大学の使命・目的を達成するための組織として適切に構成され、かつ、各組織相互の適切な関連性が保たれていること。

《2-1の視点》

2-1-① 教育研究上の目的を達成するために必要な学部、学科、研究科、附属機関等の教育研究組織が、適切な規模、構成を有しているか。

2-1-② 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が教育研究上の目的に照らして、それぞれ相互に適切な関連性を保っているか。

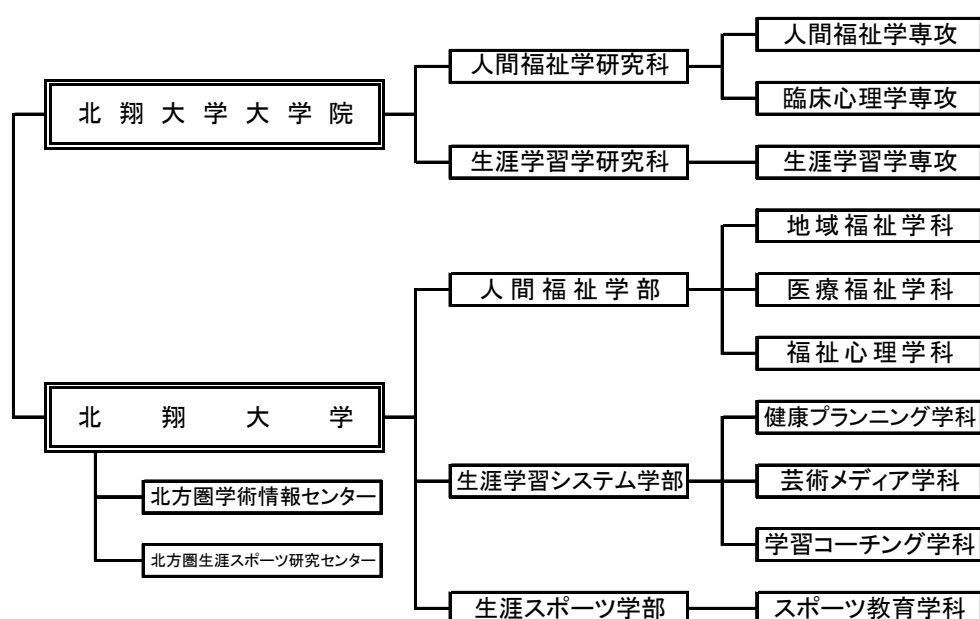
(1) 2-1の事実の説明（現状）

2-1-① 教育研究上の目的を達成するために必要な学部、学科、研究科、附属機関等の教育研究組織が、適切な規模、構成を有しているか。

本学は、学則第2条においてその目的を、教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、本学の教育の理念である「愛と和と英知」を根本に据え、広く知識を授け、実践を重視した専門の学芸を教育研究するとともに、真理探究の精神と幅広い教養を身につけた創造性豊かな人材を育成し、もって文化の向上、社会の福祉及び地域の発展に寄与することとしている。この目的を達成するために教育研究上の基本組織として3学部6学科と大学院に2研究科3専攻を図2-1-1の通り設置している。各学部・研究科の定員及び在籍学生数は「Ⅱ. 沿革と現況」に示す通りである。また大学付置の研究施設として北方圏学術情報センターと北方圏生涯スポーツ研究センターの2研究施設を設けている。

図 2-1-1

学部学科構成図



（生涯学習システム学部健康プランニング学科は平成 21(2009)年 4 月に生涯スポーツ学部スポーツ教育学科に改組。）

1. 人間福祉学部

人間福祉学部は、地域住民一人ひとりの尊厳の維持と人権が尊重される福祉の実現と地域社会の創造を目指すことを基本理念として、平成 9 (1997)年の大学開設とともに介護福祉学科（入学定員 80 人）、生活福祉学科（入学定員 80 人、3 年次編入学定員 10 人）の 2 学科構成で設置され、その後平成 13(2001)年に福祉心理学科（入学定員 80 人、3 年次編入学定員 20 人）を開設した。

平成 21(2009)年 4 月より、介護福祉学科、生活福祉学科を名称変更し、それぞれ地域福祉学科（社会福祉コース、介護福祉コース）、医療福祉学科（医療福祉コース、精神保健福祉コース）とし、福祉心理学科のコースを臨床心理コースと保健福祉コースの 2 コースから臨床心理学コース、福祉カウンセリングコース、養護実践学コースの 3 コースに改めた。入学定員は地域福祉学科 80 人、医療福祉学科 50 人、福祉心理学科 80 人である。

2. 生涯学習システム学部

生涯学習システム学部は、平成 12(2000)年 4 月に健康プランニング学科（入学定員 120 人、3 年次編入学定員 15 人）と芸術メディア学科（入学定員 120 人、3 年次編入学定員 15 人）の 2 学科で開設した。その後入学定員の見直しを行い、平成 18(2006)年 4 月には教員養成を主眼に置いた教育を行う学習コーチング学科（入学定員 80 人、3 年次編入学定員 20 人）を設置し 3 学科体制となった。平成 18(2006)～20(2008)年度の入学定員は、健康プランニング学科が 140 人、芸術メディア学科が 80 人、学習コーチング学科が 80 人であり、合計学部としての入学定員は 300 人であった。その後、平成 21(2009)年度には健康プランニング学科を生涯スポーツ学部スポーツ教育学科へと改組、別学部として学生募集を行うこととなった。これにより平成 21(2009)年度の生涯学習システム学部の入学定員は、芸術メディア学科 80 人と学習コーチング学科 80 人を合わせて 160 人となった。

芸術メディア学科は、平成 21(2009)年度からそれまでの「メディアデザインコース」、「美術コース」、「音楽コース」、「空間デザインコース（スペースデザインコースから平成 21(2009)年度改称）」の 4 コースに「服飾美術コース」、「舞台芸術コース」の 2 コースを加えて 6 コース体制となった。

学習コーチング学科では、コーチングの基本理念を理解しつつ教師としての指導技術を学び、小学校・幼稚園・特別支援学校教諭 1 種免許状の取得を目指した教育を主として展開している。

3. 生涯スポーツ学部

生涯スポーツ学部は、平成 21(2009)年に生涯学習システム学部健康プランニング学科を改組し届出設置された、スポーツ教育学科（入学定員 160 人、3 年次編入学定員 20 人）1 学科の構成である。健康プランニング学科からの改組であるため、スポーツ教育学科の所属教員は届け出年次計画によって、平成 21(2009)年度から平成 23(2011)年度までに大学、短期大学部からの移行教員を含めて 26 人（うち教授職 16 人）が配置される。

4. 大学院人間福祉学研究科

大学院人間福祉学研究科は平成 13(2001)年に人間福祉学専攻（入学定員 8 人）の 1 専攻として開設された。その後平成 15(2003)年に臨床心理学専攻（入学定員 6 人）が開設

され、現在 2 専攻（人間福祉学専攻入学定員 4 人、臨床心理学専攻入学定員 6 人）の構成となっている。

5. 大学院生涯学習学研究科

大学院生涯学習学研究科は生涯学習学専攻（入学定員 6 人）の 1 専攻として平成 16(2004)年に開設され、現在に至っている。なお生涯スポーツ学部の設置に伴い、平成 25(2013)年度の研究科設置に向けて検討を開始した。

6. 北方圏学術情報センター

北方圏学術情報センター（愛称「ポルト」）は平成 13(2001)年度文部科学省の「学術フロンティア推進事業」に基づき設立した。北方圏における生活文化・生活福祉の向上を目的としており、平成 13(2001)～17(2005)年度の 5 年間にわたる学術フロンティア推進事業「北方圏住民における QOL (Quality of Life) の向上に関する総合的研究」の後、継続的な位置付けとして新たに 2 年を研究期間とする共同研究プロジェクトをスタートし、平成 18(2006)～19(2007)年度、平成 20(2008)～21(2009)年度と研究活動を継続してきた。

平成 17(2005)年度まで人間福祉学部附設の研究所であった北方圏生活福祉研究所は平成 18(2006)年度に北方圏学術情報センター附置の研究所となり、同年度末をもって閉所。また、平成 20(2008)年度末をもって生涯学習システム学部附設の生涯学習研究所が北方圏学術情報センターに統合となり閉所された。平成 21(2009)年度からは、北方圏学術情報センターの組織として「共同研究プロジェクト」に「生活福祉研究部」と「生涯学習研究部」を加え、それまでの「北方圏生活福祉研究所」及び「生涯学習研究所」での研究成果を踏まえた新たな研究協力体制を確立した。

7. 北方圏生涯スポーツ研究センター

北方圏生涯スポーツ研究センター（愛称「スポル」）は平成 16(2004)年度学術フロンティア推進事業により設立され、平成 20(2008)年度まで継続研究された第 1 期 5 年が終了し、外部評価を受けた報告書（『北方圏における生涯スポーツ社会の構築に関する総合的研究』平成 21(2009)年 5 月）を刊行した。また平成 22(2010)年 3 月には研究者 41 人の執筆による生涯スポーツ叢書 1 『北方圏における生涯スポーツ社会の構築』（響文社）を発刊した。

平成 21(2009)年度からは、改めて「北方圏における生涯スポーツの振興に関する総合的研究」とし、スポーツマネジメント・競技スポーツ・健康スポーツ・トータルサポートの 4 研究分野で研究活動を開始し、平成 22(2010)年度も引き続き研究を行っている。平成 20(2008)年度私立大学戦略的研究基盤形成支援事業の申請については不採択であったため、本学の研究費のみでの実施となった。研究員の追加に当たっては、該当者は研究申込書を提出し、本研究センター運営委員会にてその可否を決定する。研究員には、学術雑誌、紀要、本研究センターが発行する年報等に発表することを義務付けている。研究予算配分については、研究計画書に基づき本研究センター運営委員会で決定する。

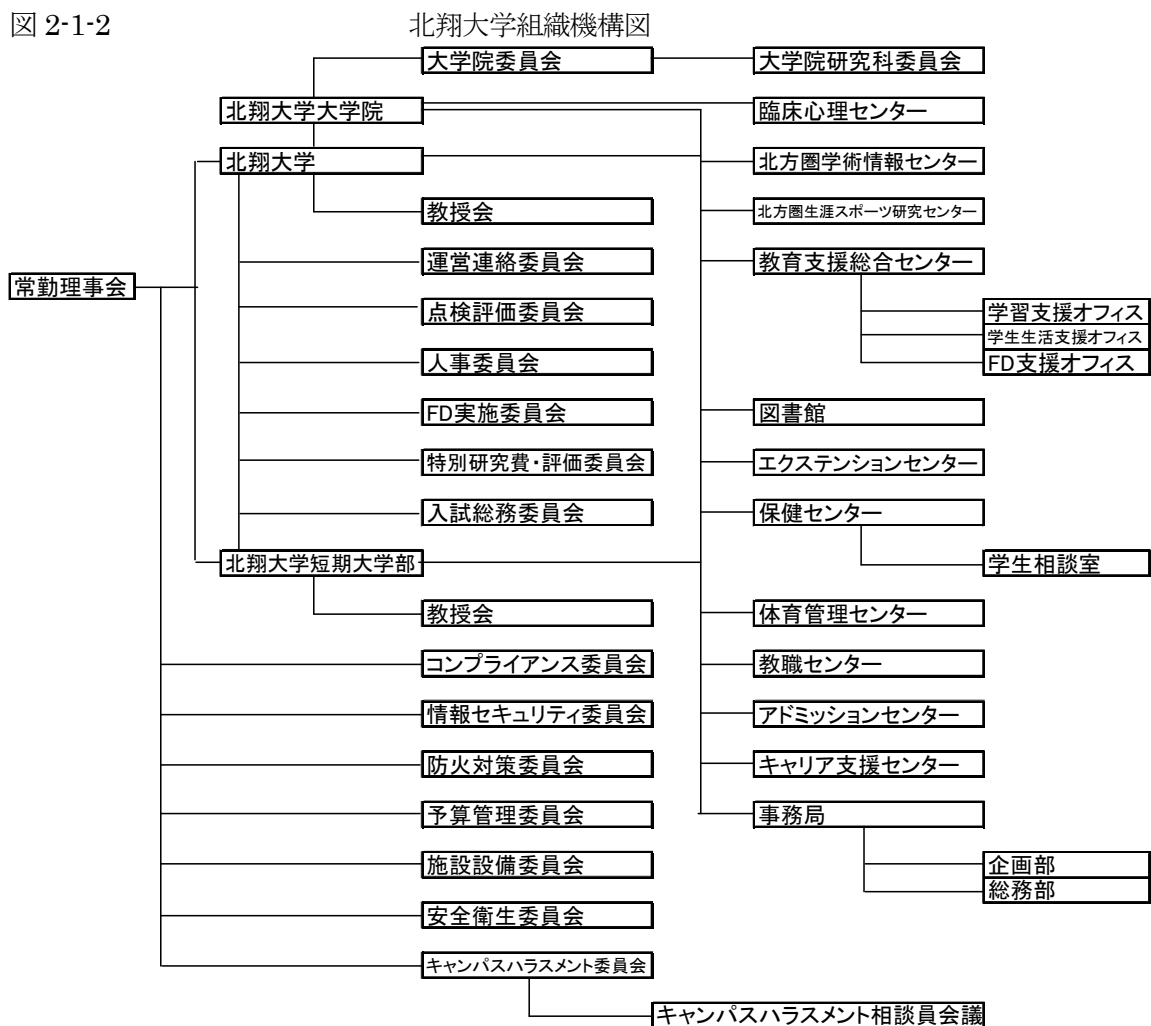
2-1-② 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が教育研究上の目的に照らして、それぞれ相互に適切な関連性を保っているか。

2-1-①で記述した教育研究組織が教育目的に沿って適切な関連性を保つために、会

議・委員会等を設置し規程により運営されている。

1. 各学部に「学部教授会」が置かれ、学則に記載された教育及び研究に関する基本方針等の事項について審議するため、教授会規程により毎月1回開催されている。また学部長が必要と認めたときは3学部の合同で行う「大学教授会」を招集することができる。さらには併設の短期大学との「合同教授会」の招集を可能としている。
2. 大学全体の運営に関し学長の諮問機関として「運営連絡委員会」が置かれている。運営連絡委員会は学長、副学長、研究科長、学部長、学科長、各センター長、各オフィス長、図書館長、研究センター長、事務局長で構成され、運営連絡委員会規程により月2回定例で開催され、教育・研究に関する重要な事項等の協議、学部間の連絡調整、その他全学的な連絡事項等の周知が行われ、その内容は各教授会、学科会議等で周知されている。
3. センター運営等、大学全体での調整が必要とされる事項については、各センター、オフィスに運営委員会等の全学にわたる委員会を置き、各学科から教員が構成委員として参加し、学部学科において齟齬のないように連携を図っている。

図 2-1-2



4. 北方圏学術情報センター及び北方圏生涯スポーツ研究センターについては、研究員で

ある各学部の教員の一部が運営委員として運営に参加している。

5. 大学院については、研究科の組織運営にあたる事項等については研究科ごとに研究科委員会を置き審議を行っている。大学院全体の運営に関しては大学院委員会を置き、重要な事項について審議を行っている。また大学院委員会の構成員に学部長を含めており、学部と大学院の連携を密にしている。

(2) 2-1の自己評価

3 学部 6 学科、2 研究科 3 専攻で構成される教育研究組織は、大学の使命・目的を達成するために適切な規模と構成で設置されており、施設、設備、教員数とも大学設置基準及び大学院設置基準を満たしている。またこれらの組織を運営するため、運営連絡委員会、大学教授会、学部教授会、各センター運営委員会を通して、相互に綿密な関連性が保たれ、かつ全学的連携が取られている。なお学部学科の構成については、入学希望者の動向の変化もあり、学部学科で学生数の偏りが出てきている。このような近年の社会状況の急激な変化に対応すべく、全学を跨ぐ将来構想の検討組織が必要となっている。

(3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

中教審答申「学士課程教育の構築に向けて」に示されているように、大学改革を促進する動きはスピードを増しており、これに対応するためには、学内の教育研究組織間の連携をさらに強化し、意思疎通をより迅速にする体制の整備が急務である。そのために、学長の諮問機関として学部長会議を月 2 回招集し、学長・副学長と各学部間、また学部同士の意思疎通を円滑に行う仕組みを整備している。また平成 23(2011)年度以降の将来構想について大学の若手の教職員による柔軟な発想・提案を受け、平成 22(2010)年度から若手メンバー主体の将来構想懇談会を設置することとした。

さらに、大学教育を巡る社会環境の変化、入学生の多様な背景を考慮し、平成 21(2009)年度に各学部で入学定員に関する検討が行われ、平成 23(2011)年度の入学定員については再度見直しがされた。

2-2. 人間形成のための教養教育が十分できるような組織上の措置がとられていること。

《2-2の視点》

2-2-① 教養教育が十分できるような組織上の措置が取られているか。

2-2-② 教養教育の運営上の責任体制が確立されているか。

(1) 2-2の事実の説明（現状）

2-2-① 教養教育が十分できるような組織上の措置が取られているか。

本学の建学の精神は、昭和 14(1939)年に創設された母体である北海ドレスメーカー女学園の「女性の社会的地位の向上を目指し、女性にふさわしい職業的技能と幅広い教養を身につけた、自立できる社会人の育成」に基づいている。実学を重視しつつも、職業人である前にひとりの人間として身につけるべき教養の重要性については、設立当初から十分に認識されており、本学における教養教育は、建学の精神の具現化である。今日、教養教育は、基礎教育と共に「社会人基礎力」の養成にとって不可欠の要素であり、本学では初年

次教育の柱の一つと位置付けている。

本学における教養教育は、それまで学部ごとに展開されてきた一般教養科目を、平成 16(2004)年度に、人間福祉学部と生涯学習システム学部の 2 学部を横断する「全学共通科目」として再編した。平成 21(2009)年度に、生涯スポーツ学部を新設し、既存の 2 学部も改組したことから、教育課程の新設・改編が必要となり、あらためて本学の建学の精神と教育の理念に照らし、「望ましい教養教育とは何か、また、その展開方法にはどのような工夫が必要か」に関する検討が平成 20(2008)年度に開始され、全 3 学部を横断する基礎科目と教養基礎科目からなる「全学共通科目」として再々編を行った。「英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ」や、「情報機器操作Ⅰ・Ⅱ」等、スキルとしても身につけておくべき科目が 1 年次に開設されている他、中・韓・英・独の語学と文化、「キャリアデザイン」、「健康体育」等が 1・2 年次に開設されている。

基礎科目として特筆すべきは、全学部 1 年次必修である大学で学ぶ上での知的・技術的リテラシーの獲得を目標にした「基礎教育セミナーⅠ・Ⅱ」である。特に「基礎教育セミナーⅠ」については、本学専任教員が執筆したオリジナルテキスト、『北翔スタンダードの確立をめざして』を使用し、第 1 章の「建学の精神と教育の理念」については初回時に学長自らが講義を担当する。オリジナルテキストは、平成 21(2009)年度に初刊、平成 22(2010)年度には増補改訂版を作成し、本学における教養教育の一層の浸透に貢献している。

次に、本学独自の教養基礎科目として、「総合科学 A・B・C・D」を挙げることができる。「総合科学 A」は人文科学、「総合科学 B」は社会科学、「総合科学 C」は自然科学、「総合科学 D」は応用科学の各分野であり、それぞれの科学分野に属する三つの科目（総合科学 A であれば、心理学、芸術学、哲学）の担当教員が相互の科目間の繋がりを考慮しつつオムニバスで講義を展開し、最終回は、担当教員全員が参加するシンポジウム形式で、学生と共にそれぞれの科学における半期の学習成果を確認する。個別の科目を受講する以上に、科学全体への関心を喚起する狙いがあり、オムニバス展開で多様な教授法に触れることを含めて、学生にとっては大学での学びの入門編になっている。担当教員は、学期末に成績評価のための情報共有の機会をもつばかりでなく、学期開始前には、学生によるアンケートや授業評価をもとに、オムニバス展開の意義と授業内容、成績評価基準等を確認し合うなど授業改善に積極的である。教養科目のこのような展開は本学でも初の試みであり、学生による評価に加えて担当教員にもアンケートを依頼し、展開方法の工夫に取り組んでいる。さらに、AO 入学、推薦入学等、早期に本学への入学を決定した学生に対して入学前学習支援プログラム、入学時のプレイスメントテスト（本学では日本語表現力テスト）の結果等を学生指導の参考とし、また、学習に困難や問題を感じる学生に対しては「学習サポート教室」を開講するなど、多様化する学生の学力に応じた教養教育を展開している。

2-2-② 教養教育の運営上の責任体制が確立されているか。

平成 20(2008)年度までは、全学共通科目として学生に履修させる科目の内容、構成、年次配当等の検討は、学部学科ではなく、全学組織である「教務委員会」が主管してきたが、平成 21(2009)年度の「教育支援総合センター」の開設に伴い、教務委員会はこの傘下に入り、「学習支援委員会」と名称を改めた。教育支援総合センターは、教学担当副学長をセンター長として、国全体の高等教育の動向と方向性を把握し、本学の教育課程の編成や学生指導、

FD・SDの展開方法等にそれらを反映させ、学生サービスの充実を図るために、事務組織を改編して設置された。平成21(2009)年度からの全学的な改組と教育課程の変更をひかえていたため、多様化する学生ニーズに対応するサービスの提供を目的に、教育職員と事務職員間にこれまで以上の密接な連携が図られ、特に教養教育の再編にあたっては、平成20(2008)年度内に設置された教育支援総合センター開設準備室が中心的な役割を担った。

教育支援総合センターが正式に設置され稼働した平成21(2009)年度以降は、全学共通科目の展開や履修に関わる主管は、同センター内の学習支援オフィスと教員組織である学習支援委員会となっている。学習支援委員会は各学科から選任される教員の組織であり、各学科の特殊性が考慮される。このため全学共通科目の履修のレベル（修得単位数や、必修科目とするか選択科目とするか等）について全学的に統一することは難しいが、卒業要件としては、1学科を除き必修12単位、選択4単位以上の修得を定めている。

全学共通科目については、原則として特定の曜日と時間帯に全学一斉展開とし、平成21(2009)年度以降は前学期は火曜日の1・2講時、後学期は同じく火曜日の1講時に開講している。開講曜日と時間の特定は、履修者の大多数を占める初年次学生に対し、教養科目に関する認知度を高める効果があり、また複数学部の学生が混交して受講することから、グループワーク等を通して、授業内容に対する関心を共有し、学部横断的な交流が生まれるという効果も生み出している。全学共通科目は原則として専任教員が担当し、非常勤教員が担当するのはやむを得ない場合に限られる。情報機器操作等実技系を別にすれば、履修者が多数となる場合が多く、担当教員は授業展開方法と成績評価に工夫をしている。また、平成21(2009)年度から教養基礎科目として再編された前出の「総合科学A・B・C・D」は、履修者数にばらつきが生じており、さらに「学生による授業評価」では、大人数による講義形態から派生する諸問題（私語や携帯電話）が指摘されている。教養科目に対する学生の知的関心に応えながら、履修者数の平準化を図ることにより、学生の満足度を高める工夫をしている。

履修者が多い教養科目については、教員の授業展開能力の開発が課題となるが、これに対応するために、学長を委員長とする全学組織のFD実施委員会の責任の下、教育支援総合センター内のFD支援オフィスと教員組織であるFD支援委員会によって、他大学の実践例の紹介を中心に、授業改善に関わる講演会や研修会が、外部講師を招聘して年数回開催されている。平成21(2009)年度には、学内教員の通常の講義を公開する公開授業とその後に意見交換会を開催し、さらに「学生FD会議」を導入して、授業展開にPDCAサイクルを導入し、教養教育の効果的実践のための学習機会をもっている。

（2）2－2の自己評価

学部ごとに開設していた教養基礎科目を全学共通科目として再構成し、学部を横断して提供する教育課程に統合したことには大きな意味と利点があった。それまで、各学部は、それぞれの教育目標と適合的な教養基礎科目を備えていたが、それらを全学に開放することにより、学生にとっては、教養科目が量質ともに拡大・深化し、これまで以上に充実するというメリットが得られたからである。他方、教員にとっては、学部の特殊性を超えて通底する基礎的な教養科目の必要性を再認識する機会となり、平成16(2003)年度の再編以降平成20(2008)年度までは、その全学的展開が定着すると同時に、より教育効果の高い展開

を求める検討が開始された期間でもあった。

平成 21(2009)年度の再々編は、中教審答申を受け、教育の質保証と多様化する学生ニーズへの対応という新たな社会的要請に応え、社会人基礎力の育成を視野に入れた新展開が教養基礎科目の編成に示されている。初歩的スキルの獲得と総合科学と銘打った知的世界への誘いは、専門教育への移行を円滑に進め、学習能力の向上効果を狙ったものであり、学生による授業評価の結果、その満足度が高いことから見ても目的は達成されつつある。

(3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

大学がユニバーサル段階に進行したことにより、入学生の背景は一層多様化し、学力も社会的適応能力も分化の一途を辿っている。このような状況に対応していくためには、学生の実態を把握し効果的に対応するシステムが不可欠である。今後は、教育支援総合センターを中心に、学力や社会的適応能力の不足を克服し、社会人基礎力を獲得していくためのプログラム開発とシステムの構築を検討していく。

2-3. 教育方針等を形成する組織と意思決定過程が、大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう整備され、十分に機能していること。

《2-3の視点》

2-3-① 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が適切に整備されているか。

2-3-② 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう十分に機能しているか。

(1) 2-3の事実の説明（現状）

2-3-① 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が適切に整備されているか。

教育研究に関わる学内意思決定機関として、学部においては「教授会」、大学院においては「大学院委員会」、「研究科委員会」が設置されている。各学部教授会は、学部長、学科長、教授、准教授及び専任の講師をもって組織され、学位授与・教育課程・入学者選抜の三つのポリシーを含む、教育研究に関わる意思決定機関である。教授会は毎月1回定例で開催されるが、学部長は、必要に応じて、臨時教授会や、他学部の教授会と合同で「大学教授会」を招集することができる。大学院の教育研究や教育課程等の基本に関する事項は大学院委員会が審議し、各研究科委員会は、当該研究科の教育課程や大学院生の研究指導に関わる事項を審議する。

この他、意思決定機関ではないが、月1回開催される学科会議において、教育課程など教育研究に関する実務の検討を行っている。

全学的な教育課程の編成に関わる基本方針の立案や、中教審答申等、文部科学省の教育改革プログラムへの対応は、平成 21(2009)年度に開設された教育支援総合センターがあたっている。この他に、学長、副学長、学部長、学科長、図書館長、各センター長、事務局長等をもって組織される「運営連絡委員会」が、学長の諮問機関として設置されている。さらに学長と各学部間の意思疎通を目的に、学長が招集する「学部長会議」があり、学部間の調整や大学教授会の招集等に関する意見交換が行われる。

教育支援総合センターは、教育支援総合センター長、学習支援委員長、学生生活支援委

員長、FD 支援委員長、保健センター長、学生相談室長、アドミッションセンター長、キャリア支援センター長、担当部長から成る「教育支援総合センター会議」を年4回定例で開催し、各部門を横断的に展開する全学的な学生サービスプログラムについて検討するが、教育研究に関わる専門的事項については、同センター内の学習支援委員会が調査及び審議を行い、その結果を教授会に報告する。

以上、本学では、教育研究に関わる学内意思決定機関は適切に整備されている。学部及び大学院、また全学横断的な教育研究に関わる審議・決定事項については、必要に応じ学長を通し「常勤理事会（理事長、専務理事、学長理事、学内理事、同一学校法人内の専門学校代表から成る）」に報告・提案され、審議を経て承認のうえ実施に移される。

2-3-② 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう十分に機能しているか。

各学部は、建学の精神に則った教育目的と人材養成方針を学則に明示し、学位授与・教育課程・入学者選抜の三つのポリシーを掲げ、それを基に教育研究活動を展開している。

学士課程においては、教育研究に関わる学内意思決定機関である学部教授会、大学教授会は、学部学科の教育目的に対応して、教育研究に係る案件の報告、協議、検討を行い、十分に機能している。大学院においても同様に、大学院委員会、研究科委員会は、教育研究に関わる意思決定機関として、教育研究に係る案件の報告、協議、検討を行い、十分に機能している。

また、学生サービス部門代表からなる教育支援総合センター会議において、教育研究に係る事項を横断的に検討している。センター内の学習支援委員会は学科の代表者、事務部門から構成されており、教務的事項を専らに毎月定例で審議検討を行い、前述の学科会議、学部教授会等への報告を行う等、十分に機能しているといえる。

学習者の要求に対応する機能としては、以下のように十分な配慮を行っており、機能しているといえる。

学生に対するきめ細かな指導を徹底するため、全学部・全学年に対して個別指導体制（ゼミ担当制、ガイダンスティーチャー制）が敷かれており、ゼミ開講時に、あるいはオフィスアワーを利用して、教員一人ひとりが学生の履修状況・生活状況を把握し、また学生の要求に対応できる体制を構築している。

次に、ゼミ担当教員による学生対応以外にも、教育支援総合センターが、広範な学生対応を行っている。同センター内の学習支援オフィスは履修に関わる相談に応じ、学生生活支援オフィスは学生生活上の相談に応じているが、特に「何でも相談」窓口は、学生の相談内容に応じて対応部署を紹介し、心身に関わる内容である場合には、保健センターや学生相談室と連携して対応する。「授業がよくわからない」「レポートの書き方がわからない」などのサポートを必要とする学生に対しては、図書館内のグループ学習ゾーンに教員が向いて指導する「学習サポート教室」が対応している。

この他に学期の授業終了時に実施される「学生による授業評価」や、隔年で実施される「学生生活調査」は、学生の要求を知り、対応していくための貴重なデータとして活用されている。特に「学生による授業評価」結果については、全教員に評価を返却し、評価に対する教員自身のコメントを求め、評価とコメントの双方を記載した「学生による授業評

価報告書」が全学に公開されている。教員名・科目名は、役職者用の配布版にのみ掲載され、全学公開版には不記載としてきた。平成 22(2010)年度からの授業評価票の改訂に合わせて、教員名・科目名等の全学的公開について検討している。

また、学部ごとに毎年開催してきた「卒業予定者と教員の懇談会」を、平成 21(2009)年度には学生 FD 会議に発展させ、学生と教員間に懇談に留まらない真摯な対話を実現させた。さらに、「保護者懇談会」を地方会場と本学会場で毎年開催し、保護者を通して学生の要求を把握し、これに対応できる体制を整備してきており、教育サービスの PDCA サイクルを構築しつつある。

(2) 2－3の自己評価

教育方針等を形成する組織と意思決定過程が、大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう整備が整い、提供している教育サービスの検証についても PDCA サイクルが構築されてきている。特に平成 21(2009)年度に開設された教育支援総合センターは教務系事務部門であった「学務部」を発展的に改編し、学生サービス部門の有機的連携によって、多様化した学生ニーズへの効果的な対応が可能になっている。組織間の意見調整を図り、大学全体の将来構想を経営・教学双方の観点から協議する、いわゆる「大学統治＝ガバナンス」的な機能は、現在は教学側代表が多数を占める学内理事を中心とする「常勤理事会」が果たしている。教学・経営の分離を維持しつつも、安定的な大学運営の方向性を教学・経営の両面から協議できる場となっている。

(3) 2－3の改善・向上方策（将来計画）

ユニバーサル化の進行と共に入学生の背景も多様化しつつあり、これらに対応できる教育サービスの一層の充実が課題であり、教育支援総合センターを中心に検討を加速させる。学生の実態を把握し、対応するシステムの構築には全学的な認識の共有と学内的なコンセンサスの醸成が必要であり、教学間、教学・経営間の速やかな意思疎通がこれまで以上に求められることから、大学全体のガバナンス機能をより強化していく。

〔基準2の自己評価〕

平成 21(2009)年度の新学部の設置、既存学部学科の改組によりスタートした新たな教育研究組織は、大学の使命・目的に沿い、かつ相互の連携により適切に運営されているが、入学定員の充足度に学部間の偏りが生じている。教養教育については、教養基礎科目の全学共通展開に発展させ、社会人基礎力養成のための基礎的スキルと教養の獲得を教育課程に反映させている。大学運営は、教学と経営の分離独立を原則に行っているが、学長をはじめ教学側代表が複数含まれる常勤理事会によって、相互の意思疎通が図られている。

〔基準2の改善・向上方策（将来計画）〕

今日、大学の使命・目的を達成していくためには、多様な背景をもつ学生のニーズに対応できる、円滑かつ迅速な意思決定が必要である。そのためには、現行の教育研究組織を検証し、さらに将来に向けて必要な改善を加え、具体的な将来構想を検討していく。

基準3. 教育課程

3-1. 教育目的が教育課程や教育方法等に十分反映されていること。

《3-1の視点》

3-1-① 建学の精神・大学の基本理念及び学生のニーズや社会的需要に基づき、学部、学科又は課程、研究科又は専攻ごとの教育目的が設定され、学則等に定められ、かつ公表されているか。

3-1-② 教育目的の達成のために、課程別の教育課程の編成方針が適切に設定されているか。

3-1-③ 教育目的が教育方法等に十分反映されているか。

(1) 3-1の事実の説明（現状）

3-1-① 建学の精神・大学の基本理念及び学生のニーズや社会的需要に基づき、学部、学科又は課程、研究科又は専攻ごとの教育目的が設定され、学則等に定められ、かつ公表されているか。

本学は、建学の精神と教育理念を根本に据えた人材育成をもって文化の向上、社会の福祉及び地域の発展に寄与することを目的としている。

学士課程においては、学生のニーズや社会的需要に鑑み、それぞれの専門性に基づき、教育目的を設定し、学則に定める(表3-1-1)とともに、入学案内、学生便覧等に明示し、本学ホームページに掲載するなど公表に努めている。

表3-1-1

学科教育目的（大学学則第2条）

人間福祉学部	地域福祉学科	地域福祉理論と介護福祉理論を基盤として在宅や施設など地域における福祉実践を学び、社会福祉士及び介護福祉士における知識・技術・倫理に基づき、人々の生活の質の向上及び地域福祉の推進を担う人材の育成を目的とする。
	医療福祉学科	社会福祉学を基礎に学際的な知見を深め、疾病や障害によって生ずる様々な生活課題を多面的・科学的に理解し、その解決や自立生活を支援する社会福祉士・精神保健福祉士等の人材の育成を目的とする。
	福祉心理学科	社会福祉理論を基盤とし、「こころとからだのケア」に焦点をあて、心理学及び養護実践学領域の専門知識・技術を学び、人々の生涯を通じた心身の健康の維持を支援する人材の育成を目的とする。
生涯学習システム学部	健康プランニング学科	人々の心身にわたる健康づくりのプランナーとしての経営能力を磨き、感性豊かで視野の広い実践力のある生涯学習支援者の育成を目的とする。
	芸術メディア学科	さまざまな芸術分野の専門知識・技術を学び、人々がゆとりとうるおいのある生活を実現し、より豊かな人生を送るための生涯学習支援者の育成を目的とする。
	学習コーチング学科	学習者の自発的な行動を促し、目標達成を支援するコーチングに関する知識・技術・理論を学び、多様な指導技術を身につけた、未来を担う子どもたちの学習を支援する人材の育成を目的とする。
スポーツ学部	スポーツ教育学科	スポーツ教育に関する高い専門知識と実践的技術を学び、生涯スポーツ社会の実現に向けて、競技スポーツ、学校教育、地域社会で活躍できる人間性豊かな人材を育成することを目的とする。

また、大学設置基準に則り、社会的需要に即して、平成9(1997)年に人間福祉学部開設

以来（「Ⅱ．沿革と現況」詳細記載）、平成 21(2009)年には生涯スポーツ学部スポーツ教育学科を設置して、現在 3 学部 6 学科構成で展開している。各学科は各学部の教育目的に沿った学科の教育目標を設定し、学生に公表している。以下、学部学科における現状である。

1. 人間福祉学部

地域住民一人ひとりの尊厳の維持と人権が尊重される福祉の実現と地域社会の創造を目指すことを基本理念としている。地域社会において、住民の要求に応じた地域貢献を重視し、幅広い教養と実践的技能を持つ人間性豊かな人材を育成し、地域社会における知的拠点になることを目指している。このような理念や目的を基に、学科の構成、教育課程の編成を行っている。

(1)地域福祉学科（平成 21(2009)年度介護福祉学科を名称変更）

地域福祉学科の前身である介護福祉学科は、北海道で初めて四年制大学として介護福祉士養成を行い、介護福祉士と社会福祉士受験資格の 2 資格を同時取得できる学科として、大学創設時より社会的責任を担ってきた。既に 10 期の卒業生を輩出し、その多くが北海道内の介護福祉職として、またそのリーダーとして活躍しつつある。平成 16(2004)年度には地域ケアコースとの 2 コース制とした。

その後、平成 21(2009)年度より地域福祉学科に名称変更、社会福祉コース・介護福祉コースの 2 コース制に再編成し、社会福祉分野における社会福祉士・介護福祉士の専門職養成を軸に、地域で生活する人々を支え、福祉の視点を持ち幅広く活躍する人材育成を目的としている。そのため、教育課程においては、両コースに共通する社会福祉士受験資格に関わる科目とともに、社会福祉コースにおいてはコース独自の実習科目をはじめ、関連領域及びより専門性が高められる科目を、介護福祉コースにおいては介護福祉士受験資格に関わる科目を配置している。これらの多くの科目において、学習効果を高めるため、小グループを中心とした演習・実習等の実践的方法を取り入れている。

(2)医療福祉学科（平成 21(2009)年度生活福祉学科を名称変更）

介護の社会化など、福祉への国民の関心の高まりとともに福祉を学びたいという学生の増加を背景に、平成 9(1997)年度に生活福祉学科として開設された。我が国の福祉は、平成 12(2000)年 6 月に社会福祉法が制定され、措置制度から契約をもとにした国民誰もが福祉サービスを利用できる制度に転換し、同年度から介護保険制度が実施されるなど、福祉が一般化し、卒業後の進路も拡大された。「福祉」が人間の日々の営みにとって必要不可欠であるという視点から「生活」とは何か、生活を支えるための福祉専門職として何が必要かということを重視した教育を行い、福祉の職場において、より当事者の生活を重視した相談援助を行うことのできる人材育成をこれまで目指してきた。

介護保険制度等の展開により、医療と福祉の連携が地域生活支援に必要不可欠となったが、そうした時代の要請に応えるために、平成 21(2009)年度からは、より専門性に特化した学科として医療分野におけるソーシャルワーカー養成を中心とする医療福祉学科に学科名称の変更を行った。

(3)福祉心理学科

一人ひとりのニーズに応じた地域貢献、生活の質（QOL（Quality Of Life））の向上を考える場合、「こころ」と「からだ」の健康は不可分の関係にあり、従来の心理学的アプローチとしての「こころのケア」を実践するためには「こころ」とともに「からだ」

のケアについての学習が不可欠ととらえている。この理念に基づき、「こころとからだのケア」に焦点をあて、生涯を通じた心身の健康の維持をサポートする人材の育成を目的として、平成 13(2001)年度に開設された。対人援助に必要とされる基本的な人間への理解力を身につけながら、同時に心理、福祉、保健分野の専門性を高めることを目指している。

2. 生涯学習システム学部

「生涯学習をシステムのとらえ、人々の生涯学習を支援する人材を育成する」「北海道をはじめ、各地の過疎化現象の特殊性を踏まえ、活力ある元気なふるさとづくりを推進できる人材を育成する」ことを目指している。

(1)健康プランニング学科（平成 21(2009)年度生涯スポーツ学部スポーツ教育学科に改組）

「人々が心身ともに健康な生活を営むことができるよう、各年齢層に応じた健康指導やレクリエーション、スポーツなどの学習支援に関する理論と実践や衣・食・住に関わる地域生活や共生社会における生き方、地域の学習環境の向上・発展に関する理論と実践にかかわる学域の構築」を目的としている。「自らの可能性を開花させ、人格形成と自己実現を図る」ことを教育目標に、心身の健康は生涯学習の基盤であると押さえ、①発達段階や年齢に応じた生涯スポーツ、②運動・栄養・休養を総合的に捉える、③うまいのある生活を目指すという、三つの視点を設定している。

(2)芸術メディア学科

芸術には、人間に本来備わっている美を求める本能や自己表現の要求を満たし、人格全体を創造的に発展させる力がある。「美術」、「メディアデザイン」、「空間デザイン」、「服飾美術」、「音楽」、「舞台芸術」の 6 つの専門分野をコースとして、各コースにおいて理論と実践に関わる研究を深め、創造力を養い、係わるスキルを向上させる。同時に、コラボレーション活動やイベント発表活動を活発に行うことによって、専門分野を深化させ、コミュニケーション能力を発展させる。本学科で養う創造力とコミュニケーション能力は、人生を生き抜く“力”となり、より豊かな人生を送る“力”となる。その“力”を生涯学習社会に役立て、幅広い世代の人々が豊かな人生を送ることをサポートし、地域の活性化に貢献できる人材を育成することが芸術メディア学科の目的である。

(3)学習コーチング学科

平成18(2006)年開設以来、学習者の自発的な行動を促し、目標達成を支援するコーチングに関する知識・技術・理論を学び、多様な指導技術を身につけるとともに、未来を担う子どもたちの学習を支援する人材の育成を目指し、着実な成果をあげている。「コーチング」に関する学びを基盤にした教師の指導技術の教育・研究を目指して、コーチングに関する多様な指導技術を身につけた、子どもたちの自己実現を支援する専門家の育成を最大の目的としている。

3. 生涯スポーツ学部（平成 21(2009)年度生涯学習システム学部健康プランニング学科を改組）

教育目的は、スポーツや健康に関する理論や実践について探究し、主体的・活動的・健康的な生き方を実践・支援できる、生涯にわたってスポーツに親しむことができる健康で豊かな「生涯スポーツ社会」の構築に貢献できる人材の育成である。

(1)スポーツ教育学科

教育目的は、スポーツ教育学に関する高い専門知識と実践的技術を学び、生涯スポーツ社会の実現に向けて、競技スポーツ、学校教育、地域社会で活躍できる人間性豊かな人材の育成である。

4. 大学院

本学大学院は二つの研究科のもと、修士課程には三つの専攻を有している。各専攻は大学院の目的及び研究科の教育目的に基づき、専攻ごとに具体的な教育課程を擁している。具体的教育目的は、大学院学則第2条に定め（表3-1-2）、大学院用学生便覧及びホームページに掲載するなど公表に努めている。

表3-1-2 研究科教育目的（大学院学則第2条）

人間福祉学研究科	人間福祉学専攻	新たな「福祉のまちづくり」における高齢者福祉、児童福祉、障がい者福祉、地域福祉、福祉環境などの政策制度等について、幅広く指導的な対応ができる人材の育成を目的とする。
	臨床心理学専攻	学校、病院や社会福祉施設をはじめとする各種臨床現場で、他の専門職と十分な連携を図りながら心理臨床活動に従事できる人材の育成を目的とする。
生涯学習学研究科 生涯学習学専攻		地域における生涯学習を振興することのできる資質・能力を身につけた研究者・上級職業人の育成を目的とする。

3-1-② 教育目的の達成のために、課程別の教育課程の編成方針が適切に設定されているか。

学士課程

学部教育課程の編成にあたっては教育目的を設定し、その達成のため各学科の教務担当者が主体となり、教育課程原案を策定して、学習支援委員会を経て学部教授会に諮られる。学習支援委員会及び学部教授会では、教育目標達成、学生のニーズに応える観点から教育課程を審議しており、編成方針を適切に設定している。

1. 人間福祉学部

対人援助の専門的知識や技術を学ぶ学部として、高い人権意識を基盤に人間関係を形成する基本的能力の修得を目指す教育課程を編成している。福祉領域に留まらず、多様な領域の問題に対応できる、普遍的な援助技術と価値観を身につけ、同時にそれぞれの領域で発生する、個別的な問題に対応できる領域固有の専門性を併せ持つ人材の育成を目標に、講義による学習はもとより、少人数での演習、実習等を重視し、より実践的な能力の涵養を目指している。

(1)地域福祉学科

社会福祉コースは、地域に住んでいる、子ども・障害のある方・高齢の方などの生活を支援するソーシャルワーカー（社会福祉士）を養成している。地域福祉の視点から住民主体のコミュニティづくりを目指している。そのため、1年次から住民と触れ合う機会やステップアップ方式の実習を通じて、専門的な相談援助を学んでいる。また、福祉の学習を活かし、一般企業も含めた様々な分野で成長し活躍できる人材を育成して、4年間の学習を通して、社会福祉士国家試験受験資格を取得することを可能としている。

介護福祉コースは、学内での講義や演習から介護福祉に必要な知識と技術を習得させ

る。また、1 年次の「介護基礎演習」を始め、2 年次の「介護実習Ⅰ・Ⅱ」を通して、継続的に地域社会に密着した介護福祉のあるべき姿を学び、4 年間の学習を通して、介護福祉士国家試験受験資格と社会福祉士国家試験受験資格を取得することを可能としている。

(2)医療福祉学科

「生活」を支えるには人間の全体性を把握することが重要であるという視点から、一般ソーシャルワークの領域における社会福祉士養成課程、精神科病院等における福祉専門職（精神保健福祉士）を養成するための課程、人間の生活の拠点としての住環境についてより専門的に学ぶ課程もあわせて用意し、2 年次から社会福祉コース（社会福祉士）、医療福祉（精神保健福祉士）コース、福祉環境デザイン（2 級建築士）コースにわかれて学生の関心領域の深まりを促進するとともに社会福祉に対する広い見識と専門性を培う教育課程編成としている。2 年次から 3 コースに分かれ、徹底した少人数教育のもと、フィールドワークを重視した専門性の確保を目指す方針をとっている。

平成 21(2009)年度からは、医療現場における相談援助職（医療ソーシャルワーカー・精神保健福祉士）を養成する学科として、医療福祉学科に名称変更し、医療機関等に働く福祉専門職養成のためのカリキュラムを強化し、3 年次から医療ソーシャルワーカー養成の医療福祉コースと精神保健福祉士養成の精神保健福祉コースの 2 コース制を採用した。両コースとも社会福祉士養成課程に医療領域との連携が可能となる専門性を付加した内容となっている。

(3)福祉心理学科

福祉のための心理学という視点から、教育課程を編成している。1 年次の学部共通科目として、福祉理念を学ぶことにより、福祉実践者としての共通の土台を形成する。福祉心理を学習する前提となる人間や文化の理解に関連する知識を併せて深めている。2 年次において、専門基礎科目として、心理学、臨床心理学、カウンセリングおよび養護実践学の各領域の専門科目を福祉理念と有機的に結びつけながら学習している。臨床心理学コース、福祉カウンセリングコース、養護実践学コースの 3 コースをおき、3 年次以降、コース共通科目・コース専門科目において、QOL の向上に不可欠である健康維持に必要な「こころとからだのケア」についての知識および技術を理論的・実践的に追求していくことによって、全人的にバランスのとれた福祉心理専門職を養成する編成としている。

2. 生涯学習システム学部

豊かな感性と確かな技術で芸術を通じた潤いのある人生を支援する人材の育成や幼児や児童生徒の学習活動を支援する人材の育成を目指している。

美術・音楽・メディアデザイン・空間デザイン・服飾美術・舞台芸術の各分野における専門知識と技術を身につけるための科目群、幼稚園・小学校・特別支援学校で、教師として活躍できる人材を育成するための科目群、社会教育主事や学芸員など社会教育の中で活躍する人材を育成する科目群で教育課程を編成している。

(1)健康プランニング学科

運動・栄養・休養を通して健康づくりをプランニングできる人材の育成を目指す学科の教育目標に対応して、健康スポーツ・健康サポート・アウトドアマネジメントコース

の3コース制をとり、3年次に選択し、それぞれより専門的な履修を可能としている。

学科専門科目は、学科の教育目標を実現させるために基盤となる専門基礎教育を必修としている。学生と社会の多様なニーズに対応するため、平成16(2004)年、18(2006)年に教育課程を改正した。平成18(2006)年度改正カリキュラムでは、運動・スポーツを志向する入学者が多いこと等から、教育目標に示した生涯スポーツに関する系統的な理論学習と実践力を養う実技科目の充実を図っている。なお、平成21(2009)年度に健康プランニング学科の発展的改組によって生涯スポーツ学部を新設したことにより、平成20(2008)年度入学生が最終学年となる。

(2)芸術メディア学科

平成12(2000)年開設の後、平成16(2004)年に教育課程を改正し、メディアデザイン、美術、音楽、スペースデザインの4コース制にし各分野の専門科目を配置した。さらに平成21(2009)年からは美術、メディアデザイン、空間デザイン、服飾美術、音楽、舞台芸術の6コース制をとり、学科専門科目には学年進行にしたがって基礎的科目から専門的科目へ体系的に能力を高めることを可能にした科目で編成している。また、教員免許状(高校美術、高校工芸、中学美術、高校情報、高校音楽、中学音楽)、建築士(1級、2級)、木造建築士、商業施設士、インテリアプランナーの資格関連科目が配置されている。特に3年次の専門演習と4年次の卒業研究は少人数制ゼミ形式をとっており、きめの細かい指導を行っている。

(3)学習コーチング学科

体系的教育課程が編成され、内容は適切に実施されている。必修科目及び選択科目の履修により「幼稚園・小学校・特別支援学校教諭1種免許状」が取得可能な編成となっている。平成22(2010)年度入学生から、幼稚園・小学校・特別支援学校教諭を目指す、学校種ごとの確かな教育的実践力の育成を確実なものとするために、コース制を取り入れた教育課程の改編を行っている。卒業時に幼稚園・小学校・特別支援学校教諭1種免許状が取得できることは従前通りであるが、さらに主たる希望学校種での教員として必要な知識理解と実践的指導力向上を目指す編成としている。

3. 生涯スポーツ学部

スポーツや健康・教育に関する基本理論を学び、地域やスポーツ現場のニーズに応じた実践的で人間性豊かな指導者育成を教育課程方針に定めている。生涯学習社会と地域の関連性を学ぶ「生涯学習論」、生涯スポーツの現代的問題や指導者としての必要な課題を学ぶ「生涯スポーツ学」、栄養・運動・休養の基本と健康的で豊かな生涯スポーツ社会への貢献を学ぶ「健康学」を学部のコア科目として位置付け、さらに年次ごとに専門科目、演習・実習科目を配置し、より実践的でコミュニケーション能力豊かな人材の育成を目標に教育課程を編成している。

(1)スポーツ教育学科

学部は1学科で構成している。1・2年次は健康・生活の基礎理論を主体に学部基礎科目22科目、生涯スポーツの実技や野外教育実習などの学科専門科目59科目を中心に学び、3年次には自らの興味関心や将来像に従って、健康プランニングコース、スポーツ教育コース、スポーツトレーナーコースの3コースより選択をする。コース専門科目には演習・実習科目を多く配置し、より実践的でコミュニケーション能力豊かな人材を育

成できる教育課程となっている。

4. 大学院人間福祉学研究科

平成 13(2001)年に開設以来、人間福祉学部で培った知識技術を一層高め、社会福祉の現場や行政・企業などからの要請に積極的に対応し、21 世紀を担う指導者の人材の養成を狙いとしている。

(1)人間福祉学専攻

人々の生活に根ざした福祉を目指し、国の社会福祉基礎構造改革を目指す 21 世紀型福祉の担い手にふさわしい生活者の生活援助という視点に立った教育課程としている。

「生活」を中心に福祉理念を再構築し、現代の様々な福祉の在りように柔軟に対処し貢献できる人材の育成を目指している。

(2)臨床心理学専攻

福祉実践者としての基礎理念をさらに深め、臨床心理学の専門的観点から社会に貢献できる人材を養成する教育課程としている。(財) 日本臨床心理士資格認定協会の定めるところの臨床心理士養成カリキュラムに添いながら、実習・演習を重点的に組み込み、より実践的な資質・能力の向上に努めている。

5. 大学院生涯学習学研究科生涯学習学専攻

学則に明示された本研究科の目的達成のために、教育課程は生涯学習学理論領域と生涯学習活動論領域の 2 領域で構成し、前者は生涯学習の原理、計画、行政、評価など、教育学や心理学を基礎に生涯学習理論を研究し、後者では青少年教育と成人・高齢者教育という伝統的な領域だけでなく、生涯スポーツ、生涯音楽や生涯美術、生活文化等の活動領域を選択履修する。なお、専修教員免許状に必要な教職科目や学校心理士資格に必要な科目も開設している。

3-1-③ 教育目的が教育方法等に十分反映されているか。

1. 人間福祉学部

完成年度である平成 12(2000)年以降、福祉心理学科の設置や数度のカリキュラム改正を経て現在に至るが、その都度、原点に立ち返り、生活に根ざした福祉とは何か、という問題意識を基本として検討を行ってきた。しかしながら、人間福祉学部設置以来、福祉に関わる情勢も大きく変化してきたため、平成 21(2009)年度から、より効率的で現実に沿った教育理念と教育方針、および学科の構成や教育課程についても大幅な改訂を行い、効果検証を行っているところである。その間、社会福祉士、精神保健福祉士の国家試験合格率も向上してきており、様々な取り組みが成果を上げ始めていると考えることもできる。

また学部の特色上、福祉関係の実習科目が多く、学科、科目担当教員及び実習施設と連絡を取り、実習を円滑に実施するために福祉実習支援センターを学部に設置し、学部の運営委員に加え事務職員 2 人を配置している。

(1)地域福祉学科

社会福祉援助についての知識・技術・価値を習得できるよう、本学科では 1 年次からの積み上げ方式で実習カリキュラムを構成している。両コース共に 1 年次に「社会福祉基礎実習」を行い、社会福祉の現状への理解を促している。続いて、社会福祉コースで

は、2年次に「社会福祉入門実習」、3年次に社会福祉士養成課程の「相談援助実習」、4年次に「社会福祉専門実習」、及び社会福祉士国家試験合格に向けた科目を配置している。介護福祉コースでは、2年次に「介護実習Ⅰ・Ⅱ」、3年次に社会福祉士養成課程の「相談援助実習」、4年次に「介護実習指導Ⅲ」等に訪問介護実習を配置している。これらの積み上げの実習体験と実習前後の指導を通して、社会福祉の現状や課題の理解と共に、自己覚知や自己課題を明らかに、それぞれの専門職を目指すことを可能としている。

また、幅広く活躍する人材を育成するためには、主体的な学習態度を学生に身につけさせる必要がある。そこで、両コース共に、「専門演習Ⅰ・Ⅱ」を含め、小グループによる指導の機会を数多く設け、学生が主体性を身につけ、基礎的知識、コミュニケーション能力、専門職としての力量をより高めて、広い視野を持つことができることを目指している。

(2)医療福祉学科

平成21(2009)年度から医療福祉学科に名称変更したが、医療現場における相談援助職養成に向けて実習・演習を重視した内容となっている。1年次では、2年次以降の専門課程につなげるための基礎的な学力養成を目指す「基礎教育セミナーⅠ・Ⅱ」と福祉サービス利用者の理解を深めるための体験を積み重ねる「基礎演習」を用意し、2年次以降は「専門演習Ⅰ・Ⅱ」(2年・3年)、社会福祉士養成課程の「相談援助実習」(3年)、精神保健福祉士養成のための「精神保健福祉援助実習」(4年)、「医療福祉実習」(4年次・一般病院)等を配置して行っている。

(3)福祉心理学科

平成21(2009)年度より、3コース制に改め、カリキュラム改訂を行った。学生のニーズならびに社会的要請の変化に柔軟に対応するため、専門科目を倍増し、各コースの専門性を高める教育課程を編成した。学生の興味関心を高めることを狙いとして、1年次に専門基礎科目を配置した。講義形式の授業においても、学生相互の学びを狙いとして、グループ学習を中心とした展開、学内実習ならびに学外実習では、徹底した少人数による体験型の学習を取り入れる工夫を行っている。

学生の専門領域への関心の深まりにあわせたコース制を置いている。時代のニーズに対応する福祉心理専門職をより具体化するために、3コース(臨床心理学コース・福祉カウンセリングコース・養護実践学コース)を設定している。臨床心理学コースでは、大学院進学による臨床心理士資格取得を視野に入れ、臨床心理現場において心理的問題の解決を援助できる学習内容・指導体制としている。福祉カウンセリングコースでは、社会福祉士の資格取得を視野に入れて、子どもから高齢者に至る福祉の領域において心理的サポートを実現できる体制としている。養護実践学コースでは、養護教諭1種免許状の取得を視野に入れ、子どもの健康の維持・増進を援助することが可能となる体制をとっている。

専門領域の教育方法は、共に学び合う少人数の演習形式を基本とする。1年次「基礎教育セミナーⅠ・Ⅱ」、2年次「専門演習Ⅰ」、3年次「専門演習Ⅱ」、4年次「卒業研究」、「卒業論文」とゼミ展開を行う。3年次以降のゼミは所属するコースを超えて学生の自らの興味関心ならびにニーズに基づき、自由にゼミを選択できる体制をとっている。

2. 生涯学習システム学部

生涯学習社会を支える人材の養成を目的として、生涯学習に関連した科目を主に学部共通科目に配置している。社会教育主事や学芸員の任用資格取得を可能とする科目を置き、体験型実習を可能としている。教職を志望する学生が多いことから、教職に関する科目は体系的な教育課程となるように工夫をしている。

(1)健康プランニング学科

生涯学習という幅広い分野から、自らの関心の深まりに合わせて専門性を高めることができるように、平成 18(2006)年度にはコース制の見直しを図り、学びの目的を明確にし、併せて履修人数の適正化を図った。さらに卒業後の進路に結びつけるための資格取得について、学科の教育目標の中核となる共通性のある保健体育の中学校・高等学校教諭 1 種免許状や健康運動実践指導者などの資格はすべてのコースで取得可能とした上で、コースごとに専門性を活かした特色ある資格取得を可能としている。

また学内行事である新入生交流会の企画を、3 年次の学生が「専門演習」を通して企画、実施している。異なる学年の交流を促進するとともに 3 年生はマネジメントのトレーニングとなり、経営力の醸成を図るなど機会あるごとに実践力養成に努めている。さらに「視野の広い実践力のある」生涯学習支援者を育成するために、学外との体験実習と地域貢献を積極的に実施している。

(2)芸術メディア学科

生涯学習支援者としての資質を高めることを目的にして、美術コース、メディアデザインコース、空間デザインコース、服飾美術コース、音楽コース、舞台芸術コースいずれのコースにおいても、企画力、表現力、技術力、創造力等を身につけた社会で活躍できる人材を育成している。

すなわち生涯学習支援に不可欠な力の育成過程において、学生には学習成果を発表する多様な機会を与えている。それらの企画から学生には主体的に参画させており、広報、運営に至るまで、経験を積ませている。具体的には、美術の展覧会、音楽演奏会、ファッションショー、舞台公演、発表会等を企画開催し、一連の活動の中で協働することを学び、コミュニケーション能力を高め、各々の分野における専門家として育成すべく、より実践的な教育方法を工夫している。

(3)学習コーチング学科

主として教員養成を目指す学科であるため、教育課程においては教科・教職科目が適切に配置されている。加えて、コーチング手法を取り入れた授業・教室経営と多様な学習活動・教科指導法を身につけるために、模擬授業や授業研究などを 3・4 年次中心に組み入れている。また、教員採用への合格率を上げるために夏季・冬季・春季の休業期間に特設した対策講座を実施している。講師として現職の卒業生の体験や指導の実際に触れさせ、より実践的な学習となるよう配慮している。

実践的指導力育成のためには学内での学習にとどまることなく、コンサート鑑賞や科学館見学学習など実物教育・体験学習などを積極的に組み込んで多様な学習活動となるよう配慮している。とくに幼稚園コースでは、科目担当に幼稚園の現職園長を委嘱しており、幼稚園での指導の実際を体験し、より実践的な学習を進めている。

小学校コースでは SAT(School Assistant Teacher)として江別市・札幌市の小学校 14 校へ 30 人、理科支援指導員として 2 校 4 人が従事し、指導力の研鑽を積み上げている。

また、現職の教員が参加して学生と共に実施している「学習コーチング研究会」は平成 21(2009)年で 4 回目を迎えた。学習におけるコーチングについての提言と「傾聴のスキル」のワークショップ、加えて小学校の理科離れの問題が指摘される今日的課題を前提に実験学習を組み入れた授業公開をし、現職教員との研究交流・検討会を行った。このように現職教員から指摘・アドバイスを学生にとっての得難い学習機会ととらえ、より実践的な教育方法を工夫しており、今後も継続発展させていく。

3. 生涯スポーツ学部

人間生活に不可欠である健康生活、生涯スポーツの基礎理論・実技を 1・2 年次に修得し、3 年次以降自らの学ぶべき姿に従って、コース選択が可能なカリキュラムであり、いずれのコースも中学校・高等学校保健体育教諭 1 種免許状を取得できる。

(1) スポーツ教育学科

スポーツ教育コースでは、昨今の学校教育課題に対応できる教員養成を目指しているため、2 年次に「野外教育実習」を位置付け、集団行動やコミュニケーション能力を養い、2・3 年次には「スポーツ指導演習」科目履修後、「スポーツ教育演習」「学校教育研究」を通して、実力ある教員の養成を目指すカリキュラムとしている。

健康プランニングコース、スポーツトレーナーコースは、北海道唯一の大学における健康運動指導士養成課程、アスレティックトレーナー養成課程として、より実践的な人材を育成できるよう学外実習（「健康産業施設実習」、「アスレティック指導実習 A・B」）を重視したカリキュラムとしている。

コース共通として、1 年次は教養科目や学部基礎科目、「基礎教育セミナー」を通して大学生活の基礎を、2 年次では生涯学習システム学部健康プランニング学科で培ったボランティア活動を発展させた「地域支援実習」を通して、地域社会とのつながりを体験し、3 年次では専門の実習として学外実習に学び、段階的な演習・実習を通して、専門的な知識・技術を身につける教育方法をとっている。

1 年次、3 年次、4 年次はガイダンスティーチャーが担当する「基礎教育セミナー」や「専門演習」「卒業研究」の科目を通して、きめ細やかな学生指導を実施している。2 年次については平成 22(2010)年度からオフィスアワーの時間を通して、1 年次の学習内容を復習する「フォローアップ課題」を実施し、基礎学力の向上を図り、オフィスアワーの面談をより実質的な時間として改善を図っている。

4. 大学院

研究指導に関わる科目を教育課程に必修として組み入れて、履修を通して修士論文作成や研究能力の向上を目標に教育方針がたてられ、周到な準備のもとで完成した修士論文を発表会等で適切に発表する能力をも培っている。2 研究科 3 専攻の教育課程の目的は、学則上に定められており、教育課程に反映されている。また、入学時オリエンテーションにおいて、教育課程についての詳細な説明を行い、学生への周知を図っている。

(1) 人間福祉学研究科

収容学生数に対して十分な教員数を充てており、少人数の講義・演習・実習およびメンターマンの研究指導体制によって、十分な教育効果を上げている。

(2) 生涯学習学研究科

社会人学生の割合が多いが、教育方法については、教育課程方針に則り柔軟な方法を

とることにより効果を上げている。

(2) 3-1の自己評価

本学の教育目的は、学則に明確に定めている。加えて、社会環境の変化や学生のニーズの変化を的確に分析し検討を踏まえながら、改組を重ねている。平成 21(2009)年度には、新学部を設置して 3 学部構成としたが、学部学科の教育課程編成方針は、教育目的の達成のために適切に設定されており、教育課程や教育方法等に十分に反映されている。その教育方法については、継続的に検討を行っており、多様な取り組みを実施している。以上のことから、教育目的は教育課程や教育方法等に十分反映されていると評価できる。

教育課程の枠組みである全学共通科目、学部共通（基礎）科目、学科専門科目のさらなる検討と、それらの連携を継続検討しているのは、学士課程における今後の入学生に対応した初年次教育として、スタディスキル、スチューデントスキルを培うことを喫緊の課題ととらえているからである。初年次教育から 2 年次教育、専門教育へのつながりを継続検討し、ひいては、入学前の導入教育から継続的な教育を可能とするべく、教育課程の見直しを図り、建学の精神に即した人材育成を今後も続ける必要性を全学的に認識している。初年次に読解力、表現力、文章力を培う教育課程の構築が急がれるなか、平成 21(2009)年度からは全学共通科目の大幅な改編を行った。学生と教員を対象に、コアカリキュラムの検証を行い、語学関連科目の充実を図る必要性から、平成 22(2010)年度から一部科目増を行っている。平成 21(2009)年度から全学共通科目に新設された「基礎教育セミナーⅠ」において初年次教育の実践を全学的に開始し、コアカリキュラムの検討を継続している。平成 21(2009)年度は「大学で学ぶということ」「ノートの取り方」「文章の書き方」「情報検索の方法」の 4 項目をコアとした。平成 22(2010)年度からは「文章の読み方」「メンタルヘルス」をカリキュラムに加えて 6 項目をコアとして実施している。

なお、平成 21(2009)年度新学部の開設により、学部教育と大学院教育の連携について、さらなる推進を図るべく新たな専攻をおく検討を開始している。

(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

本学の教育力の向上のためには、学士課程のあり方や意義、目的等について、全学的な理解を得るとともに、実践を伴わなければならない。教育目的に沿った整合性のある体系立てた教育プログラムであるかどうかの検証を継続検討する。組織としての FD 活動の活発化と教員間における授業改善意識を一層醸成するとともに、車の両輪といえる職員の SD 活動を活発化させて、職員と教員が相互に支えあう高い教育力を目指す。

次に、大学のユニバーサル化の影響、学生の入学数の減少等にとともに、学生間の学力格差、学力の低下が問題視されているため、専門科目の学修前に対策を講じる。現在、基礎学力の把握や育成については、学部学科で各々工夫をしているが、全学的な初年次教育、リメディアル教育の体制を整えるべく検討をしている。将来の職業に向けて、学生のモチベーションの確立を図る目的からキャリア教育に力を注ぐことも同様である。全学的にキャリア教育の徹底を図るため、平成 21(2009)年度から全学共通科目に「キャリアデザイン」を導入したが、その効果の検証を行う。

今後は建学の精神に則った人材の育成のために、教育重点大学、地域貢献大学としての

役割を視野に入れて、教育理念を踏まえた教育目的の実現のために学生の基礎学力を養う。本学の学生に必要とされるスタディスキルについて、全学的な検討を続けるとともに、今後もカリキュラムの充実を図っていく。

3-2 教育課程の編成方針に即して、体系的かつ適切に教育課程が設定されていること。

《3-2 視点》

3-2-① 教育課程が体系的に編成され、その内容が適切であるか。

3-2-② 教育課程の編成方針に即した授業科目、授業の内容となっているか。

3-2-③ 年間行事予定、授業期間が明示されており、適切に運営されているか。

3-2-④ 単位の認定、進級及び卒業・修了の要件が適切に定められ、厳正に適用されているか。

3-2-⑤ 履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫が行われているか。

3-2-⑥ 教育内容・方法に、特色ある工夫がなされているか。

3-2-⑦ 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育をおこなっている場合には、それぞれの添削等による指導を含む印刷教材等による授業、添削等による指導を含む放送授業、面接授業もしくはメディアを利用して行う授業の実施方法が適切に整備されているか。

(1) 3-2の事実の説明（現状）

3-2-① 教育課程が体系的に編成され、その内容が適切であるか。

1. 学士課程

本学の学士課程は、全学共通科目、学部共通（基礎）科目、各学科の特性に基づく学科専門科目、ならびに留学生科目で構成している。加えて、教職課程をおく学科においては、教職に関する科目を設置し、主として教員養成を目的とする学科においては、教職に関する科目を学科専門科目に位置付けている。

各授業には、シラバス（講義要綱）が用意され、学生はシラバスを参考にして履修登録を行っている。その記載方法は統一した形式にしており、事前に学習支援委員会により、確認される仕組みとしている。すでにホームページにシラバスを公開しているが、平成 21(2009)年度より、学内事務システムの更新により、本学ポータルシステム上からも、シラバス閲覧を可能としている。各学年該当分のシラバス公開であり、紙媒体も同様に配布している。平成 22(2010)年度用からは、シラバスの一層の充実をはかるため、記載事項である、到達目標やねらい、毎時の内容、成績評価、テキスト・参考書等について、わかりやすさを配慮し、より具体的な明示を行っている。

(1)全学共通科目

各学部の学習を修める前提となる人間や文化の理解に関連する諸科目を配置し、高等教育における人間性を培うことを基盤としている。これらは、教養基礎科目群と基礎科目群より構成しており、学部学科の専門性を考慮して、多様な学生を対象とした教養教育を編成している。学生の自由選択による、教育効果の向上を目指している。

(2)学部共通（基礎）科目

学部の学生として身につけるべき学部専門性に関連した基礎的・基本的な科目を配置している。これらは、学部の理念や目的を達成するために必要な科目群である。

人間福祉学部では、社会福祉士受験資格取得のための指定科目、福祉理論および実践に関する知識・技術を深めるための科目を配置して、福祉全般に関する知識・技術の涵養を図っている。

生涯学習システム学部では、学部の学生として身につけるべき基礎的・基本的な生涯学習関連科目を配置している。具体的には社会教育主事の資格取得に関する科目、地域活性化や教育学に関する理論と実践に役立つ知識・技能を深める科目を開講している。

生涯スポーツ学部では、生涯スポーツ・健康に関する基礎的知識を修得する科目群と、地域社会に関する教養を身につける科目群を配置し、生涯スポーツ、健康、福祉、政治、経済といった幅広い教養を修得する科目を開講している。

(3) 学科専門科目

各学科の理念・目的、および各コースでの専門性を涵養する科目として学科専門科目、コース専門科目として科目配置をし、段階的に修得が進む構成としている。

各専門分野の基礎理論及び専門技術、応用技術を学習し、専門性を追求するために、講義、演習、実験・実習、専門演習、卒業研究を通して、知識・技術を修得し、教育・研究を深めることを編成方針としている。

(4) 留学生科目

本学への留学生が履修する「日本語」「日本の歴史と文化」の2科目を設定している。

(5) 教職に関する科目

教職課程をおく学科では、学科専門科目が教科に関する科目にあたるが、教員免許状取得に必要な授業科目が体系的に4年間に適切に配当されている。体系的な編成をとり教育実習までに履修すべき科目について本学教職課程履修規程に定め、厳正な判断により教職課程を運営している。学習支援委員会と連携をとりながら、教職課程にかかる担当部署として教職センター運営委員会が主な運用にあたっている。入学時における教職課程に関するオリエンテーションに始まり、教育実習に至るまで一貫した学生指導を実施している。

2. 大学院

大学院課程では、専門科目が各々の領域に体系的に編成され、研究にかかる修士論文指導を課程の中に位置付けており、適切な内容となっている。

(1) 人間福祉学研究科人間福祉学専攻では、専門科目を生活福祉学領域、社会福祉学領域、教育福祉学領域、演習、研究指導に分け、加えて教職に関する科目から編成されている。同じく臨床心理学専攻では、専門科目を臨床心理学領域、基礎心理学領域、演習、実習、論文に分けて整理している。

(2) 生涯学習学研究科生涯学習学専攻では、専門科目を生涯学習学理論領域、生涯学習活動論領域、研究指導に分け、加えて教職に関する科目で編成している。

3-2-② 教育課程の編成方針に即した授業科目、授業の内容となっているか。

大学・学部・学科の教育課程の真髄である編成方針が反映され、教育目的を達成するために必要な授業科目、授業内容となっている。授業内容については、学部学科において教

務を担当する教員が中心に調整を行っている。教育課程は、毎年各学科で見直しを行い、科目間の関連性、接続性に配慮した授業の構成を学科の責任において立案し、学習支援委員会、教授会の議を経て改訂している。なお、シラバスは、授業科目ごとに整備されており、学生便覧・ホームページ等で閲覧可能としている。

大学院においても同様に、各研究科・専攻の教育目的に沿って教育課程を編成している。教育課程の編成方針は学生便覧を通して学生に周知され、授業内容を明示している。教育目的達成に必要な授業科目、授業内容となっている。また、ティーチングアシスタント制度を大学院生の教育の一環にとらえ、大学院生が自ら学ぶ有効な機会としている。

3-2-③ 年間行事予定、授業期間が明示されており、適切に運営されているか。

本学は、学士課程・大学院研究科の年間学事日程は共通としている。

1. 学士課程

年間行事予定、授業期間などは、年間学事日程として学習支援委員会で原案を作成し、大学教授会、研究科委員会で審議、決定の上運営している。前年度10月までに決定し、学生には、オリエンテーション時に配布される学生便覧、資料、ホームページ及びポータルサイト等の学内メディア等で周知徹底している。

次に、授業期間については、大学設置基準に基づいて「学則」に設定しており、学期を前学期（4月1日から9月30日まで）、後学期（10月1日から翌年3月31日まで）に分けている。1年間の授業を行う期間は、35週にわたるように設定している。授業開始日は学年暦による。授業週数は、前後学期ともに15週を確保し、シラバスに記載されている授業時間及び内容の実施を学生に保障している。加えて、サマーセミナー、スプリングセミナーなど集中講義・補講期間を設けている。なお、授業時間は7講時制をとっている。

さらに、授業科目の単位数は次のように定めている。

1単位の学修時間を、教室内外を合わせて45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準として、授業の形態・方法に応じて、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修時間の確保等を考慮して、以下の基準で単位数を計算している。

①講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

②実験・実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

また、1講の単位を90分として、単位換算における2時間の学修を行ったものとしている。授業科目の単位数は、学則に定められている。

なお、専門演習、卒業研究についてはこの規定にかかわらず、学修の成果を評価して単位を授与するものとして、これに必要な学修等を考慮して、単位数を定めている。

以上の事柄も含めて、学生生活に必要な情報は、各学期前後のオリエンテーション時に丁寧な説明を行っているほか、学生便覧への掲載、ホームページ及びポータルサイト等の学内メディアを通して公表している。

2. 大学院

大学院では、学部と同様の年間学事日程で運営している。従って、1年間の授業を行

う期間は、35 週にわたるよう設定している。また、各授業科目の授業時間は、15 週である。題目発表会、修士論文発表会等の年間行事予定などは、大学院研究科委員会において決定の上運営している。

3-2-④ 単位の認定、進級及び卒業・修了の要件が適切に定められ、厳正に適用されているか。

1. 学士課程

本学の修業年限は4年とし8年を越えることはできない。本学に4年以上在学し、学部学科ごとの定めに従い124単位以上修得することを卒業要件としている。これらの規程に則って、学部教授会において、卒業判定を行っている。

進級要件については、現在特に定めていないが、平成20(2008)年度より単位制度の実質化を図るためにCAP制導入について検討を進め、留年制度とともに全学的な検討事項となっている。平成21(2009)年度よりGPA(Grade Point Average)による成績評価を開始し、平成22(2010)年度入学生からCAP制を導入している。

2. 大学院

大学院では、学則により修了要件を規定している。課程修了の要件として、大学院に2年以上在学し、人間福祉学研究科は34単位以上、生涯学習学研究科は、32単位以上を修得して、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格する必要がある。これらの規程に則って大学院研究科委員会において修了判定を行っている。

3-2-⑤ 履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫が行われているか。

1. 学士課程

履修科目の成績については、試験（筆記試験、口述試験、実技、レポート、課題作品等を含む）、受講態度や参加意欲、平時の課題への取組等、多様な評価の機会を設けている。多様な学部学科科目の特質から、一元的な評価方法を避ける狙いがある。一方で、評価観点の多様さへの反省等から、単位制度の実質化について平成20(2008)年度に検討を開始し、その結果、平成21(2009)年度からのGPA制度の試行的導入が全学的に決定され、平成21(2009)年度入学生より導入開始となった。平成20(2008)年度までの入学生の評価基準にS(秀)を加えた5段階評価に変更した。なお、年次別履修科目の上限設定ならびに進級制度については、留年制度と合わせて、平成22(2010)年度においても継続検討している。平成21(2009)年度の審議検討を経て、平成22(2010)年度入学生より、履修登録単位数の上限設定を行い、履修モデルを示すことを開始している。

成績評価基準については、データ編「表3-2」に示す通りである。教科の合格点を得たものは、単位を認定する。成績は、学士課程は、S(秀)、A(優)、B(良)、C(可)、D(不可)に分類し、評価される。修士課程では、S(秀)の段階を設けていない。このことは学則に定め、便覧に記載するとともに、シラバスには教科ごとに成績評価算定の割合について、明示している。

学士課程におけるGPAの算出方法は、学期ごとに算出する「学期GPA」、学年ごとに算出する「年間GPA」、入学時より各学期を通算して算出する「通算GPA」があり、S・

A・B・C・D の成績評価にそれぞれ 4.0、3.0、2.0、1.0、0 のグレードポイントを割り当て、次の計算式によって算出している。

$$\begin{aligned}\text{学期 GPA} &= \frac{(\text{その学期に評価を受けた科目で得た GP}) \times (\text{科目の単位数}) \text{の合計}}{\text{その学期に評価を受けた科目の単位数の合計}} \\ \text{年間 GPA} &= \frac{(\text{その学年に評価を受けた科目で得た GP}) \times (\text{科目の単位数}) \text{の合計}}{\text{その学年に評価を受けた科目の単位数の合計}} \\ \text{通算 GPA} &= \frac{(\text{各学期に評価を受けた科目で得た GP}) \times (\text{その科目の単位数}) \text{の合計の総和}}{(\text{各学期に評価を受けた科目の単位数の合計}) \text{の総和}}\end{aligned}$$

成績評価の結果は、担当教員が資料として個別指導に活用している。また成績通知書については、年に一度保証人に送付をしている。さらに年に一度開催している保護者懇談会において、保護者を対象に担当教員との個別面談を行っている。成績資料は面談資料の一部として活用し、学業への取組みについて情報提供を行っている。なお、成績通知書の保証人への発送については、事前に学生本人の承諾を得ている。

また、本学表彰制度にある学業成績表彰において、表彰規程に基づき、向学心が高く、品行方正で、学業成績が特に優秀な学生であることを表彰する基準のひとつとしている。

次に、平成 22(2010)年度入学生より、学生が履修する講義・演習・実習内容について予習復習を含めて主体的に学ぶ機会を適切に保障するために、各学年で履修登録できる単位数を制限する CAP 制を導入している。各学年で設定された単位数の値に、直前学年次の年間 GPA に応じて単位数を加算した値の範囲内で、履修登録を行う仕組みとしている。学生には卒業までに履修計画をしっかりと立てて、履修登録を行うことを指導している。なお、3 年次編入生及び 4 年次留年生には適用されない場合がある。

履修登録上限値は、表 3-2-1 の通りである。直前学年次の年間 GPA に応じて、各学年次の履修登録上限値に一定値を加算して履修登録を行うことを可能としている。なお、履修上限値については、各学科の教育課程には資格取得関連科目が多く設置されているため、年次配当について検討を継続中であり、平成 22(2010)年度は移行措置としている。

表 3-2-1		履修登録上限値		(単位:単位)	
学 部	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	
人間福祉学部	50	50	48	48	
生涯学習システム学部	50	50			
生涯スポーツ学部	48	48			

2. 大学院

大学院の教育課程では、成績評価基準については、データ編「表 3-2」に示す通りである。教科の合格点を得たものは、単位を認定する。成績は、A(優)、B(良)、C(可)、D(不可)に分類し、評価される。このことは学則に定め、便覧に記載するとともに、シラバス

には教科ごとに明示している。GPA 導入ならびに履修登録単位数の上限等は特に検討を開始していない。

3-2-⑥ 教育内容・方法に、特色ある工夫がなされているか。

1. 入学前学習支援プログラム

新入生を対象にした入学前学習支援プログラムを A・B・C の 3 コース実施している。A コースは、入学後のスムーズな学習への移行等を目的としている。学習面では日本語表現力の育成を目的にして、2 回の通信添削による学習を合格決定後、受講させている。全ての学習に共通している日本語力の育成について、学生自身が入学前から意識を持って学習を継続すること、入学後も日本語力が伴わなければ多くの学習に参加することが難しいことを認識させる狙いがある。

B コースは、学科独自に、入学後の専門科目への導入を目的として、プログラムを準備している。学科別講習会、事前課題など入学前から大学に通うなど、学科の学習や雰囲気慣れ、学生生活への早期の順応を図る目的がある。

C コースは、スポーツ系・文化系クラブへの合同練習や合宿に参加し、大学のクラブ活動を体験する。先輩とのコミュニケーションを図り、クラブの方針や雰囲気などを体験できるプログラムとして用意している。

2. キャリア支援教育

キャリア支援センターと学部学科が連携して、学生のキャリア形成を支援しており、教育課程にキャリアに関する科目を設定していることも特色の一つといえる。「キャリアデザイン」では、キャリアとは何か等を学ばせ、インターンシップを経験させるプログラムを用意し、学生の職業意識を醸成している。各学科においても専門演習等でさらに、就職への意識付けを工夫している。

3. 基礎演習科目

学部学科で名称は異なるが、初年次に基本的学習方法や大学生活を送るのに必要な学習、卒業後のキャリアへのイメージづくり等の内容について、演習形式で展開し、少人数制の学習支援体制をとっている。

4. 教職課程

本学では教職課程を履修し、教員を目指す学生が多数入学しており、伝統的に教員を輩出してきた。このため、教職課程については教職センターが徹底した指導を実施しており教職課程の運用をつかさどる教職センター運営委員会を中心にして、春・夏季開設の教員採用検査対策講座等の指導に全学的に取り組む工夫を行っている。

5. 学外活動と地域貢献活動

学部学科によって具体的な内容は異なるが、ボランティア体験の場を設定して、地域と連携した活動を行っている。学外活動の他、地域貢献活動科目をカリキュラムに設定して、学生のコミュニケーション能力や社会人基礎力の育成を図っている。

地域福祉学科、医療福祉学科では、フィールドワーク、とりわけ学外実習に力を入れて、より実践的な専門職を養成する仕組みを構築している。

地域福祉学科社会福祉コースでは、社会福祉基礎実習でのバス停清掃及びゴミ拾い活動などボランティア体験の場を設定している。また、医療福祉学科では平成 17(2005)

年度選定の現代 GP（現代的教育ニーズ取組支援プログラム）の継続活動として、地域と連携した高齢者 IT 教室、除雪体験調査などを行っている。

福祉心理学科では、学外実習において臨床現場の実際を体験的に学ぶカリキュラムとしている。

健康プランニング学科では、3 年次前学期「生涯学習体験実習」を履修する 60～100 人の学生が、市町村における社会施設・スポーツ施設での実習や学外でのスポーツ指導にかかる実習、各種団体が実施するスポーツイベントへボランティアとして運営実施に関わっている。また、地域の小学校におけるスキー授業指導補助等も実施している。

芸術メディア学科では、地域社会における展覧会、演奏会、ファッションショー、舞台公演、イベント等での発表活動に積極的に取り組み、実践的学習と位置付けている。

学習コーチング学科では、教職実践演習の前段として、SAT、理科支援員等、地域の学校に指導補助あるいは実際の指導者として出向き、実践を積む実習を設定している。

スポーツ教育学科では、2 年次「地域支援実習」によってさっぽろ健康スポーツ財団と連携し、「北海道を歩こう」「札幌マラソン大会」「札幌国際スキーマラソン大会」のイベントにボランティアとして運営、実施に積極的に関わっている。

6. 他学部他学科履修、他大学単位互換制度

専門分野の学習を深めるために、他学部他学科に開設されている科目を履修できる制度を設けている。また同様の目的で、他大学の科目を履修できる単位互換協定「Green Campus」を結んでいる。単位互換制度による取得状況は、データ編「表 3-5」に示す通りである。

7. 学習サポート教室・障害のある学生の学習支援

「学習サポート教室」は、基礎学力の補完を目的に、図書館の自習ゾーンに開設している。自主的参加方式をとっている。現在、充実した常設体制を目指し、学習支援委員会を中心に検討している。また、障害のある学生支援については、学習支援委員会にとどまらず、全学的に多様な学生を支援する体制を整備するために検討会議を発足した。

3-2-⑦ 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育をおこなっている場合には、それぞれの添削等による指導を含む印刷教材等による授業、添削等による指導を含む放送授業、面接授業もしくはメディアを利用して行う授業の実施方法が適切に整備されているか。

本学では、いずれの課程においても、通信教育は実施していない。

(2) 3-2 の自己評価

学部学科の教育目的に即した教育課程が体系的に編成され、かつ適切に運用している。授業科目や年間学事日程等について明示し、教職員、学生に周知している。

学部の教育課程は、「全学共通科目」「学部共通（基礎）科目」「学科専門科目」ならびに「留学生科目」によって編成され、それぞれが教育目的に沿って段階的・体系的に構成され、有機的に機能している。また、他学部他学科履修により、興味を深化させる仕組みを整えている。加えて他大学との単位互換協定によって他大学の科目履修をも可能にしている。

学事日程や授業期間については、4 月当初のオリエンテーションにおいて配布資料に基づいて指導し、学生便覧への掲載、学生生活全般にわたる話題の提供とともに、ホームページ、学内ネットワーク等に公開されている。

平成 21(2009)年度から GPA の試行的導入を基本に厳正なる成績評価を行っている。履修科目の上限設定については検討を重ね、平成 22(2010)年度入学生より CAP 制を導入した。引き続き、年次ごとの配当科目数、履修上限設定数等、様々な資格取得とも関連させて検討している。加えて、進級・卒業・修了要件については長期履修制度とともに継続検討している。本学に見合った CAP 制について検討を継続している。

教育や学習結果の評価は適切に行っており、先に述べた通りに評価の結果を重要な指標として様々な活用している。学生の学習意欲の向上に資するような教育課程の改善を今後とも重ねていかなければならない。

これと同時に、シラバスへの記載方法については、不統一な部分が散見され、具体的明示に至っていない部分が残されていたが、平成 22(2010)年度シラバス作成においては、学生が何を学ぶことができるのかという到達目標を具体的に記載し、15 回の授業計画の具体的内容、成績評価基準、評価方法、評価割合の明示等、統一した表記方法の徹底を図り、学生が一層理解しやすい記載方法の工夫を行った。

次に、教育方法の改善については、FD・SD 活動のより一層の活発化が望まれる。学生による授業評価調査による結果を指標として、個々に改善を行っている。しかしながら教授法の改善や FD・SD 活動の在り方についてさらなる全学的な研究検討を重ねることにより、教員ならびに職員の教育力の一層の向上が期待できる。

入学学生の学力の低下が問題視されるなか、学力補完の手立てを講じることが急がれており、平成 21(2009)年度より教育支援総合センターが開設され、学習サポート教室の運営を開始した。本学図書館内に設置され、特定時間帯に専任教員による指導が行われている。現在は、自主的に参加する学生を対象にしているが、GPA による学生の学力把握と連携した指導システムの構築を急いでいる。

障害のある学生の学習支援については、環境の改善を進めてきたが、いまだ全学的な体制の確立には至っていない。学習面の支援については、学習支援委員会内の一部局の努力とボランティアな学生により支えられている。平成 22(2010)年度より、多様な障害のある学生を支援する体制について、検討を開始している。

大学院の教育課程編成は、大学院設置基準に規定されている要件を満たしている。修了要件は厳正に運用されており、両研究科において教育目的に沿った教育課程が定められている。専攻の教育目標に合わせて、高い専門性とともに幅広い知識の修得が可能な編成となっている。学生便覧等に掲載し周知されている。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

現行の教育課程は、各学科の特性を尊重し、教育目的に沿った人材の育成を目的としており、今後も、学生のニーズに対応し、教育課程の適正なスリム化を図り、教育課程の再編を検討する。単位制度の実質をより効果的に担保する教育課程、また履修モデルを提示する等の工夫により、教育支援総合センターを中心に改善を図る。

加えて、単に資格取得にとどまることなく、教員としての適性を見極め、責任を持って

輩出する支援体制を充実させる。

入学前学習支援プログラムと初年次教育、リメディアル教育、2 年次教育、専門教育への連携について、高大連携をも視野にいたした全学的体制の整備について検討を開始する。加えて、初年次教育のプログラムの検討や本学に必要なリメディアル教育の検証、学生の基礎学力の把握や結果の活用についても検討を続ける。

入学前学習支援プログラムをもとにして、基礎学力の把握とともに、日本語力の醸成や基礎学力の補完を支援する体制の整備を行う。

生涯スポーツ学部の創設に伴い、接続できる大学院教育の在り方を継続検討する。

次に、FD・SD 活動の活発化が望まれるなか、教育支援総合センターが中心となり、教授法の改善等、FD・SD 活動の在り方を検討して、教育力の向上を図る。

最後に、障害のある学生の学習支援については、各学科との連携や選抜段階での全学的な情報共有を図ることにより、適切な支援体制を整備する。平成 22(2010)年 4 月より検討会議において検討している。

教育課程では、全学共通科目の見直しがなされ、平成 22(2010)年度から新たな展開となったが、教育目的にみあった科目設定であるかどうかの検証を継続する。

3-3. 教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われていること。

《3-3 の視点》

3-3-① 学生の学習状況・資格取得・就職状況の調査、学生の意識調査、就職先の企業アンケートなどにより、教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われているか。

(1) 3-3 の事実の説明（現状）

1. 学生の学習状況の把握

学生の学習状況を適切に把握している。各教科担当者は、平常の学習、課題やレポートへの取り組み、出席状況、確認テスト等の把握する機会を通して適切に把握している。

2. 資格取得の調査

各学科、関係部署において、資格取得状況の調査を行っている。教員免許、国家資格、任用資格等の受験状況や合格率等、学内にその都度周知している。

3. 就職状況の調査

各学科の卒業年次生担当教員による学生の就職状況調査を毎月実施している。これらの情報はキャリア支援センターにより分析されて、教授会へ随時報告され、問題点や検討課題を提示している。

教員の採用状況については、教職センターが中心となり、各学科の担当教員と連携して、現役生、卒業生の受検状況、合格状況、採用状況の調査や公表に努めている。また、臨時採用の情報の受発信においてもその機能を果たしており、情報の把握に努め、学内掲示によって広く周知している。

4. 学生の意識調査

学生による授業評価結果や、FD の観点から卒業予定者と教員との懇談会を実施してきた。学生からの率直な意見聴取の機会となっているが、卒業年次生へは、改善さ

れた結果はフィードバックされないことが課題とされていた。平成 21(2009)年度「FD ネットワーク “つばさ”」主催の学生 FD 会議に本学教職員と学生が参加し、その利点として従来の懇談会を上回る効果が期待できたため、本学においても、学生 FD 会議を開催した。結果、平成 22(2010)年度は学生とともに FD・SD を考える取り組みが展開されることとなった。

また、学生生活支援委員会が主体となって、「学生生活調査」を実施している。このうち、「学業について」では、入学理由、授業への満足度、理解度、要望加えて教室環境等施設への要望など、学習支援の観点もアンケートの事項に取り入れている。この結果は冊子として公表されており、結果を踏まえて改善に努めている。

5. 本学卒業生の就職先企業へのアンケート

キャリア支援センターが主体となって、学生就職先企業（福祉施設を含めて）へアンケート調査を実施してきた。企業が求める人材、能力の把握の材料として、真摯に受け止め教育課程の改善の参考にしている。平成 21(2009)年度結果からは、企業規模に関わらず「対人対応能力」や「周囲との協調性」が重視されており、「部活動の体験」「実習やアルバイト経験」が学業成績よりも重視されていた。本学卒業生へは、「コミュニケーション」、「チームワーク」、「顧客対応能力」に関して高い評価を得ていた。この他の評価項目についても、今後の学生指導への課題と分析された。

6. 卒業生交流会

人間福祉学部全学科、生涯学習システム学部健康プランニング学科で毎年開催される卒業生交流会において、卒業生からの情報収集が行われており、教育課程改善に役立てている。

(2) 3-3の自己評価

上記の「3-3の事実の説明」に記載した通り、点検・評価を継続的に行っている。また、それらに限らず、教育目的の達成状況を把握する努力をしている。福祉実習や教育実習、地域貢献科目を通じた学外実習先からの学生への評価、大学への評価等の聞き取りもまた、重要な点検・評価の機会であるにとらえている。

ゼミ等、少人数制の指導が学生の状況把握について成果を上げている。学習支援オフィスやキャリア支援センター等の担当事務部局の調査とゼミを通じた情報収集・指導の連携によって、効果的な点検・評価を行っている。組織として点検・評価結果をどのようにフィードバックするかについては、さらに検討が必要である。

大学院教育では、少人数教育による緊密さにより、学生と教員との連絡・連携が十分にできているため、学習状況の把握は成果を上げている。

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

企業先へのアンケート調査や福祉実習、教育実習先への聞き取り調査についても継続し、より効果的方法を検討する。

卒業予定者と教員との懇談会を学生 FD 会議に発展させたが、学生へのフィードバックと効果的活用を検討する。

また、学習状況・資格取得・就職状況の調査や学生の意識調査、企業先のアンケート結

果などは可能な限り公表に努め、学外からの評価を得られるよう検討をする。加えて、就職につながる資格関連の合格率の向上に努める。

〔基準3の自己評価〕

教育目的や教育課程は、本学の建学の精神と教育の理念に基づき、適切に定められている。さらに学生のニーズや社会的需要を具体化する形で各学部学科及び研究科において独自性を加えつつ、具体的な教育課程や教育方法に反映している。

学部教育課程は、全学共通科目、学部共通科目、学科専門科目によって編成されており、専門的知識や技術の習得に加えて、教育目的に即した教育が段階的・体系的に構成されている。

〔基準3の改善・向上方策（将来計画）〕

具体的な改善・向上方策を継続的に検討し、見直しを図りながら、改編していくことが求められる。時代に即応した教育課程の必要性や妥当性が、専門教育ならびに教養教育に反映されるように、継続的に検証、点検していくことによって、大学としての教育力を向上させる。

今後は各学部学科が自ら教育目的の実現について実情を把握し、点検評価し、結果をフィードバックする PDCA サイクルの構築を検討開始する。

基準4. 学生

4-1. アドミッションポリシー（受入れ方針・入学者選抜方針）が明確にされ、適切に運用されていること。

《4-1の視点》

4-1-① アドミッションポリシーが明確にされているか。

4-1-② アドミッションポリシーに沿って、入学者選抜等が適切に運用されているか。

4-1-③ 教育にふさわしい環境の確保のため、収容定員と入学定員及び在籍学生数並びに授業を行う学生数が適切に管理されているか。

(1) 4-1の事実の説明

4-1-① アドミッションポリシーが明確にされているか。

1. 学部学科

建学の精神・教育の理念にもとづき学生募集や入学者の選抜を行っている。本学は3学部6学科構成と多様な分野にわたり、その求める人物像は大学案内には学部として、学生募集要項では学科またはコースごとにアドミッションポリシーを明記している。

表 4-1-1

学部学科のアドミッションポリシー（募集単位）

人間福祉学部	人間福祉学部の教育研究理念は、地域住民一人ひとりの尊厳を維持し、人権が尊重される福祉社会を実現することによって、より豊かな地域社会の創造をめざすことにあります。人間福祉学部では、人々のニーズに応じた地域貢献を重視し、幅広い教養に基づく実践的な能力を身につける意欲に溢れる志願者を歓迎します。また、様々な分野の人々と積極的に協働し、優れた人間理解能力を発揮できる資質を有する人材を受け入れます。
地域福祉学科 社会福祉コース	社会に出てからも成長できる人材を育てます。福祉は、生活のいろいろな場面で活用できます。人とかかわりや生活の中で役立つ知識と技術。それらを活かして、人と関わる仕事がしたい、子どもや障がいのある人たち・高齢の人たちの暮らしの支えになりたい、社会福祉士になりたい、福祉の視点をもって企業で活躍したい方。
地域福祉学科 介護福祉コース	「人と人が直接的に関わる介護福祉」の分野において、専門的な知識・技術を習得し、生活者の視点で実践することができ、更に地域の中でリーダー的な責任を担っていく志のある方。そのために、高等学校で修得する基礎的な学力を充分に有し、介護福祉の仕事について深い理解があり、本学科の専門的な学習に対して自ら意欲的に学ぶ人間的に豊かな方。
医療福祉学科	これからの福祉はさまざまな暮らしにくさを抱えながら生活する人々を地域でいかにささえていくか、ということがテーマになります。そこには、福祉と保健、医療、就労などの分野が協働して支えていく仕組みが必要となりますが、その中でも、医療と福祉をつなぐ専門職が、保健・医療分野のソーシャルワーカー（社会福祉士）、精神保健福祉士です。医療福祉学科は、そうした専門職を養成する学科です。医療福祉学科は、他者に共感する熱い心と専門性を掘り下げていく探究心、そして行動力のある人を求めます。
福祉心理学科 臨床心理学コース 福祉カウンセリングコース	豊かな時代にあって、生活の質（QOL）が問われている今日の社会において、「こころとからだのケア」に焦点をあて、心身の健康の維持をサポートする人材、全人的にバランスのとれた福祉心理専門職が必要とされています。臨床心理学、カウンセリングの専門知識・技術を理論的・実践的に学びたい人、子どもから高齢者に至る心理的問題の解決を学びたい人、福祉領域における心理的サポートを学びたい人、一人のひとの心に向き合い、痛み、苦しみをわかりたいと願う人を求めます。
福祉心理学科 養護実践学コース	豊かな時代にあって、生活の質（QOL）が問われている今日の社会において、「こころとからだのケア」に焦点をあて、養護教諭をはじめとする心身の健康の維持をサポートする人材、全人的にバランスのとれた福祉心理専門職が必要とされています。養護実践学領域の専門知識・技術を理論的・実践的に学びたい人、子どもの健康の維持・増進を援助する専門家をめざす人、一人のひとの心に向き合い、痛み、苦しみをわかりたいと願う人を求めます。

北翔大学

生涯学習システム学部	芸術分野と教育分野に強い関心を持ち、自身の主体的な学びを通じて専門性を深め、将来、地域社会や教育現場において活躍したいと考える人を本学部では求めています。芸術やデザインに興味を持ち知性と感性と表現力を伸ばしたいと考える人、幼稚園・小学校・特別支援学校・中学校・高等学校など、人を教える教育現場で活躍したいと考える人、コラボレーション活動を通して自らの専門分野を深めコミュニケーション能力を高めたいと思う人などを歓迎します。
芸術メディア学科 美術コース	絵画、彫刻、グラフィックデザイン、陶芸などの分野を中心に、アート表現の確かな知識と技術を学ぶ事によって独創性あふれる作品を創作し、展覧会などを通して企画力やコミュニケーション力を高めながら、多彩なアートシーンの中で活躍できる画家、彫刻家、グラフィックデザイナー、陶芸家などを目指す方。
芸術メディア学科 メディアデザインコース	コンピュータを基本としたアナログ感覚とデジタル技術を持った新しい表現方法を基礎から学び、様々な分野に応用できる能力を養います。将来はCGデザイナー、映像クリエイター、3Dアーティストなどを目指す方。
芸術メディア学科 空間デザインコース	自分や家族が生活する空間、店舗や住宅の建築設計、インテリア小物作りやインテリアショップのデザインなどを学びたい方。さらに、色彩、設計、模型、コンピュータによる設計などの技術を基礎から修得し、将来的には建築士・インテリアデザイナー・空間デザイナーを目指す方。
芸術メディア学科 服飾美術コース	総合的にファッションを学びます。ファッションに興味があり、自分の夢を実現させたいと考えている方、おしゃれをすることや物づくりが好きな方、個々のデザイン力、創造力、技術力を磨きたい方など、将来は、ブライダル関連やファッション業界をはじめとする実社会で広く活躍しようとする熱意を持っている方。
芸術メディア学科 音楽コース	音楽の基礎知識をしっかりと身につけた上で、演奏法についても基礎から深く学び、高度な技術と豊かな表現力を持った演奏家や、音楽の多様性と幅広い可能性を追求し確かな企画力と実践力を身につけた音楽家や教員、地域での音楽活動支援者を目指す方、コンピュータを使ったゲームミュージックなどを作曲できるミュージッククリエイターを目指す方。
芸術メディア学科 舞台芸術コース	演劇をコアとし、舞台演出や照明・音響の技術、演技等を実践的に学びながら、演劇公演発表などのイベントを数多くこなすことによってチームとして協働することを学び、コミュニケーション能力を高めます。照明・音響・装置美術・衣装・メイクをはじめとするバックステージスタッフや、豊かな表現力を持った演技者のプロフェッショナルを目指す方。
学習コーチング学科	子どもと関わりながら一緒に成長することに関心のある学生、学校や地域の教育活動に喜びややりがいを感じる学生を歓迎します。具体的には、幼稚園、小学校、特別支援学校の教師を目指し、そこで活躍できる資質や能力の向上に強い意欲を持つ学生を求めます。本学科は幼稚園、小学校、特別支援学校の三つの教職免許が取得可能ですので、粘り強く取り組む姿勢が必要です。また、社会教育主事や学芸員など、地域の生涯学習に夢を持っている人も歓迎します。さらには、「学習コーチング」の考え方や指導スキルを生かして、社会人として活躍することに興味・関心のある方。
生涯スポーツ学部 スポーツ教育学科	スポーツ・健康分野に強い関心を持ち、生涯を通して主体的に学び、健康的で活動的な生き方を実践しようとする人材を求めます。さらに、将来地域の健康づくりのリーダーや中学校・高等学校の保健体育教諭、およびスポーツ現場における専門的職業人としてのトレーナーやスポーツ・マネジメント(運営)等に熱意を持ち、社会に貢献しようとする人材を受け入れます。

大学案内及び学生募集要項は、年間 23,000 部を作成し以下に示す方法で活用している。

- ・アドミッションセンター職員及び高校訪問チーム、または学科教員による高校訪問。
- ・オープンキャンパス（年間 6 回、延べ 1,451 人（平成 21(2009)年度）の来場実績）、同時開催の保護者向けガイダンス。
- ・全道的に開催される進学相談会（年間 140 回（うち高校内相談会 53 回（平成 21(2009)年度）））。
- ・高等学校での模擬授業・ガイダンス（説明会）（年間 45 回（うちガイダンス 16 回（平成 21(2009)年度）））。
- ・高校生や高校教員の本学見学会。
- ・資料請求者への郵送（約 10,000 件）。

また進学相談会、オープンキャンパスにおいては受験生、保護者及び高校教員等に対して大学案内及び学生募集要項を配布するとともに個別に説明している。

2. 大学院・研究科

大学院の目的、各専攻の教育目的さらに大学院担当教員の研究テーマ等も記載した「北翔大学大学院入学ガイド」を作成し、入学希望者へ配布している。これらの教育方針に沿うかたちで、大学院生募集や入学者の選抜を行っている。さらにホームページにも掲載している。また、本学学部4年次生を対象にした学内説明会を実施して、周知を図っている。加えて、パンフレットを作成し、関連する他大学や教育機関に送付、ホームページ上でも説明会への参加および募集を呼びかけている。

4-1-② アドミッションポリシーに沿って、入学者選抜等が適切に運用されているか。

1. 学部学科

本学は、建学の精神、教育の理念及びアドミッションポリシーをもとに入学試験を実施している。入学試験の区分と選考及び選抜の概要を次に示す。

・AO（アドミッションオフィス）入学制度

入学希望者の意欲や個性を大切にする選考方法である。

AO入学のエントリー受付は5期に分けて行っている。第1期から第3期のエントリー受付は5月下旬から8月とし、10月初旬にAO入学出願許可を通知している。出願許可者に対する出願期間を11月初旬に設定し、合格通知を11月中旬に送付する。第4・5期についても同様に実施している。選考はエントリーシートに記入された内容を基に「コミュニケーション①（面談）」を実施、「コミュニケーション②」では学科の特性を生かして実技、作品、レポートなどの体験活動、「コミュニケーション③」でこれらを基に相互の理解をさらに深めるため面談を実施している。この3回のコミュニケーションを通して希望学科への適性を総合的に判定し選考している。

・推薦入学

高等学校長からの推薦に基づく推薦入学制度、学部の特性にあった出願資格の提示による自己推薦制度、本学の指定したスポーツクラブ顧問の推薦を受ける指定スポーツ推薦制度、及び特定の高校に指定校枠を示す指定校推薦制度がある。

いずれも本学を専願とし提出書類及び面接により総合的に選考している。学部により小論文を課している。

・試験入学制度（A日程・B日程）

A日程については2月に、B日程は3月に実施している。各学部で学科の特性にあわせた必須および選択科目（実技科目を含む）を設定している。いずれの学科も他学部学科への第2志望の出願を可能としている。A日程においては、選抜会場として本学以外に6会場で実施している。

・大学入試センター試験利用入学制度（A方式・B方式・C方式）

選抜方法はいずれの方式も大学入試センター試験の国語（近代以降の文章）を必須、選択科目1科目の試験結果、および調査書などの結果を総合して選抜している。なお一部の学部はC方式の募集は実施していない。

・特別選抜制度（社会人・帰国子女・外国人留学生）

社会人・帰国子女・外国人留学生の特別選抜は、社会人・帰国子女については推薦入学制度と同一日程、外国人留学生については試験入学のA日程と同一日程で実施している。募集人員はいずれも若干名で、選抜方法は提出書類と面接により選抜している（人間福祉学部においては小論文を実施）。

・編入学学生募集

人間福祉学部地域福祉学科介護福祉学コースを除く学科において、第3学年に編入する編入学選考を「編入学募集要項」に出願資格等を定め実施している。選考方法は、書類および面接、または小論文による選考である。試験は、8月および12月の2期実施している。本学短期大学部生を対象にした説明会を実施し、関連する他大学や教育機関に「編入学募集要項」を送付し、ホームページにも掲載して周知を図っている。

試験では大学関係者以外の立ち入り禁止体制により入学試験を実施している。願書受付から合格通知作業においては慎重な点検体制のもと作業を実施しており、判定に関しては各学科判定の上、入試総務委員会にて最終判定会議を行い決定する。多様な選抜方法のためアドミッションセンターの業務は複雑になっているが、スタッフは連絡・報告・記録に心がけ意思の疎通を図り実施している。

このほか、身体に障害がある入学志願者は、出願に先立って事前にアドミッションセンターに申し出ることとし、受け入れ体制を同時進行で検討している。

入学試験の体制と運用については、下記の体制により公正性を保持し、適切に入学試験を運用している。

- ・入学者選抜に関する業務については、学長が委員長となり、学部長、学科長、アドミッションセンター長等からなる入試総務委員会が統括している。
- ・入学者選抜に関する実務はアドミッション運営委員会を中心に企画・立案の上実施している。
- ・決定された入学試験の日程、試験教科・科目、募集人員、受験資格、出願方法及び入学手続方法等については、学生募集要項（冊子）やホームページに掲載して受験生や高等学校等に公表している。
- ・入学試験の実施にあたっては、地方会場も含め教職員全員であたり、入学試験当日も含め事前に説明会等を開催し、実施方法や注意事項を周知しており、厳正な入学試験の実施を行うための取り組みを常に行っている。
- ・入学試験当日は試験実施本部を設置し、本部の指揮のもとで適正かつ公正に入学試験が行われるよう管理監督している。
- ・面接を中心に合否判定を行う入学試験においては、公正性の保持から原則として2人以上の面接教員で実施している。
- ・試験入学制度においては、学長及びアドミッションセンター長が委嘱する入試問題作成委員会にて出題者が選任され、厳格に試験問題を作成している。
- ・入学者の選考については各学科で合否判定を行い、入試総務委員会の審議を経て決定している。
- ・入学試験に関わる募集要項の作成、願書受付、試験実施および合格発表等の業務については、アドミッションセンターを中心に各学科と連携して実施している。

2. 大学院・研究科

第1期入学試験の願書受付期間は8月に、第2期入学試験は2月に実施している。試験科目は筆記試験（英語、専門科目）および口述試験を設定している。社会人特別選抜の実施、また身体に障害のある入学志願者についても事前に申し出を受け対応している。

入学試験の体制と運用については、下記の体制により公正性を保持し、適切に入学試験を運用している。

- ・入学者の選抜に関する業務については、学長が統括している。
- ・入学試験問題作成においては、学長が各専攻から非公開のもと選任された出題者に委嘱し、厳格に試験問題を作成している。
- ・入学者の選抜については各専攻で設定した合格基準に基づき合否原案を作成し、大学院研究科委員会の審議を経て決定している。

4-1-③ 教育にふさわしい環境の確保のため、収容定員と入学定員及び在籍学生数並びに授業を行う学生数が適切に管理されているか。

1. 収容定員と入学定員および在籍学生数

各学部の入学定員、入学者数、収容定員、在籍学生数、学生定員は表4-1-2の通りである。大学全体としての入学定員超過率は0.77、収容定員超過率は0.76と、いずれも充足していない状況にあり、改善策を検討している。

表 4-1-2 在籍学生数等 平成 22(2010)年 5 月 1 日現在

	学科	入学定員	入学者数	入学定員超過率	収容定員	在籍学生数	収容定員超過率
人間福祉学部	地域福祉学科	80	48	0.60	340	191	0.56
	医療福祉学科	50	15	0.30	280	112	0.40
	福祉心理学科	80	43	0.54	340	225	0.66
	学部計	210	106	0.50	960	528	0.55
生涯学習システム学部	健康プランニング学科	—	—	—	350	380	1.09
	芸術メディア学科	80	62	0.78	340	234	0.69
	学習コーチング学科	80	40	0.50	360	235	0.65
	学部計	160	102	0.64	1,050	849	0.81
生涯スポーツ学部	スポーツ教育学科	160	202	1.26	320	399	1.25
	学部計	160	202	1.26	320	399	1.25
大学合計		530	410	0.77	2,330	1,776	0.76

表 4-1-3 在籍学生数等 平成 22(2010)年 5 月 1 日現在

	専攻	入学定員	入学者数	入学定員超過率	収容定員	在籍学生数	収容定員超過率
人間福祉学研究科	人間福祉学専攻	4	5	1.25	8	12	1.50
	臨床心理学専攻	6	6	1.00	12	11	0.92
	専攻計	10	11	1.10	20	23	1.15
生涯学習学研究科	生涯学習学専攻	6	8	1.33	12	20	1.67
	専攻計	6	8	1.33	12	20	1.67
大学院合計		16	19	1.19	32	43	1.34

なお、大学院については、表 4-1-3 の通り入学定員超過率が 1.19、収容定員超過率が 1.34 となっており、ほぼ適正な数字であるといえる。

2. 授業を行う学生数の管理

適切に管理されており、教育にふさわしい環境の確保には問題ない。また、時間割作成段階で、前年度までの履修実績数に基づき、教室の配置を行うため、入学者数あるいは選択科目の履修者数によっては、履修者数確定後、担当教員の申し出により、適切な教室に変更することを行っている。学部学科の学生数により異なるが、講義科目の一部に 200 人を超える授業もあり、クラス展開で工夫をするなど、教育課程編成段階で、担当部署との調整を常としている。資格関連によっては、クラス展開に制限がある科目もあり、適切な運用を行っている。

3. 留年者と退学者について

過去 3 年間の退学者数は、データ編「表 4-6」に示す通りである。退学の事由には、経済的困窮、進路変更、就学意欲の減退など様々な理由があり、入学試験別に事由ごとの人数の把握による分析を行うとともに、少人数指導体制による指導や相談を通して適切な指導を行い、退学率の減少に努力をしている。留年者についても、少人数指導体制による指導や相談により適切な指導を行っている。

(2) 4-1 の自己評価

- ・アドミッションポリシーを明確に示し、適切に運用している。
- ・本学のアドミッションポリシーは大学案内やホームページに掲載し、学内外に広く周知している。入学者の約 50% がオープンキャンパスや進学相談会等の参加者であることから、本学の方針が理解され、入学につながっているものと判断できる。
- ・収容定員に対する在籍学生数の比率は学部学科により異なる。
- ・入学試験の運用については、厳格な実施体制のもと公正かつ適正に入学試験を実施している。
- ・留年者および退学者は、少人数制の指導体制により、相談や指導を適切に行っている。原因の一つである経済的困窮の支援については、担当部署において、奨学生制度の検討を行い、適切に運用を行っている。
- ・大学院については、学部学生に対する説明会、外部に向けた広報も行っている。
- ・大学院では、学士課程同様、一般試験のほか社会人特別選抜、また身体に障害のある入学志願者についても事前に申し出を受け対応している。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・本学の入学者の多くはオープンキャンパスの参加者や資料請求者であるため、今後もオープンキャンパスの参加者や資料請求者を増やすとともに同系列の他大学との差異を明らかにすることで、本学を受験する志願者の割合を上げていきたい。
- ・学部学科のアドミッションポリシーについては今後も建学の精神、教育理念とともに大学案内にも明記し、周知徹底していく。
- ・定員の充足率にかかわらず、入試広報戦略の見直しなどを検討し、今後も継続的に志願者の確保に努める。

- ・入学試験の運用については、今後も継続して厳格な実施体制が図れるよう、自己点検に努める。

4-2 学生への学習支援の体制が整備され、適切に運営されていること。

《4-2の視点》

- 4-2-① 学生への学習支援体制が整備され、適切に運営されているか。
- 4-2-② 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を実施している場合には、学習支援・教育相談を行うための適切な組織を設けているか。
- 4-2-③ 学生への学習支援に対する学生の意見等を汲み上げる仕組みが適切に整備されているか。

(1) 4-2の事実の説明

4-2-① 学生への学習支援体制が整備され、適切に運営されているか。

1. 入学前学習支援

入学後の学生生活へのスムーズな移行を目的として、入学前学習支援プログラムをA・B・Cの3コース実施している。学習支援という視点では、Aコースで日本語表現力の育成を目的としたプログラムを用意しており、AO入学、推薦入学等により、早期に入学が決定した学生を対象にプログラムを展開している。これは、読解力、表現力、語彙力、論述力といった基礎的な日本語力の育成を主眼にして、入学後も必要とされる基礎的な日本語力について、学生に認識をさせ動機付けをすると同時に、日本語力の養成を目的として入学後の学習活動につなげるプログラムとして位置付けている。

2. 基礎教育セミナーⅠ・Ⅱ

平成21(2009)年度から、全学共通科目として「基礎教育セミナーⅠ・Ⅱ」を位置付け、その後の学科専門学習への移行を視野に入れた初年次教育を実施している。コアカリキュラムは、建学の精神と教育の理念を理解することを目的に「大学で学ぶということ」のタイトルで学長による講義からスタートする。「ノートのとおり方」、「図書館の活用や情報検索」、「文章の読み方」、「文章の書き方」といったスタディスキルを中心にして、心身ともに健康的な学生生活を送る目的で「メンタルヘルス」の講義を加えており、6つのコアカリキュラムを共通シラバスとしている。自作のテキスト『北翔スタンダードの確立をめざして』の作成と改訂、カリキュラム内容は継続して検討する。

3. 学習サポート教室

本学においても、多様な学生の入学への対応が課題とされてきた。このため、平成21(2009)年度より、多様な学生への対応を想定して、「学習サポート教室」を開設し、図書館内に設置した。日本語能力の育成をテーマに、来訪学生へレポートや実習日誌等の作成へのアドバイスや、共通テキストを用いての指導を行っている。平成22(2010)年度以降、厳正なる成績評価制度、CAP制度の導入に伴い、学力の補完を目的にした学生への指導体制について、協議検討し、体制の整備を行っている。

4. 学生便覧等について

学生に対するサービスの内容については、本学のホームページ及び学生便覧で明記している。特に新入学生には、奨学生制度、学生教育研究災害傷害保険、学生生活のきま

りなどを詳しく記載したリーフレットを作成し全学生に配布している。

また、ポータルサイトや携帯電話やパソコンを用いて、学生は休講、成績、連絡事項などを何時でも確認することができる。

4-2-② 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を実施している場合には、学習支援・教育相談を行うための適切な組織を設けているか。

本学では、いずれの課程においても通信教育を行っていない。

4-2-③ 学生への学習支援に対する学生の意見等を汲み上げる仕組みが適切に整備されているか。

1. 担任制度

学部学科において、その呼称は異なる（ガイダンスティーチャー制度、基礎ゼミ制度等）が、入学後2年次までの2年間、少人数のきめ細やかな指導を目的にした指導体制を整えている。クラス担任とは別に、履修指導、学習目標の明確化、学業不振への対策、学習の動機付け、キャリア形成も含めた、個別に助言指導を行う役割がある。3年次以降は、専門演習（ゼミナール）担当教員が、卒業研究指導、就職も見据えた指導体制をとっている。

日常においては、これら担当教員が学生の様々な意見を汲み上げる窓口となり、それらの意見は、学科会議、学部教授会、あるいは担当教員を通じて、担当部署（学習支援オフィス、図書館、キャリア支援センター等）に伝えられ、改善に生かすための具体案が協議検討されている。

2. オフィスアワー

専任教員は、各自オフィスアワーを設け、日程を研究室前やホームページ等に明示するとともに、担当教科における学習支援を行っている。

3. 学習支援オフィス窓口（教育支援総合センター）

学生の最も身近にあり、学習支援に関わる相談を受け、意見を汲み上げているのが学習支援オフィスである。集約された意見等が、学習支援委員会ならびに学部学科へ伝えられるシステムとなっている。

4. 授業改善のためのアンケート調査

開講科目について、学生による授業改善のためのアンケート調査を前学期、後学期の2回、実施している。授業環境を含めたアンケート項目に加えて、自由記述欄を設けて、学生の意見等を汲み上げている。結果を踏まえて、科目担当教員が授業改善への方針等の回答に努めている。また、施設設備等環境に関わる事項は、速やかな対応を図るべく、学内担当部署へ伝えられるシステムとなっている。調査結果は、冊子としてまとめられ、図書館に備え、学生の閲覧を可能としている。その公表方法の検討等を行っている。

5. 欠席状況

学生が中途退学をする要因のひとつに、授業の多欠席がある。授業の欠席回数に関して、それぞれの学科において情報を共有し、指導を行っている。総じて授業開始後4週間経過時点で、科目担当者に欠席者の調査を行い、欠席の多い学生には、担任から指導を行う体制を整えている。また、ポータルサイトの活用により、科目担当教員が出席管

理を行い、ゼミ担当教員、学生の双方からも状況管理を可能とするなど、環境改善に努めている。

6. 成績通知書送付及び保護者懇談会

保護者へ成績通知書送付サービスを行うことにより、保護者への理解を求めるとともに、保護者との連携のもとで学生の学習支援を強化している。また、年に1回保護者懇談会を実施し、担当教員と直接相談する機会を設けることにより、学習支援にとどまらず、就職支援や学生生活等へのさまざまな支援が実現されている。

(2) 4-2の自己評価

学習支援体制としては、学部学科によるところが多いが、個別の体制が工夫されている。それぞれに有益な支援体制を共有して、全学的な運用となることがのぞまれる。入学前学習支援プログラムや、少人数制による基礎演習科目の展開は、少人数制による担任制度とあいまって、きめ細やかな学習支援体制として、機能している。入学前学習支援プログラムにおいては、高大接続を視野に入れた検討が必要である。

なお、退学者の対策については、欠席調査や少人数制指導を目的とした担任制度にとどまることなく、社会的状況から経済的支援も重要であり、奨学生制度の検討や退学の背景に考慮した一層細やかな手立てが求められる。

リメディアル教育については、多様な学部学科構成ということもあり、全学的な検討や理解がいまだ深められていない。

高等教育のユニバーサル化に伴う多様な学生を受け入れるために組織的な支援体制を構築することが不可欠であるという認識から、平成 21(2009)年度より教育支援総合センターを開設した。平成 19(2007)年度の学内調整を経て、平成 20(2008)年度は学習支援体制の具体的方針を樹立し、平成 21(2009)年度から始動した。学習支援、学生生活支援及びFD支援の三つの組織がサービスセクションとしてセンター内に位置付けられ、一体化し、横断的な連携により一層充実した支援体制を確立している。

さらに、教育支援総合センターにおいては、3セクション以外にキャリア支援センター・保健センター・教職センター・アドミッションセンターが加わった教育支援総合センター会議において、情報の共有を基に総合的な学生支援ができるような体制整備を行っている。

(3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

学生一人ひとりに行き届いた対応をするために、学生に関わる情報の共有を目的としたシステムの整備、情報の共有や支援体制の率先した立案を可能とする教育支援総合センターの充実、保護者懇談会や成績通知書送付サービス等、いっそうのサービスの向上を図る。

教育支援総合センターの運営については、初年度指摘された課題を解決しながら、きめ細やかな学生支援を目的に一層の体制整備を行う。今後は、エクステンションセンターを加えて学生支援体制の一層の充実を図る。

従来学科教員が担っている、少人数を対象とした担任制、ガイダンスティーチャー、基礎ゼミ制度に加えて、全学的な体制によりその支援をさらに強化する。

リメディアル教育については、体系的な支援が望まれ、学力面での充実した支援体制を整える意味からも、検討していく。

4-3. 学生サービスの体制が整備され、適切に運営されていること。

《4-3の視点》

- 4-3-① 学生サービス、厚生補導のための組織が設置され、適切に機能しているか。
- 4-3-② 学生に対する経済的な支援が適切になされているか。
- 4-3-③ 学生の課外活動への支援が適切になされているか。
- 4-3-④ 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等が適切に行われているか。
- 4-3-⑤ 学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げる仕組みが適切に整備されているか。

(1) 4-3の事実の説明（現状）

4-3-① 学生サービス、厚生補導のための組織が設置され、適切に機能しているか。

1. 学生生活支援委員会

学生生活を支援するための組織は、教員の学務分掌として学生生活支援委員会が設置されている。委員会は短期大学部と合同で組織され、委員長1人と、大学3学部6学科・短期大学部2学科から2人ずつ選出された委員と事務局の学生生活支援オフィス担当課長を加えた合計17名で構成されている。事務組織である学生生活支援オフィスは3人の職員で構成され、「何でも相談」窓口を通じて学生の相談に応じ、適切な部署を紹介するほか、学生の生活安全を支援するために保健センター、学生相談室の職員とも連携している。学生生活支援委員会は定例で月に1回、緊急な課題が生じた時は適宜委員会を開催し、学生生活に関する諸問題を協議している。

学生生活支援委員会では奨学生の選考、学内学生団体活動支援、交通安全指導、喫煙マナー指導、試験時の不正行為禁止等の学内ルールの指導を行っている。

学生サービスの施設面としては、食堂・カフェテリア・学生ラウンジや各棟のホールなどがある。食堂・カフェテリアは2フロア約600席あり、昼食時間以外も学生の休憩スペースとして開放している。ホールは教員研究室の近くにも設置され、休憩時間等に学生と教員が日常的に対面してコミュニケーションがとれる環境を作っている。ブックストア（売店）では、学用品、食品、雑貨などを取り扱っている。さらに、学生の便宜を図るために、希望する学生全員に小型のロッカーを在学期間中貸与している。また、大学院生には、共同研究室と個人専用の机・椅子、パソコン、書棚を貸与している。

2. エクステンションセンター

エクステンションセンターは「生涯学習」「国際交流」「地域交流」の大きな3つの柱をもっている。平成21(2009)年度に従来の「生涯学習センター」「国際交流センター」を統合し、そこに地域交流関係の業務を加えて設置された。学生の資格取得等の学習、海外及び地域での交流機会の提供などにより、より充実した学生生活のサポートを行う。

講座・検定等については、各採用試験・検定試験の受験対策、資格取得対策講座等を実施している。年間100講座程度を前学期・後学期に開設しており、通常の授業以外の時間に積極的に資格取得や採用試験の対策をしようとする学生に利用されている。特に受験対策講座の多くは採用・検定の試験日に合わせて受講期間を設定するとともに、教員採用や社会福祉士の試験対策などは、長い時間をかけてじっくり実力を養えるように講座を設けている。

国際交流関係については、異文化理解教育と国際性涵養のための学生サービスを提供している。また外国人留学生の相談窓口としても機能し、国際交流担当職員が留学生関連の事務手続きを行っている。留学生は韓国の交換留学生が毎年入学しているため、韓国人の専任教員（短期大学部人間総合学科准教授）が日常生活上の相談事に応じるなど、きめ細かな対応をしている。

- ・交流室

学生の往来が活発な場所に交流室を設置、海外留学・異文化交流に興味を持つ学生への情報・資料を提供し、個人留学等のアドバイスにも対応している。昼休みに行っている「インターナショナル・カフェ」は、曜日別にアメリカ人教員（人間福祉学部医療福祉学科准教授）や留学生が担当し出身国の文化や言葉を楽しく学びあう場として利用されており、また日常的に留学生と日本人学生との交流の場ともなっている。留学生用の母国語の新聞や日本語・日本文化学習教材も取り揃えている。

- ・学生サークル「国際交流アシスタント COM」

国際交流アシスタント COM は、国際交流に興味を持つ学生が登録し、学内や地域社会の国際交流事業に参加するボランティア制度である。韓国協定校からの学生研修団が来訪した際には、このアシスタント学生たちが果たす役割は非常に大きい。滞在中の学生交流会、自由行動や道内観光の案内など様々な面で交流できる機会が提供されているため、双方の学生にとって貴重な異文化交流体験となっている。

- ・海外研修

現在、提携している海外協定校7校のうち、カナダのレッドディアカレッジ (RDC) で2週間の語学研修、韓国の培花女子大学で1週間の韓国伝統文化研修、およびヨーロッパ（ロンドン・パリ）で1週間の海外研修を実施している。

- ・交換留学制度

前述の培花女子大学および RDC との交換留学制度を設けている。毎年11月、翌年に派遣する学生の学内選考を行う。語学系の学部を持たない本学の学生にとって RDC の英語研修コースに授業料免除で1年間留学できるメリットは大きい。また培花女子大学の短期留学については、科目等履修生として、平成19(2007)年3月以降これまで3人の男子学生が派遣されている。帰国後は国際交流アシスタント COM のリーダー的存在として在学生の異文化理解を促進するなど学内に貢献し、卒業後も海外に活躍の場を見つけている学生もいる。

受入については、残念ながら大学として RDC の交換留学生を受け入れた例はないが、培花女子大学とは編入学受入の合意書を取り交わしており、平成16(2004)年度以降、毎年、培花女子大学を卒業した優秀な学生が編入学している。特に平成21(2009)年度生涯学習システム学部学習コーチング学科卒業の留学生は、公立学校教員採用試験に現役合格という快挙を成し遂げた。

- ・私費外国人留学生授業料減免制度

大学・大学院・短期大学部に在籍する私費外国人留学生に対し、修学の経済的援助のために年間授業料を半額免除する私費外国人留学生授業料減免制度を設けている。なお留学生に対しては、エクステンションセンターから同窓会に支援を要請し、学生食堂のプリペイドカード月額5,000円分が支給されている。

4-3-② 学生に対する経済的な支援が適切になされているか。

1. 本学独自の奨学金制度

本学独自の奨学制度として、「入学時特待奨学生」、「在学特待奨学生」、「一般奨学生」、「浅井淑子記念特別奨学生」、「奨学融資奨学生」、「特別奨学生」がある。

上記奨学制度の他に、私費外国人留学生授業料減免に関する規程を設け、授業料の 2 分の 1 を上限とした減免により修学の経済的援助を行っている。さらに本学と協定を結んでいる培花女子大学とレッドディアカレッジの交換留学生に対しては、入学金・授業料・施設設備費の全額を免除している。

2. 外部奨学金

外部奨学金の受給は表 4-3-1 のような状況となっている。

表 4-3-1 外部奨学金受給学生数 (単位：人)

名 称	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
日本学生支援機構 第一種	202	171	173	166
日本学生支援機構 第二種	609	654	700	736
日本学生支援機構 私費外国人留学生学習奨励費	1	1	1	2
淑莖会奨学金	6	3	2	4
北海道介護福祉士等修学資金	8	10	10	13
財団法人交通遺児育英会奨学生	0	2	2	2
あしなが育英会奨学金	0	1	0	1
北海信金奨学財団	0	1	0	0
札幌市奨学生	0	0	2	1
千歳市奨学生	1	1	1	0
中頓別町育英会	0	1	1	1
新冠町奨学金	1	1	1	0
滝上町奨学資金	0	0	0	1
芽室町奨学金	0	1	0	0
上砂川町奨学生	1	1	0	0
小清水町奨学生	1	0	0	0
枝幸町奨学生	1	0	0	0
茨城県奨学生	0	0	0	1
平和中島財団外国人留学生奨学生	0	0	1	1

3. 授業料の分延納について

学生の経済的支援策として、奨学金のほか授業料の延納、分納支援を行っている。学生納付金（入学金、授業料）については納付期限を定めているが、経済的事情などによって授業料を納期までに納められない学生に対して、授業料延納願書の提出により納付期限の延長及び分納を認めている。

4. 大学院の TA 制度について

本学では、大学院生を対象に TA (Teaching Assistant) 制度を設け、学部の授業（実習、演習、実験など）の補助的業務を体験することができる機会を設け、学部教育の効率化と大学院生の教育指導に関する実務訓練の機会を与え、経済的支援の一助にもなっている。

4-3-③ 学生の課外活動への支援が適切になされているか。

1. クラブ活動

平成 21(2009)年度の課外活動を行っている学内学生団体（部活動・クラブ活動）は、体育系 36 団体、文化系 20 団体、合計 56 団体である。各団体は顧問（監督、コーチ）の指導の下、自主的な活動を展開している。各団体に対して設立・継続許可、部室貸与、指導者（学外コーチ含む）の配置、学生遠征費の補助、顧問引率旅費の支給などを学生生活支援委員会が支援している。

平成 21(2009)年度においては、体育系 613 人、文化系 518 人合計 1,131 人の学生が登録されている。この数は在籍する学生全体 (1,953 人) の 57.9% の割合を占めている。団体の登録人数は入学生が減少するも体育系・文化系団体とも安定している。いずれの団体も併設の短大学生と合同で活動している。体育系のクラブでは、例年競技会において全道優勝、全国大会及び国際大会出場等目ざましい活躍を続けている。特に平成 22(2010)年 2 月にカナダで開催されたバンクーバーオリンピックに本学スキー部の学生が出場し、8 位入賞という結果を収めた。オリンピックなど国際的に活躍した学生や国内で優秀な成績を収めた学生に対しては、本学表彰規程に基づき毎年表彰を行っている。

財政的支援としては、学生数が減少し厳しい財政状況ではあるが本学の特徴ともいえる課外活動を重視した大学を目指すために従前と同じレベルを維持している。

一方、本学の同窓会「淑萃会」から学生団体活動に毎年多額の財政支援を受けている。

表 4-3-2		学生団体数の推移			団体／人数
学生団体	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
体育系	33 団体 579 名	36 団体 590 名	35 団体 609 名	36 団体 613 名	
文化系	22 団体 514 名	20 団体 495 名	22 団体 476 名	20 団体 518 名	
合 計	55 団体 1093 名	56 団体 1085 名	57 団体 1085 名	56 団体 1131 名	

2. 自治会

大学においては、人間福祉学部自治会と生涯学習システム学部自治会がそれぞれ独自に活動している。平成 21(2009)年度に開設した生涯スポーツ学部の学生は生涯学習システム学部学生自治会と合同で活動している。年間行事としては、自治会総会、新入生歓迎会、大学祭、ニュースポーツ大会、卒業生祝賀会などが行われている。新入生歓迎会とニュースポーツ大会は 3 学部及び短期大学部自治会が合同で企画するとともに連携して、学部学科やクラス単位の学生交流の場づくりを目的に実施している。自治会費については、年額一人当たり 5,000 円を徴収し学生団体活動の支援などの運営費としている。

3. 大学祭

大学祭は、学生が大学祭学生実行委員会を組織し主催している。内容は毎年実行委員が企画立案し学生自らが運営している。学生の自主性を尊重するため、学生生活支援委員会としては側面的な支援に当たっている。さらに、実行委員会と連携しながら、本学の学科・センター単位による大学祭にふさわしい展示会や体験会などを行っている。

また、大学所在地の町内会とも連携し住民によるフリーマーケットコーナーを設けるとともに、出店を開設し地域住民も参加しやすい内容となっている。準備段階から学内

調整や地域町内会との連携、保健所、警察署、消防署などの手続きなどを大学祭実行委員会と学生生活支援委員会が共同で行っている。

4. 研修棟の整備について

本学では、学生団体活動を支援するために北海道女子短期大学時代に学生寮として使用していた施設（雅館）を平成 3(1991)年から、学生団体活動の合宿所及び部室として提供している。本研究棟は留学生の寄宿舍として一部利用している。留学生による利用は、平成 19(2007)年度 6 人、平成 20(2008)年度は 5 人、平成 21(2009)年度は 8 人、平成 22(2010)年度は 6 人であり、いずれも韓国人留学生である。

5. 入学前学習支援プログラム（C コース）について

本学に入学を決めた学生で入学後において部活動に積極的に取り組む学生を対象に入学前学習支援プログラム（C コース）を実施し、入学前から課外活動を支援している。平成 21(2009)年度の実績としては、15 団体に延べ 85 人が参加している。

4-3-④ 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等が適切に行われているか。

平成 18(2006)年度より「保健センター」と「学生相談室」を隣接させ対応していたが、平成 21(2009)年度から統合し、「保健センター(学生相談室を含む)」とした。相談窓口は各々が受け付ける体制であり、開館時間はどちらも月曜日から金曜日は 9:00～17:00、土曜日は 9:00～13:00 である。運営は、各学科から 1 人選出の運営委員会を年 10 回開催し、相談状況報告及び保健管理について協議している。

1. 保健センター

保健センターでは、看護師 1 人と学生相談室事務職 1 人により、①健康診断及び保健管理の計画・実施 ②健康相談 ③応急処置及び看護等を行っている。

健康診断では、追加項目として入学時心電図検査希望者に検査料金半額補助を行い、46.0%の学生が受診し、講義やサークル等の活動に万全を期している。

平成 21(2009)年度の延べ利用数は 2,561 人であり、全学生の 48.8%が利用している。新型インフルエンザ流行（発症者 240 人、発症率 12.5%）のため相談数は例年より 600 人ほど多かった。来室理由は、「心身を含む相談」が 60.4%、「体調不良」23.1%、「身体計測」7.0%、「けがの処置」5.9%であり、「相談」「体調不良」の内訳は、健康診断証明書・健康診断・新型インフルエンザ関連、風邪症状、消化器症状等である。新型インフルエンザ対応については、平成 19(2007)年度から整備した麻疹等に対する緊急措置体制を基に対応マニュアルを作成し、発症状況の把握及び学内への情報提供、濃厚接触者の指導、手指消毒等の予防対策の実施により感染拡大防止に努めた。

また、年 4 回「保健センター便り」を発行し、保健講話を複数回実施している。

平成 21(2009)年度からセルフケア能力の育成に向けて、学科ごとの「基礎教育セミナーⅠ・Ⅱ」で「メンタルヘルス講座」を実施しており、今後も継続していく予定である。

2. 学生相談室

学生相談室では、事務職 1 人と非常勤の臨床心理士 3 人のうち、1 人を毎日配置し、①学生相談業務、②学生相談に関する事業の企画、③学生相談に関する調査研究を行っている。相談数は平成 21(2009)年度延べ人数で 290 人と前年度よりやや減少しているが、実人数では増加しており、深刻な相談が増えている。相談内容は、精神不安が圧倒的に

多く、その他修学や心身の相談である。うつ病やパニック障害などをもちながら、学生相談室を利用して講義に出席できる学生などが増加している。ときに、自殺企図への対応などの危機介入が必要とされるような相談もあり、カウンセラーが学内の教職員と連携して対応に当たっている。

学生相談室の向かいにはフリースペースを設け、対人不安のある学生や精神不調から回復しつつある学生などの居場所として活用している。また、カウンセラーによる講話やワークショップを定期的を開催するとともに、学生相談室を身近に利用してもらうための「オープン学生相談室」などを開催し、精神不調等の予防活動を実施している。なお、大学内に設置された学生と教職員の交流スペース「hug」においては、カウンセラーが空いた時間に参加し、学生と交流をしている。

表 4-3-3 学生相談室、医務室等の利用 (H21 年 3 月末現在) (単位：人)

名 称	スタッフ数		開室日数		開室時間	年間相談件数		
	専任	非常勤	週当たり	年間		19 年度	20 年度	21 年度
保健センター	1	0	5～6	267	(月～金) 9:00～17:00	1,680	1,896	2,561
					(土) 9:00～13:00			
学生相談室	1	3	5～6	261	(月～金) 9:00～17:00	402	481	290
					(土) 9:00～13:00			

4-3-⑤ 学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げる仕組みが適切に整備されているか。

本学では少人数指導体制によって、担当教員が学生の学修のみならず、広く学生生活全般の相談、指導にあたっている。またオフィスアワー制度を設け、教員と学生の日常的交流が図られ、学生の意見が聴取されている。

さらに、学生生活支援委員会では平成 19(2007)年度から隔年で、本学の学生生活の実態及び学生の要望などを調査するために学生生活調査を実施している。北海道女子短期大学として昭和 58(1983)年から平成 15(2003)年までは 10 年ごとに実施してきた。しかし、学生の要望等の多様化を把握するために、平成 19(2007)年度から隔年で実施しており、その結果を学生サービスに係る施策に反映させている。

平成 21(2009)年度の学生生活調査は、全学生の約 7 割の 1,396 人から回答を得た。調査項目は、生活実態、学業、将来設計、課外活動、悩み、要望などである。平成 22(2010)年 3 月に発行した学生生活調査報告書は、全教員に配布した。学生には図書館で閲覧できるようにしている。

(2) 4-3 の自己評価

1. 学生生活支援委員会

・学生生活支援委員会は、学生サービス、厚生補導のために教員の学務分掌として組織され、学生の日常生活全般に関して審議し運営に当たっている。学生活動のための学習環境の整備面では、施設の保守点検及び安全確認を行い学生が快適で安全な生活環境で

学生生活を送ることができるよう条件整備を行っている。

- ・学生の経済的な支援事業としては、本学独自の奨学生制度として、「入学時特待奨学生」、「在学特待奨学生」、「一般奨学生」、「浅井淑子記念特別奨学生」、「奨学融資奨学生」、「特別奨学生」などを設けている。

- ・学生の課外活動への支援としては、学生団体活動（部活動・クラブ活動）の部室を希望団体すべてに提供している。さらに、学生団体として希望する監督、コーチの指導者についても年度始めに調査し、学長名で学外の指導者を委嘱している。また、監督、コーチの指導謝金及び大会引率に伴う旅費、交通費等についても本学で予算計上し支援している。しかしながら、学生の競技力向上に伴う大会参加回数（国際大会への派遣などを含む）の増加等による個人負担が増えてきている状況にある。

- ・自治会活動については、人間福祉学部自治会、生涯学習システム学部・生涯スポーツ学部合同自治会がそれぞれ組織され独自の活動を行っている。さらに、短期大学部自治会とも連携し、大学祭、新入学生歓迎会などの各種の事業を共催している。参加学生から好評を得ている。

- ・大学祭は、学生の主体的活動を基本としながら、教職員や地域住民と学生の交流の場づくりとなるよう学生生活支援委員会及び学生生活支援オフィスが助言・支援を行っている。ここ3年間の反省から、学生の参加者が少ないことが大きな課題となっているため、今後は、学生にとって魅力的な大学祭を企画することが求められている。

2. 保健センター

「保健センター」と「学生相談室」の統合により、相互に連携し相談支援が行なわれる体制となった。また相談頻度の高い学生について、学校医・ゼミ担当教員・カウンセラー・看護師・保健センター長によるカンファレンスを実施し、成果が見られている。

3. エクステンションセンター

- ・各種講座については、資格取得や受験対策等、学生のニーズに対応した開設がなされている。

- ・国際交流室は国際交流アシスタント COM の日常的な活動拠点であるが、留学生たちは空き時間の居場所として利用し、韓国語学習など学生どうしの友情を深める場として有効に活用されている。

- ・海外研修のうち、特に協定校では充実した研修と現地の学生・教職員との密度の濃い交流が行われ、参加学生から好評を得ている。培花女子大学訪問研修では韓国伝統料理や伝統衣装を学ぶ実習や日本語と韓国語の通訳・翻訳を学ぶ学科の授業参加等を通して、学生どうしの絆を強めている。また RDC 訪問研修では全日程がホームステイであるため、カナダ人ホストファミリーとの心の通った交流で感動的な経験をしている。帰国後のアンケート調査では、どちらの研修も学生たちの満足度は高く、その後の交換留学応募への強い動機付けとなっている。

- ・交換留学制度は、韓国からの受入数に比して派遣数が少なく、カナダについては本学からの留学希望者はいるが、カナダから本学への留学生受入は残念ながら実現していない。（短期大学部には4人の受入実績がある。）前述したように、韓国からの交換留学生は総じて優秀な学生が多く、日本人学生の手本となる勉強熱心な姿勢が周囲に良い影響を与えている。

(3) 4-3の改善・向上方策(将来計画)

1. 学生生活支援委員会

- ・学生の日常生活全般に関する支援をより充実するために、きめ細かな支援ができる体制整備に努める。学生の学習・生活環境を整備するために、施設の保守点検及び安全確認はもとより、学生自治会などとの定期的な懇談会などを開催し、いつでも要望などを把握できる体制整備を行う。
- ・経済的な支援事業としては、本学独自の奨学生制度を設けているが、家計困窮者の学生などが気軽に相談できる体制及び実態を的確に把握できる学内体制を確立する。
- ・課外活動の学生団体活動(部活動・クラブ活動)への支援としては、部室の提供、監督、コーチの委嘱を継続するとともに、対外試合に伴う旅費、交通費の支援を継続する。併せて国内大会レベル及び海外遠征レベルの学生、指導者を支援するために必要な規程を整備していく。
- ・学生自治会活動については、学生の自主性を高める有益な団体活動であることを確認するとともに、本学の教育指針でもある地域に貢献できる人材育成を踏まえ、より積極的な自治会活動を推進する。そのために、現在の人間福祉学部自治会、生涯学習システム学部・生涯スポーツ学部合同自治会が統合し、自治会の組織強化を図る。
- ・留学生などに対しては、寄宿舎の提供、入学金、授業料の免除の支援を継続する。

2. 保健センター

- ・相談体制として、障害・精神面等個々の学生のニーズに対して、学校医、ゼミ担当教員等必要な関係教職員の連携の下で支援体制を確立していく。
- ・保健センターや学生相談室をより多くの学生に利用してもらうために、カウンセラーは多くの講義に出講し、メンタルヘルスの啓蒙活動を行っている。今後も回数を増やし、学生の精神不調、精神疾患発症の予防に努めていく。
- ・発達障害のある、もしくはコミュニケーションが苦手な学生に対して学生相談室でのカウンセリング活動を充実していくとともに、交流スペース「hug」においても、カウンセラーや保健センター運営委員が一定時間滞在し、学生との交流を深め対応していく。

3. エクステンションセンター

- ・国際交流アシスタント COM の活動は、代表となる学生のリーダーシップに依るところが大きく、年度によって状況が異なる。年度ごとの引継ぎや留学生との連携をアドバイスしながら、活発なサークル活動が継続していくように配慮する。
- ・交換留学制度については、RDC からの留学生受入を実現するために、平成 21(2009)年度より小額ながら留学補助金を予算化しており、引き続き積極的に本学への留学を奨励していく。派遣については帰国報告会やインターナショナル・カフェなどを通して、帰国した学生の留学体験を周囲に伝え、より多くの学生が海外に目を向け留学への動機付けとなるように配慮する。
- ・海外研修の参加者数は経済情勢に左右される傾向があり参加人数不足のため不催行になる場合もあるが、比較的高額なカナダおよびヨーロッパの研修については、可能なかぎり経費を軽減できるような内容で検討している。また学生の研修参加に対する動機付けとすべく、協定校の研修については単位化することを関係部署に働きかけている。現在、財務上の事情で交流が中断しているアメリカおよび中国の協定校については、カ

ナダ協定校とのスポーツ交流と隔年で実施するなどの対応策を検討しながら学生交流を重視した事業復活の道を探る。

4-4. 就職・進学支援等の体制が整備され、適切に運営されていること。

《4-4の視点》

4-4-① 就職・進学に対する相談・助言体制が整備され、適切に運営されているか。

4-4-② キャリア教育のための支援体制が整備されているか。

(1) 4-4の事実の説明(現状)

4-4-① 就職・進学に対する相談・助言体制が整備され、適切に運営されているか。

1. 教職員の組織体制

本学では、学生の就職支援の実務を担当するキャリア支援センターと、センターの運営方針等を検討するキャリア支援センター運営委員会が連携し、教職員が一体となって学生の就職・進路の支援を行っている。

キャリア支援センターは教員のセンター長(運営委員会委員長を兼務)を中心として事務職員5人(専任4人、嘱託1人)の計6人で構成される。一方、キャリア支援センター運営委員会は、センター長の他、地域福祉学科、医療福祉学科、福祉心理学科、芸術メディア学科、学習コーチング学科、スポーツ教育学科の教員各1人と、併設する短大の教員2人、キャリア支援センター担当課長の合計10人で構成される。

運営委員会会議は月1度定例で開催されるほか、必要に応じて臨時会議も設けられる。後に紹介するセンターの各業務に関連して、学生の状況に合った就職支援のあり方について定期的に検討が行われている。

2. 就職・進学支援業務

・キャリア支援センター・資料室

キャリア支援センターでは、学生への求人・進学情報の提供と、学生の相談に応じた確かな就職・進学指導を行うため、以下のような形で支援環境を整えている。

本学への求人件数は年間1,000件を超える。多様性に富む学科構成であるため、求人内容は非常に多種多様である。そのため、求人票は一般企業・福祉施設・幼稚園等、複数のファイルに分類し、求人情報を閲覧しやすいよう整理している。加えて、緊急時の求人に対応できるよう、各教員に対する電子メールでの求人情報の提供も適宜行っており、年度末における内定先未定の学生の支援に特に効果を発揮している。

資料室では、各企業・施設のパフレットやOB・OGによる就職試験受験報告書を企業・施設別にファイリングしている。また、筆記試験対策書籍や面接試験対策用ビデオを完備し、学生の企業研究や試験対策に役立つよう配慮している。さらに、資料室にはパソコン20台を設置し、就職情報サイトや企業HPの検索の他、エントリーシート作成等の作業を行う学生への便宜を図っている。

学生からの就職相談に充分応じられるよう、センター窓口には民間企業出身の経験豊富な職員を配置して学生対応する他、各機関で実施される就職指導研修会には年数回職員を派遣し、研修成果報告書を回覧することで、各職員の就職指導能力の育成に努めている。また、質の高い就職指導を行うには、各種機関への訪問と情報収集が不

可欠である。毎年、学生職業センターをはじめとする就職支援機関や、インターンシップ受入企業に対してセンター長と職員が訪問及び情報収集を行っており、企業の人材ニーズの把握や本学のキャリア支援・教育に役立つノウハウの吸収に努めている。また進学を希望する学生に対しては、各窓口職員が個別で相談に応じ、ケースに応じて関係窓口への仲介を行うほか、資料室の一角には進学関連の資料書棚を設け、学生が関連資料を閲覧できるよう配慮している。

- ・教職センター

教職センターは、教員養成に係る業務の充実と、教員職員免許状を取得するために行う学外実習の円滑な実施を図るために平成 21(2009)年度に設置された。教職課程に係る教育課程の編成、教員採用に関する情報の提供、卒業生も対象とした教員採用試験対策講座の開催、教職課程を履修する学生の指導・相談等を行っている。

3. 就職・進学支援事業の概要

- ・就職ガイダンス

入学時から卒業に至るまで、一貫してキャリア形成への意欲を持続させるため、各年次とも前後学期の開始時に全員必修の就職ガイダンスを実施している。近年就職試験の内容が多様化・深化している状況をふまえ、その時期その時期に行うべき対策、準備を指導し、就職意欲の醸成を継続的に図っている。また学科ごとにゼミ単位で就職対策に備えたグループディスカッションを実施し、就業意欲につながるように努めている。

- ・学内企業説明会

近年、学生の就職活動に対する積極度が低下していることは、就職実績を上げるうえで大きな障壁となっており、この状況を打開するための方策が求められている。キャリア支援センターでは、このような学生の消極性の背景として、学生が業界や仕事に対して十分な知識を持たないことが、その原因の一つに挙げられるのではないかと分析する。そのため本学では、企業説明会を二期に分けて実施するという方策をとっている。まず毎年 10 月～12 月、ほぼ毎日の昼休みの時間帯に「仕事のわかる説明会」を実施している。これは、様々な業界のプロの話を学生に聞かせることで、各業界の知識を身につけることのみならず、学生の就職意欲を刺激することを意図したものである。そして、翌年の 2～3 月にかけて、60 分枠で毎回 2～3 社に通常の企業説明会を実施してもらうことで、特定業界に関心の高い学生ニーズへの対応を図っている。通常の企業説明会の参加数は 10～20 人程度である一方、「仕事のわかる説明会」は各回ともほぼ 30 人以上の参加数を確保しており、学生の就職意欲の向上に寄与している。

- ・就職応援ブック 『就活ブック基本のき』の作成・配布

学生が自発的に就職活動を進められるよう、以前から本学では自前の就職活動支援テキストを出版し、3 年次学生全員に配布している。このテキストは、学生が順を追って就職活動が進められるよう、自己理解・企業研究から履歴書作成・面接時の注意に至るまで、就職活動の方法を幅広く解説している。また本学の多様な学科構成をふまえ、幼稚園教諭・保育士・福祉職等、様々な業界志望者向けの章が構成されている点も、本学のテキストの特色である。しかし近年、学生の自発性の低下に伴い、テキ

ストが学生に活用されていないという声も聞かれるようになった。積極的に学生にテキストを活用してもらうため、各学生が日常的にテキストを使用するための機会づくりが求められている。現在、専門演習（ゼミ）単位での就職ガイダンスを通じて、学生一人ひとりにテキストが浸透するよう取組を進めている。

- ・就職活動対策セミナー

就職活動期を迎えた学生に対して直接的に就職活動のノウハウを提供するため、本学では、後学期の毎週火曜 5 講目（16:30～18:00）、就職活動の具体的方法論を講義するセミナーを実施している。セミナーでは、就職情報サイトの利用方法をはじめ、求人の探し方、履歴書・エントリーシート対策、面接対策、グループディスカッション対策等を学生に講義している。また、一般企業と福祉職とでは就職対策のポイントが若干異なるため、福祉職を希望する学生に対しては、4 年次夏季休暇前に「福祉職就職ガイダンス」を実施している。このガイダンスでは、それぞれの採用試験で特に重視される履歴書作成上のポイント、面接のポイント等を詳しく解説している。なお、教職志望の学生に対しては、教員養成対策講座の開設等教職センターと連携を図りつつ個別に相談に応じている。

- ・入学時からのコミュニケーション力向上の取り組み

若者層の社会経験の低下に伴い、自分と異なる年齢層との意思疎通に不慣れな学生が近年際立って増加し、面接試験にも支障をきたしている。この課題への対策として、本学では毎年不定期に「コミュニケーション能力向上面接訓練」を実施。対象学年を限定せず、コミュニケーションに自信のない学生に対して個別に一定期間の面接トレーニングを実施している。学生の個性や能力に応じて、数日～数ヶ月程度の幅を持たせて面接トレーニングを行うことで、一人ひとりの学生のニーズに応じた指導を可能にしている。

- ・ビデオ模擬面接

面接試験の重要な評価項目の一つは、試験官に対して冷静かつわかりやすく自分の意見を伝えることである。学生にこのような態度を身につけてもらうため、本学の面接指導では、学生に「自分を客観視する」機会を提供している。すなわち、具体的な受験先が決定した学生を対象として、学生の模擬面接の姿をビデオで撮影し、その出来ぐあいを学生本人とセンター職員双方で評価する「ビデオ模擬面接」を実施している。自分の姿を見て感じた「本人の気づき」を踏まえつつ、センターの職員が的確に助言することを通じて、効果的な面接指導を図っている。

- ・支援強化のための教職員連携

本学の就職支援における大きな課題の一つが「就活に対する学生の消極性」である。キャリア支援センターで実施している就職支援プログラムの参加状況を見ると、学科により参加率に大きなばらつきがみられる。さらに、キャリア支援センター窓口への学生の来訪数が年々減少傾向にあることが窓口職員から報告されている。委員会では、こうした現象の原因を「就職活動に対する学生の自発性の低下」にあると認識しており、学生の自発的参加を前提とする従来の就職支援のあり方は限界にさしかかっていると考えている。この問題を解決するため、最近は教職員が連携して就職支援を進めている。具体的には、①専門演習（ゼミ）単位での就職ガイダンスの実施、②専門演

習の時間を活用した個別学生への呼びかけや情報提供、③専門演習単位での面接対策講座や筆記試験対策の実施等を通じて、よりマンツーマンに近い形で各学生に働きかける機会を設け、就職活動に対する学生の意欲向上を図っている。

4-4-② キャリア教育のための支援体制が整備されているか。

まず本学では、1 年次学生を対象にキャリア教育科目「キャリアデザイン」を開講し、1 年次学生に対する就業意識の醸成を図っている。平成 21(2009)年度は、合計で 250 人強の学生が当該科目を受講した。具体的には、①本学 OB・OG の講演を通じた就業イメージの涵養、②自分の職務適性をつかむための演習プログラム、③個々のコミュニケーション能力を高めるためのグループワーク、これらを通じて、就業に必要な能力の育成に取り組んでいる。

また、インターンシップ科目については、本学では平成 19(2007)年度まで 3 年次学生のみを対象としてきたが、早期から学生の就職意欲を高めるため、平成 20(2008)年度より 2 年次学生に対象学年を拡大して開講している。当該科目では、インターンシップの効果を向上させるため、実習前のビジネスマナー講座や事前実習シートによる学習、実習後の報告会を実施し、学生のビジネススキルの向上を図っている。受講状況は、2 年次学生へ対象を広げたにもかかわらず、平成 19(2007)年度の 45 人、平成 20(2008)年度 47 人に対し、平成 21(2009)年度は 27 人の受講にとどまっている。当該科目に対する学生の認識不足が原因のひとつと考えられるため、就職ガイダンス他の機会を用いて学生への広報を強化し、学生の認知拡大に努める予定である。

(2) 4-4 の自己評価

本学では、大学入学時から就職ガイダンスを定期的実施するほか、就活学生対象の就活対策セミナー、「仕事のわかる説明会」等の各種セミナーを通して、就職活動に必要な知識の伝達と技術の向上に務めてきた。また、様々な面接対策講座を実施することで各学生のコミュニケーション能力の向上を図っている。このような様々なプログラムの企画実施を通じて、就職支援メニューを整備してきた実績は評価すべき点である。

一方、上記のような就職支援メニューの整備にもかかわらず、各企画に対する学生の出席率は必ずしも望ましいものではない。その背景として、①就業意欲の高い学生と低い学生との格差の拡大、②従来のマスを対象としたガイダンス形式の就職支援の限界等の原因が考えられる。それゆえに、就業意欲の低い学生層に対する効果的な就職支援メニューの検討と実施が、今後の大きな課題である。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

まず、学生全体の就業意欲を底支えするためには、従来のような断続的な就職ガイダンスにとどまらず、大学入学時からの継続的なキャリア支援教育が求められる。この点については、平成 21(2009)年度から開講されている「キャリアデザイン」の実施とプログラムの充実化を通じて、学生の就業意欲の向上に努めていきたい。

次に、就業意欲の低い学生層への効果的なアプローチとしては、既存の各種セミナーへの参加をより強く呼びかけることに加えて、①一人ひとりの学生の進路希望・就活動向を

リアルタイムで把握する、②各学生の動向に応じて、よりマンツーマンに近い形で各種講座を企画運営すること、等が必要と考えられる。そのため、今後は各学科のキャリア支援センター運営委員と各学科のゼミ担当教員の連携を強化し、ゼミ単位での情報把握や各種講座の企画実施をさらに進めていきたい。

〔基準4の自己評価〕

本学のアドミッションポリシーは、大学案内と学生募集要項及びホームページの学部案内に、「三つのポリシー（学位授与、教育課程、入学者選抜）」の一つとして明記されているが、入学案内の簡易的な冊子であるアドミッションガイドには掲載されていない。入学者選抜はアドミッションポリシーに沿って適切に運営されている。

学生サービスに関しては、学習面において、また経済的支援を含む生活面において、きめ細かな支援体制が整っており、適切に運営されている。

就職支援体制は、キャリア支援センターを中心に、様々な就職支援プログラムやメニューが整備されており、教員採用に関しては教職センターが支援体制を整えている。しかし近年では学生間に就業意欲の低下傾向が見られ、その意識改革が課題である。

〔基準4の改善・向上方策（将来計画）〕

本学のアドミッションガイドは、試験制度別の募集人数や日程等の紹介、またAO入学の手続きや流れを説明する簡易な資料に留まるため、アドミッションポリシーは記載されていない。資料請求者やオープンキャンパスの参加者には、大学案内とアドミッションガイドをセットで配布しており、現状ではその周知に問題はないが、大学案内、学生募集要項、アドミッションガイドの記載について統一を図っていく。

学生サービスに関しては、多様化する学生のニーズを把握し、学習・生活両面における支援体制をさらに強化するための検討を行う。

就職支援では、学生間の就業意欲の低下に対し、キャリア支援センターばかりでなく、ゼミ担当教員等を通して、学生を丁寧に指導していくことで改善を図りたい。

基準 5. 教員

5-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。

《 5-1 の視点 》

5-1-① 教育課程を適切に運営するために必要な教員が確保され、かつ適切に配置されているか。

5-1-② 教員構成（専任・兼任、年齢、専門分野等）のバランスがとれているか。

（1）5-1 の事実の説明

5-1-① 教育課程を適切に運営するために必要な教員が確保され、かつ適切に配置されているか。

表 F-6 に示す通り、専任教員数は人間福祉学部 37 人、生涯学習システム学部 34 人、及び生涯スポーツ学部 21 人の計 92 人であり、必要人数を適切に配置している。大学院においては、学部教育との連続性と専攻分野を考慮して、人間福祉学研究科、生涯学習学研究科共に学部教員が兼務している。

5-1-② 教員構成（専任・兼任、年齢、専門分野等）のバランスがとれているか。

専任と兼任の比率は同じく表 F-6 に示す通り、非常勤依存率はスポーツ教育学科の 50.0%から芸術メディア学科の 80.6%まで専門性及び授業形態の違いから学科により異なっている。

・学部学科ごとの開設授業科目における専兼比率は、表 5-4 の通りである。平成 22(2010)年度学科専門科目における全開設科目の専兼比率をみると、人間福祉学部では 83.47%から 66.78%で平均すると 76.16%である。生涯学習システム学部では 73.20%から 47.42%で平均すると 56.36%、生涯スポーツ学部では、68.07%となっている。必修科目は、おおむね専任比率が高くなっており、全学共通科目に比べ、学部共通科目・学科専門科目のほうが専任比率が高くなっている。

・教員の年齢構成は表 5-2 に示している。人間福祉学部では、46～50 歳が 29.7%と最も多く、次いで 31～35 歳・51～55 歳・61～65 歳の 13.5%、36～40 歳・56～60 歳の 10.8%、最も少ない 41 歳～45 歳が 8.1%となっており、年齢構成はほぼ均衡している。生涯学習システム学部では、年齢が高いほうの比率が若干高くなっている。最も比率が高いのは 51～55 歳で 20.6%、続いて 56～60 歳の 17.6%、以下、41～45 歳・46～50 歳の 14.7%、36～40 歳・61～65 歳・66～70 歳が 8.8%、31～35 歳が 5.9%となっている。これは、特に教員養成を主目的とする学習コーチング学科が、教職現場経験の豊富な人材を必要としており、その結果年齢構成が高くなっていることによる。

・生涯スポーツ学部は開設初年度で年次移行途中であるが、多い順に 61～65 歳 23.8%、46～50 歳・56～60 歳 19.0%、36～40 歳・41～45 歳 14.3%、26～30 歳・51～55 歳 4.8%（各 1 人）となっている。全体としては、人件費削減という差し迫った経営的観点から当面不補充原則がしかれており、また、法令上必置の教職関連科目担当者に関しては、嘱託職員を採用する方針であることも影響して年齢構成が高くなるという状況である。

・教員の男女比は表 5-1 に示す通り、人間福祉学部では男性 48.6%、女性 51.4%でほぼ均衡している。生涯学習システム学部及び生涯スポーツ学部では男性の比率が高くなって

おり、生涯学習システム学部は男性 70.6%、女性 29.4%、生涯スポーツ学部は男性 61.9%、女性 38.1%である。全体では男女比 6 : 4 という状況である。専任・兼任比率、年齢構成、男女比とも、学部学科によるばらつきはあるが、全体としてバランスはとれている。

(2) 5-1 の自己評価

大学設置基準に定められた教員数を満たし、必要に応じて非常勤教員を採用しており円滑に運営されている。しかし、年齢構成に関しては学部によってバランスを欠いており改善が必要である。また教育課程編成方針に関しては学位授与方針と連動した形でさらなる精査の必要があり、それを踏まえた専任、兼任のバランスを検討していく必要がある

その他、専門性の関係で外部出向による他大学への協力を、本人の研修もかねる意味で認めているが、本学の教育の充実という観点から週 1 日（研修日）に限定し本務校への影響を最小限にとどめる配慮をしている。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

多少なりとも学科によるばらつきがあるが、カリキュラムポリシーに基づき、学部学科の特色を視野にいれながら、専門分野、年齢構成及び男女比率等を勘案して欠員補充を行う必要がある。

5-2. 教員の採用・昇任の方針が明確に示され、かつ適切に運用されていること。

《5-2 の視点》

5-2-① 教員の採用・昇任の方針が明確にされているか。

5-2-② 教員の採用・昇任の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

(1) 5-2 の事実の説明（現状）

・「北翔大学大学院・北翔大学・北翔大学短期大学部教育職員任用規程」に基づき「本学の教育理念に則り、教育研究者としてふさわしい人格識見を有し、自主自律の精神を持って職務を行う者」（規程第 5 条）を任用の原則とし、教員採用および昇任人事が行われている。基本的にはそこに規定された任用基準によっている。その他、いずれも大学院、大学、短期大学部共通の以下の規定が整備されている。

「採用・昇任候補者（教員）の選定についての申し合わせ」

「教育職員の任期に関する規程」

「特別任用教育職員に関する規程」

「外国人教育職員任用基準」

・新規任用、および昇任人事に関する候補者の選考は、研究科長、学部長に付託されており、各研究科、各学部によるそれぞれの申し合わせの手順を踏んで選考された候補者を、人事委員会（学長、副学長、研究科長、学部長、学科長）に付議する。

新規任用候補者の選考については原則一般公募とし、各学部で事前に研究業績及び履歴書をもとに「教育職員任用規程」の任用基準に照らし候補者を 2～3 人に絞り込む。さらに候補者による模擬講義および研究発表（各 30 分ほど、当該学部長、学部の学科長、学

科教員その他関連分野の教員が参加)を実施し、面接(学長、副学長、当該学部長、学部の各学科長)を行った上で候補者を1人に絞り込んで人事委員会に付議する。

・昇任人事に関しては、学部ごとに推薦委員会を組織し、教員の研究業績および教育実績を「採用・昇任候補者の選定に関する申し合わせ」に照らし昇任候補者を決定、人事委員会に付議する。

人事委員会の審査結果は、いずれも学長より理事長に報告、理事会で決定される。

各学部における採用人事・昇任人事の手順は、人間福祉学部の場合、＜学科長会議で原案→教授会→人事委員会→常勤理事会→教授会報告＞の順で行われており、生涯学習システム学部と生涯スポーツ学部の場合は、＜学科長会議で原案→人事委員会→常勤理事会→教授会報告・承認＞という順で行われている。

(2) 5-2の自己評価

規程に即して厳密に運用している。しかし、学部ごとに、解釈、手順等に若干差異があり、全学的な視野から統一が望まれる。ひとは各教員の研究業績、教育実績についてであるが、多様な専門分野からなる学科構成であることから、各学部の評価基準に違いがあるが、現在のところ、研究上の分類(研究論文、研究ノート、調査報告書等)は自己申告にとどまっている。本学の教育目標を鮮明にするためにも、本学としてのより客観的な基準が必要である。

(3) 5-2の改善・向上方策(将来計画)

教育重点大学として、社会的経験の豊かな人材を確保するため、採用、昇任時における評価基準に関し申し合わせ事項を設けているが、社会状況の変化により、その申し合わせ事項が現状に合わない部分も出てきており、現在規程の見直しを図っているところである。

日常的に研究・教育活動を活性化するためには、昇任審査のためばかりでなく、年度ごとにすべての教員の研究計画とその成果(研究業績)を集約するシステムの整備が必要である。

5-3. 教員の教育担当時間が適切であること。同時に、教員の教育研究活動を支援する体制が整備されていること。

《5-3の視点》

- 5-3-① 教育研究目的を達成するために、教員の教育担当時間が適切に配分されているか。
- 5-3-② 教員の教育研究活動を支援するために、TA (Teaching Assistant)・RA (Research Assistant) 等が適切に活用されているか。
- 5-3-③ 教育研究目的を達成するための資源(研究費等)が、適切に配分されているか。

(1) 5-3の事実の説明(現状)

- 5-3-① 教育研究目的を達成するために、教員の教育担当時間が適切に配分されているか。

・前後学期各 15 週、90 分の授業をもって 1 コマ (2 授業時間) としている。平成 21(2009) 年度の専任教員の 1 週間当たりの授業担当時間数は表 5-3 の通りである。教授、准教授、講師の順に時間数は増している。教授と講師との差は、人間福祉学部では 1.5 時間増、生涯学習システム学部では 2.63 時間増であり、大きな差はない。しかしながら、担当時間が特に多い教員と少ない教員がいる不均衡が生じている。

教員の責任授業時間数の基準は設定されていない。加えて役職者について校務等に関わる負担に配慮する減免基準はない。

また演習・実習・実技科目の多い学科においては、少人数クラス編成の都合上、1 科目当たりの担当教員数が多くなり、結果的に教員一人当たりの持ちコマ数が多くなる傾向にある。

・専任と兼任の比率に関しては表 F-6 に示す通りであり、学部学科ごとの専門教育・全学教育科目に占める専任・兼任担当比率は、表 5-4 の通りである。開設授業科目については、選択科目に比べ必修科目のほうが、また全学共通科目を比べると、学部学科科目のほうが専任比率が高くなっている。学科の専門領域によっては、実習演習を伴う専門教育において、兼任講師の比率は低い。

5-3-② 教員の教育研究活動を支援するために、TA (Teaching Assistant) ・ RA (Research Assistant) 等が適切に活用されているか。

大学院に在籍する優秀な学生に対し、TA 制度を設けている。教育的配慮の下に教育補助業務に従事させ、将来、教員や研究者になるためのトレーニング機会を提供することにより、教育研究指導効果を図るとともに、奨学に資することを目的としている。同時に、学部教育のきめ細やかな指導の実現が図られている。授業担当者の TA 配置希望による各学部の申請に基づき、大学院研究科委員会において、選考基準に基づいた採用選考を実施している。大学院生の研究との兼ね合いから配置されることが多い。研究指導や授業に支障が生じないように配慮して年間勤務時間数の上限を設けており、大学院生の在籍数に見合った配置にとどまっている。なお、RA については現在制度を設けていない。

5-3-③ 教育研究目的を達成するための資源 (研究費等) が、適切に配分されているか。

専任教員に配分される研究費の実績については、表 5-6 に示す通りである。全教員に個人研究費を支給している。個人研究費の内訳は、表 5-3-1 に示す通り、一般研究費と研究図書費、研究旅費に分けられ、一定額の流用が可能とされており、自由な研究活動を支援する体制を整備している。経営改善計画に基づき、現在は職位にかかわらず一定額 (250,000 円) が配分されている。

また、専任教員が実施する研究活動を支援し、もって当該研究の活性化と円滑を図るとともに、併せて本学の発展に寄与することを目的として、特別研究費制度を設けている (ただし現在経営改善のためいったん凍結している)。教育研究費内訳は、表 5-8 に示す通りである。研究の質的向上を図るためにも、科学研究費補助金等の申請を奨励しており、外部研究資金の研究費総額に占める割合が過去 3 年間の実績から増加していることがわかる。表 5-9 に示す通り、その採択率は向上している。競争的研究資金として、平成 21(2009)

年度は、科学研究補助金 12 件 884 万円（新規・継続を含む）、政府もしくは政府関連法人からの研究助成金 1 件 336 万円、民間の研究助成財団からの研究助成 3 件 130 万円を受けている。

表 5-3-1 教育研究費（平成 19 年 4 月 1 日施行）

	一般研究費	研究図書費	研究旅費	合計
教授・准教授	350,000 円	50,000 円	200,000 円	600,000 円（250,000 円）
講師・助手	265,000 円	35,000 円	200,000 円	500,000 円（250,000 円）

（2）5－3の自己評価

表 5-3 にある専任教員の担当時間数に表れない学内業務として、各種委員会の業務、学生募集に関する業務、教育実習や施設実習等の実習に関する業務、授業以外の学生指導などがあり、その業務量は増大する一方である。また、学部学科の学生数や特性によっては、一部の教員にその業務が集中する不均衡が生じている。

TA の充足状況は、大学院生の在籍数に左右されるところがあり、十分とはいえない状況であり、体制の整備が急務である。

教員の教育研究活動については、研究時間を含めてその研究を支援する体制は十分とはいえない。財務状況が厳しい状況下で特別研究費の凍結、個人研究費の減額を実施しているが、共同研究を促進するため北方圏学術情報センター、北方圏生涯スポーツ研究センター研究費として平成 20(2008)年度 2,860 万円、平成 21(2009)年度 2,790 万円、平成 22(2010)年度 2,110 万円の研究費を計上している。また、科学研究補助金をはじめとする外部研究資金を一層積極的に獲得することが必要である。

（3）5－3の改善・向上方策（将来計画）

大学が組織としてその機能を向上させるために、校務役職を含めた業務の効率化を図る。また、専任教員の担当時間数については、授業時間以外の学内業務も鑑みた指標を整備することにより、業務の平準化を図る。この双方について継続検討をして、教育研究活動の充実した体制を維持整備していく。また研究を積むためのサバティカルなどの制度整備が急務である。

教育研究活動の支援に加えて、きめ細やかな教育を図るためにも、TA の充足率の向上は重要であるが、大学院生が本来の研究目的を果たすために設定されている上限は妥当である。このため RA・SA 制度や教育補佐制度等の導入を視野に入れ、整備改善に努める。

教育資源については、教育の質の向上のためにも、教育研究活動の活発化を図り、競争的資金の獲得につとめる体制を整備する。

5－4. 教員の教育研究活動を活性化するための取組みがなされていること。

＜5－4の視点＞

5－4－① 教育研究活動の向上のために、FD等組織的な取組みが適切になされているか。

5-4-② 教員の教育研究活動を活性化するための評価体制が整備され、適切に運用されているか。

(1) 5-4の事実の説明(現状)

5-4-① 教育研究活動の向上のために、FD等組織的な取組みが適切になされているか。

本学では平成16(2004)年度からFD実施委員会を設け、教員の教育実践力向上のために、全学的なFD活動を推進している。平成18(2006)年度には組織的なFD活動を効率よく実施するため、FD実施委員会のもとにFD実施小委員会を置き、学部・各種委員会と連携しながら、実質的なFD活動の企画と円滑な実施を行ってきた。平成20(2008)年度にはFD活動が義務化されたことを受け、組織的なFDの深化と他大学とのFD活動の共有化を目的に、「FDネットワーク“つばさ”」に加盟しFD実施体制の強化を図った。

平成21(2009)年4月、新しく開設した教育支援総合センター内にFD支援オフィスを設置し、またFD実施小委員会はFD支援委員会に組織を拡大している。現在、本学のFD活動は、FD実施委員会、FD支援委員会、FD支援オフィスで構成され全学体制で取り組んでいる。

平成16(2004)年度～21(2009)年度のFD活動の実施状況は次の通りである。

- ・FD活動の基幹である「学生による授業評価」は、平成16(2004)年度から継続して実施し、結果報告書を年2回発行している。
- ・学生参加によるFD活動として、平成17(2005)年度～20(2008)年度は「卒業予定者と教員との懇談会」を学部別に実施していた。平成21(2009)年度からは学生参加の形式を変えて「学生FD会議」の取組みとなり、「大学生らしい授業のあり方」をテーマに、全学から選抜された学生と希望参加教員による意見交換が行われた。
- ・平成19(2007)年度は、「学生による授業評価」において高い結果を得た授業の担当教員による「授業改善のための事例集」を発行し、またFD研修会にて「授業改善事例発表会」を開催した。
- ・平成20(2008)年度はFD教育活動の充実を図るため、全学的研修としてFD研修会を5回実施した。内容はGPA研修を2回、外部講師を招聘してFD講演会を2回、公開授業が1回である。
- ・平成21(2009)年度はFD研修会を7回実施した。内容はFD講演会1回、学部別の公開授業と意見交換会4回、教職員合同によるSD研修会、学生FD会議である。
- ・平成20(2008)年度のFD活動を集録した「FD活動報告創刊号」を作成し、道内大学、FDネットワーク加盟校、本学教職員に配布した。平成21(2009)年度には第2号を継続発行した。
- ・平成19(2007)・20(2008)年度は研修・情報収集として、FD担当教員・職員は他大学のFD研修会に参加した。平成21(2009)年度は合計11回、道内外で開催されたFD研修会に参加し、研鑽に務めた。(延べ参加人数 教職員21人・学生2人)

5-4-② 教員の教育研究活動を活性化するための評価体制が整備され、適切に運用されているか。

1. 学生による授業評価

非常勤を含むすべての教員を対象に、各教員が担当する1展開クラス（履修数が最も多い科目1コマ、教員が希望する場合は科目を追加可能）について行っている。評価はアンケート調査票への回答とし（5段階評価法および自由記述）、その集計結果は教員に返却され、教員は結果に対するコメントを提出し、そのコメントは評価結果とともに年2回発行される報告書に掲載、学内公表している。

2. 学生との懇談による評価

「卒業予定者と教員との懇談会」を学部別に実施し、学習と学生生活に関する率直な意見を聴取する形での学生による評価体制を整えた。平成21(2009)年度「学生FD会議」の実施後、報告書を作成公表し、授業改善への学生との双方向性を確保している。

3. 教員相互の授業評価

「授業改善事例発表会」が教員の意見交換の機会となり、教員相互の評価にもなった。平成20(2008)・21(2009)年度全学規模で行った「公開授業」および授業後の「意見交換会（検討会）」は、授業担当者と参観者双方の授業改善に資するための教員相互の評価体制である。

(2) 5-4の自己評価

- ・「将来構想検討」では全学的な教育方針については、平成19(2007)年度に取り組みされたカリキュラム検討で全学、学部学科の教育目標を確認する作業を行い、全学の共通認識とした。
- ・本学の教育研究活動・教育実践力向上のためFD活動は組織的に全学体制で推進している。平成16(2004)年度以降継続している「学生による授業評価」の実施率は平均90%以上を示しており、教員の協力度は高く、授業評価が教員に浸透している。また学生の授業満足度（「そう思う」＝満足、「ややそう思う」の割合）の平均が75%以上でその割合が年度ごとに高くなっていることは、評価結果が授業改善を促すことに役立てられていることを示すものである。
- ・専任教員による「公開授業」および意見交換会（検討会）、参観者によるアンケートは教員相互のFD研修となっている。さらにそれらの意見を集約し、適切なFD活動体制としていくことはこれからの課題である。
- ・平成21(2009)年度の学部別「公開授業と意見交換会」の実施は、全教職員がすべての学部の公開授業への参加を可能とした。さらに企画・運営等を再検討し、教員相互のFD研修としての体制を整えていく。
- ・教職員共有のFD活動としてSD研修会を実施し、FDとSDの連動が本学ではじめて実施された。
- ・FD講演会・研修会の実施は学内外の情報共有の機会ともなり、教育活動環境整備に必要な基礎情報が蓄積されることによって今後の効果が期待できる。
- ・「FDネットワーク“つばさ”」への加盟は、有益な情報を得ると同時に他大学と共通認識のもとでのFD活動が可能になった。さらに本学に見合った独自性のあるFDに深化

させることも必要である。

(3) 5-4の改善・向上方策(将来計画)

- ・さらなる授業改善・教育の充実を目指し、以下のような積極的なFD活動の取組みを検討している。
- ・「FD ネットワーク “つばさ”」の加盟により、平成 22(2010)年度から加盟大学と共通の授業改善アンケートの導入が決定している。
- ・「公開授業」をさらに全学体制での実施とし、教員相互研修の機会を充実させる。
- ・FD 活動とともにSD 活動を連動させ、教職員共有のFD 活動の強化を図る。
- ・教職員は学外で開催される各種のFD 研修会へ積極的に参加し、多様なFD プログラムの研鑽に努める。
- ・「学生FD 会議」をより進化させて、学生が参加するFD 活動を企画・立案し、学生と対話・協議するシンポジウムを策定する。
- ・本学のFD 活動の公開を目的に、機関紙『FD 活動報告』の継続発行やホームページ掲載をとおして、活動内容を学外へ発信する。
- ・教育研究活動をさらに活性化し、その成果を学生へ還元するために平成 21(2009)年度開設された教育支援総合センターFD 支援オフィスと学習支援オフィス、学生生活支援オフィスとの連携は必須である。FD の取組みを教育内容に反映させ、協同での教学業務を今後推進する。

〔基準5の自己評価〕

- ・各学部学科とも大学設置基準に定められた教員数を満たし、必要に応じて非常勤教員を採用しており円滑に運営されている。また学務分掌に関わる各種運営委員会は、学部学科からの委員を構成員として学部を超えて組織されており、効率的に運営されている。
- ・教員の採用・昇任に関しては、規程が整備されており、その規程に即して厳密に運用されている。しかし、多様な専門分野からなる学科構成であることから、各学部の評価基準に違いがあり、学部ごとに、解釈、手順等にも若干ばらつきがある。本学としての教育目標を明確にしていくためには、全学的な視野からある程度の統一が望まれる。
- ・教員の教育研究活動については、研究時間を含めてその研究を支援する体制は十分とはいえない。科学研究補助金をはじめとする外部研究資金を一層積極的に獲得することが必要である。教育研究活動の質の保証のために大学全体における各種支援体制の整備が急務である。
- ・本学は教育研究活動・教育実践力向上のためのFD 体制が整備されており、「学生による授業評価」等への教員の協力度は高く、FD 研修会への参加などにより本学におけるFD 活動は、年度ごとに徐々に教員に浸透してきているが、さらなる授業改善・教育の充実を目指して、より積極的な取組みが必要である。
- ・またSD 活動の活性化も急を要する課題である。FD 活動とともにSD 活動を連動させ、教職員共有のFD 活動の強化を図る仕組みが必要である。学生の参画も検討課題である。

〔基準5の改善・向上方策（将来計画）〕

- ・この3年間で将来構想検討委員会を立ち上げて改革案と新たな教育課程を平成21(2009)年度スタートさせた。それらを実現するために教育課程運営上必要な教員は基本的に確保されているが、本学の教育目標をみすえより教育効果を高めていくためには、学部学科の特色を視野にいれながら、専門分野、科目による専任教員、非常勤教員の配当、教授、准教授のバランスが必要となる。今後欠員補充に際し、それらを配慮した欠員補充を行う。
- ・教員の採用・昇任に関しては、本学の教育目標を鮮明にするために、各教員の研究業績、教育実績、あるいは前歴の評価について、全学的に統一した基準の設定が必要である。また、日常的に研究・教育活動を活性化するために、昇任審査のためばかりでなく、年度ごとにすべての教員の研究計画とその成果（研究業績）を集約するシステムを整備する。
- ・教育研究活動の質の保証のために大学全体における各種支援体制の整備が急務である。そのためには、大学規模の縮小傾向にある昨今の状況の中で、教育目標を明確にし、より抜本的に学生規模に見合った教員構成、カリキュラムの精選、学務運営体制の再検討を進めることが不可欠である。目的にかなった科目のスリム化（大学の個性を明らかにするには、カリキュラムの多様化より、むしろ精選された科目を共通に学ぶことの意義は大きい）が教員の負担減にもつながり、その分研究・教育（学生指導）の充実に向けることが可能となる。
- ・本学教員の教育力向上のためのFDに関しては、さまざまな計画を持っている。本学の教育研究活動をさらに活性化し、その成果を学生へ還元するために、平成21(2009)年度開設した教育支援総合センター内のFD支援オフィスと学習支援オフィス・学生生活支援オフィスとの連携をさらに強めて取り組んでいく。特に学内の職員のSD活動を教員のFDと連動させ、教職員共有のFD・SD活動の強化を図る。さらに他大学とのネットワーク化により広い視野のもと改善に取り組む。全学部において公開授業を実施し、新人教員や職員を対象にした研修会等を企画実施する。

基準 6. 職員

6-1. 職員の組織編制の基本視点及び採用・昇任・異動の方針が明確に示され、かつ適切に運営されていること。

《 6-1 の視点 》

6-1-① 大学の目的を達成するために必要な職員が確保され、適切に配置されているか。

6-1-② 職員の採用・昇任・異動の方針が明確にされているか。

6-1-③ 職員の採用・昇任・異動の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

(1) 6-1 の事実の説明 (現状)

6-1-① 大学の目的を達成するために必要な職員が確保され、適切に配置されているか。

- ・学校法人浅井学園管理運営規程第 22 条に内部監査室、第 24 条・第 25 条に大学・短期大学事務局組織及び他の事務組織としてセンター事務担当を規定している。
- ・職員定数は定めていないが、学校法人浅井学園事務分掌規程に各部・課、図書館及びセンターの事務分掌を定め、分掌業務を遂行するために必要な人員配置を行なっている。
- ・各学部・各学部に共同研究室を設置し、各 1 人の職員の配置により学部運営の事務補助を行なっている。
- ・学生規模に見合った職員編成を目指し、中期経営改善計画の一部前倒しとして平成 19(2007)年度から事務職員の削減に取り組んできた。大学と短期大学部の職員を合わせて、平成 18(2006)年度 4 月時点で 134 人（専任職員 63 人、嘱託職員 54 人、派遣職員 14 人、臨時職員 3 人）の職員を毎年段階的に削減し、平成 21 (2009) 年度 4 月には 113 人（同 54 人、同 27 人、同 1 人、同 31 人）、平成 22(2010)年度 4 月には 117 人（専任職員 54、嘱託職員 17 人、派遣職員 2 人、契約職員 12 人、臨時職員 31 人）と中期経営改善計画に沿って編成し、専任職員、嘱託職員（再雇用者を含む）、派遣職員、臨時職員を適切に配置している。

職員総数には収益事業担当者（平成 18(2006)年度から 11 人、14 人、10 人、7 人となり、平成 22 年度は 7 人）及び北方圏生涯スポーツ研究センターでの地域総合型スポーツクラブ（愛称:スポルクラブ）の非常勤指導員（運営費から人件費を支出:平成 19(2007)年度の 3 人から 14 人、19 人となり平成 22 年度は 20 人）も含んでいる。

6-1-② 職員の採用・昇任・異動の方針が明確にされているか。

- ・職員の採用については、学校法人浅井学園就業規則第 35 条に「事務職員及び技術職員は、学校長及び事務局長の選考を経て、理事長の承認した者」と規定しているが、採用方針は明確に示されていない。中期経営改善計画で学生規模に見合った組織編制を基本として、期限付き職員の契約不更新、退職者の後任不補充、新規採用の原則凍結を続けている。中期経営改善計画での年次ごとの職員数の目標は、平成 20(2008)年度 114 人、改革最終年の平成 24(2012)年 4 月時点で 80 人としている。
- ・昇任については、学校法人浅井学園給与規程の別表に役職ごとの給与等級、昇級に必要

な最低年限を規定し、これに基づき常勤理事会で審議決定される。ただし、中期経営改善計画では昇任・昇格（昇級）は原則抑制を基本方針としている。

- ・異動については、学校法人浅井学園就業規則第 40 条に「業務の都合上、理事長又は学校長において、職員の配置転換を行うことがある」と規定しているが、その方針は明確ではない。現在は、中期経営改善計画に沿った職員削減が進行中であるが組織改編と合わせて円滑な業務遂行を目指している。

6-1-③ 職員の採用・昇任・異動の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

- ・職員の採用・異動については学校法人浅井学園就業規則第 35 条、第 40 条に規定されているが、その方針は明確に示されてはおらず関係規程も未整備の状況である。また、昇任についても昇級に必要な最低年限及び職位による給与等級が給与規程の別表で定められているにとどまっている。
- ・採用及び昇任については中期経営改善計画での原則抑制の方針に基づいており、異動については平成 19(2007)年度以降、職員の削減による業務遅滞を発生させないことを優先としながらも、課題として同一部署での経験年数が長い職員から異動を行なっている。この方針は平成 19(2007)年 3 月の中期経営改善計画の学内説明会及び以降の部課長会議等を通じて繰り返し職員にも示されている。
- ・新規採用は、内部監査室長を除いて平成 18(2006)年度以降は行っていない。昇任及び異動については、総務課人事担当、総務部長、事務局長が職員配置案を作成し、学長及び専務理事との調整を経て常勤理事会で決定している。

(2) 6-1 の自己評価

- ・中期経営改善計画を策定し、職員削減については一部前倒しして実施してきた。大学と短期大学部を合わせた職員総数では、平成 18(2006)年度の 134 人から平成 22(2010)年度の 116 人と職員を削減してきた。スポーツクラブ指導員、事業課パートを除いた職員数では、平成 18(2006)年度の 124 人から平成 22(2010)年度の 95 人となっており、中期経営改善計画で示した目標はほぼ達成されている。
- ・職員の採用・異動については、学校法人浅井学園就業規則で触れられてはいるが、その方針や採用・異動について規定されておらず、別途規程も未整備の状況にある。また、昇任についても必要最低条件が規定されていることにとどまっている。
- ・平成 22(2010)年度は事務局長・部長・副部長（嘱託職員含む）及び内部監査室長で 7 人、課長が 16 人、主幹が 3 人で、専任職員（一部嘱託職員を含む）の約半数が管理職で職員構成上のバランスは良くない。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

中期経営改善計画に基づく職員削減を進行中であるが、退職職員の後任不補充が続いた場合、年齢構成から逆ピラミッド型の職員構成が顕著となり、定年退職に伴う若手職員の最小限の採用は必要であり、学生規模と職員定数の規定や職員採用方針等の検討を早期に開始し、年齢構成のバランスの取れた職員編成を目指していく。

また、学生数に見合った職員編成（削減）を進めるにあたり事務局機構及び職制の見直し、昇任基準（方針）の明確化についての検討を開始する。

6-2. 職員の資質・能力向上のための取組み（SD等）がなされていること。

《6-2の視点》

6-2-① 職員の資質・能力向上のための研修、SD等の取組みが適切になされているか。

（1）6-2の事実の説明（現状）

- ・私大協及び私大協道支部主催の各研修会（階層別・職務別）に毎年参加して資質の向上に努めている。平成 21(2009)年度は延べ 130 件の研修参加であった。職員研修費 128 万円の予算措置を行なったが、道内・札幌での研修参加に重点を置いたことで約 60%の執行となった。

また、SD 研修会として、平成 20(2008)年度から加入した「FD ネットワーク “つばさ”」の SD 研修会に職員 3 人を派遣した。帰着後、参加職員を講師として全教職員を対象とした報告会を開催し研修内容・成果の共有を図った。

- ・文科省主催のハラスメント研修会、日本私立学校振興・共済事業団主催の補助金説明等に参加した職員を講師として全教職員を対象として研修会（報告会）を実施し、研修内容を他の職員にフィードバックすることで大学職員としての資質の向上に努めている。
- ・コンプライアンス研修会を実施し、コンプライアンスに対する理解を深めるとともに法令や規程に基づく業務遂行を推進している。研修会は、平成 18(2006)年 3 月 22 日（外部講師により教員は学科長以上、職員は課長以上を対象）、平成 19(2007)年 3 月 8 日（講師はコンプライアンス委員長）、平成 21(2009)年 2 月 17 日（講師は顧問弁護士）に開催した。平成 21(2009)年度は外部講師を招き平成 22(2010)年 2 月 23 日、「経営リスクに関わる情報管理とコンプライアンス」の内容で全教職員を対象として研修会（出席者：役員を含め 57 人）を実施した。

（2）6-2の自己評価

- ・私大協及び私大協道支部主催の各研修会（階層別・職務別）は、総務部人事課で過去の参加者をもとに参加者を具申、事務局長決裁を経て参加してきた。平成 20(2008)年度は予算圧縮のため研修経費を削減したこともあり、職員研修会への派遣（参加者）は前年から大きく減少した。新規採用・昇任の抑制という中期経営改善計画の遵守により、専任職員のほとんどが私大協道支部開催の階層別研修会を経験してはいるが、さまざまな機会を有効に活用し、職員の資質向上に努めなければならない。
- ・予算削減による外部研修会への参加を制限することに対し、学内での研修を充実する必要があるが、学内研修はコンプライアンス研修、キャンパスハラスメント研修、SD 研修の実施にとどまった。
- ・業務を通じた資質向上（OJT）は、各部門でそれぞれ実施されているが統一的な研修システムは整備されていない。

（3）6-2の改善・向上方策（将来計画）

- ・これからの大学運営においては、職員個々の力量の向上が不可欠である。加えて学生規模に見合った職員数を目指し職員の削減を続ける本学においては、業務の見直し・仕分けを行いながらも一人ひとりの職員がこれまで以上の業務を担当していかなければならない。そのためには、十分な職員研修が必要であり、私大協を中心として開催される職位別・階層別の研修会、最近増加してきているSD研修会への派遣計画の立案も必要である。
- ・職員の力量向上には、OJTも効果的であることが報告されており、部・課長研修を経て実施して行きたい。また、異動方針の明確化と異動による新たな部署でのOJTを通して職員の大学業務への理解の拡大と深化を図って行きたい。
- ・私立大学はそれぞれ独自の建学の精神・教育の理念に基づく教育を実施し運営していることから、大学独自の職員研修が必要であり、その研修体制・システムの整備に取り組んでいきたい。

6-3. 大学の教育研究支援のための事務体制が構築されていること。

《6-3の視点》

6-3-① 教育研究支援のための事務体制が構築され、適切に機能しているか。

(1) 6-3の事実の説明(現状)

- ・事務局は大学・短期大学部一体となった組織で、平成20(2008)年度の総務部(総務課・人事課・研究協力課・施設管理課・IT推進課)、財務部(会計課・事業課)、学務部(履修支援課・学生支援課・実習支援課・図書課)、入学支援部(入学支援課)、キャリア支援部(キャリア支援課・生涯学習課)の5部14課体制から、平成20(2008)年9月に事務組織の一部改編により企画部(企画広報課・教育研究支援課)を新設した。平成21(2009)年4月からは、学務運営のための委員会を業務完結型のセンターに改編し、企画部と総務部(総務課・会計課・施設管理課・事業課)の2部6課及びセンター事務担当へと事務体制は移行した。
- ・それぞれの部・課は、学務運営上の各センター・オフィス・委員会の事務業務を行なうとともに連携・協力して機能している。学務運営上の各委員会には、事務局担当部署の課長も委員会構成員として参加し、審議に加わっている。
- ・学長の諮問機関として運営連絡委員会が設置され、学長・副学長・学部長・学科長・各センター長・事務局長で教学上の報告や連絡調整、方針の確認等を行っている。重要事項は確認後、学部教授会で審議・決定されている。運営連絡委員会には、事務局各部長も出席し、教学と事務での情報の共有・連携が図られている。
- ・毎週月曜日の午前、学長・副学長・学部長・事務局長・各部長による月曜ミーティングを実施し、情報の共有と課題の整理を行なってきた。また、その後、学部長会議を実施し、全学的な教学運営上の課題の整理、学部学科の将来構想の検討などを行ってきたが、平成22(2010)年度からは、これらを学部長会議に統合し隔週開催を基本として運営にかかる重要事項の確認調整・共有に努めている。学部長会議には事務局長も出席しており、事務局の状況・意見も反映するよう努力している。
- ・教員の研究支援組織として企画部教育研究支援課が外部研究資金の情報提供や外部研究の申請、研究費の事務等で支援を行なっている。

- ・研究施設である北方圏学術情報センター、北方圏生涯スポーツ研究センターには事務担当を配置し、研究の事務補助、研究センターの管理等を行なっている。また各学部には共同研究室を設置し、教員の様々な業務の事務補助を行う職員を各1人配置している。

(2) 6-3の自己評価

- ・教育研究に関わる各センターや運営委員会はその目的・役割が規程として整備されている。担当する事務組織もその業務が事務分掌規程に規定されており、教学組織と事務組織は一体となって教育研究活動を円滑に推進している。
- ・多様化する学生へのサービス提供、十分なサポートを一層進めるため事務局にはワンストップ・サービスが必要であり、教学及び事務の様々な部門間の連携のもと総合的に学生を支援する「教育支援総合センター」を平成21(2009)年度に開設した。近年、学生ニーズや大学業務は多様化・複雑化が進み、一部署での対応は困難になってきている。

(3) 6-3の改善・向上方策（将来計画）

- ・多様化・複雑化する学生ニーズへの適切な対応のためにも事務局部署間の連携・協力、教員及び教学組織との連携・協力を更に進めていく必要がある。教育支援総合センターの開設により、その効果を検証しつつ複雑多様な業務の遂行・学生支援に有効な事務組織への改編を検討していく。
- ・学生規模に見合った職員体制（削減）を進めていくためにも、部署間の連携・協力を推進していく。

〔基準6の自己評価〕

- ・職員の採用・昇任は、原則抑制の方針が定められており、専任職員は年齢構成の偏りと7割が役職者（主査以上）というアンバランスな状態になっている。
- ・異動は、職員削減と合わせて実施している。異動方針の明確化も必要とは考えるが、減少していく職員数での業務遂行を優先し、人事担当者、事務局長で原案を検討、常勤理事の承認を経て実施している状況である。
- ・こうした状況では、部署間での連携・協力と職員個々の能力・資質の向上が不可欠であり、努力してはいるものの十分ではない。

〔基準6の改善・向上方策（将来計画）〕

- ・専任職員の年齢構成の偏りは解消していかなければならない。学生確保による本学としての学生規模を定め、事務職員の定数の設定による職員の採用も実現していく。
- ・職員削減を補完するためには部署間での連携・協力の強化・推進が必要であり、そのためにも現状の組織を改編する必要がある。学生数が中期経営改善計画を下回っていることから、学生数に見合った事務体制には更なる削減が必要であり、平成23(2011)年度実施に向けた組織の見直しを行う予定である。細かな部・課の体制からより大括りの事務組織への移行を検討し、合わせて役職者が7割という状況を解消するため、職制の見直しも検討していく。
- ・学内研修を含めた研修システムの整備を進め、職員の能力・資質向上に努めていく。

基準 7. 管理運営

7-1. 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。

《 7-1 の視点 》

7-1-① 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

7-1-② 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

(1) 7-1 の事実の説明 (現状)

7-1-① 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

- ・本法人は、「学校法人浅井学園 寄附行為」第 3 条に「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、大学、短期大学並びに専修学校の教育を行なうことを目的とする」と規定し、北翔大学・北翔大学短期大学部・北海道ドレスメーカー学院を設置している。北翔大学は、真理探究の精神と幅広い教養を身につけた人材を育成し、もって文化の向上、社会の福祉及び地域の発展に寄与することを目的として、「愛と和と英知」の教育理念を掲げている。
- ・本法人の業務は、「学校法人浅井学園 寄附行為」及び「学校法人浅井学園 理事会規程」、「学校法人浅井学園 常勤理事会規程」により決定することになっており、理事は法令及び寄附行為に規定する職務を行なう。理事長は、同 13 条の規定により本法人を代表し、業務を総理している。
- ・本法人の役員組織は、寄附行為第 6 条及び第 7 条で規定しており、理事は 10 人・監事は 3 人と定め、現員は理事 10 人、監事 3 人が置かれ寄附行為に定められた業務を適切に運営している（平成 21(2009)年 2 月 10 日までは、大学学長が短期大学部学長を兼務していたため理事は 9 人）。
- ・理事会は、寄附行為第 17 条第 1 項に「理事をもって組織する」、第 2 項から第 15 項には「理事会の運営」に関する規定がある。さらに、「学校法人浅井学園 理事会規程」第 8 条に「理事会の議決事項」の規定があり、この法人の最高意思決定機関として明確に位置付けられている。理事会開催時には、理事の業務を監査する必要があることから監事が必ず出席している。
- ・常勤理事会は、寄附行為第 19 条で設置が規定され、常勤理事は担当理事制とし、全般を統括する理事長はじめ、財務・総務・企画部門は専務理事、アドミッション、キャリア支援、教育支援総合の各センターは教員理事、北海道ドレスメーカー学院は学院代表の教員理事が担い、理事会規程第 9 条により理事会の委任を受けた事項について審議決定を行なっている。
- ・「理事会」は、理事会規程に規定する「基本的な経営の方針及び事業計画に関する事項」「認可申請に関する事」「要員計画及び教育職員の重要な人事に関する事」「重要な施設・設備に関する事」「寄附行為・理事会規程・管理運営規程・内部監査規程等、重要な規程の制定・改廃に関する事項」等の重要事項を審議し決定している。

- ・監事については、改正私立学校法に従い寄附行為第 16 条で「業務の監査」「財産の状況の監査」「監査報告書の作成と理事会及び評議員会への提出」「法人の業務または財産の状況について理事会に出席して意見を述べること」等、その職務を規定している。
- ・理事会の諮問機関として「評議員会」がある。評議員会は寄附行為第 21 条により「重要な業務を理事会が決するに当たり、妥当性があり、関係者の理解が得られるか否かを確認すること」を目的とし、同第 23 条に規定する諮問事項は、「予算、決算、財産の管理・運営」、「事業計画」、「寄附行為の変更」、「収益事業の重要事項」、「合併・解散」、「寄付金品の募集」、「その他法人業務に関する重要事項」等であり、これらを審議し理事会を支えている。
- ・平成 18(2006)年 2 月に設置した内部監査室は、内部監査規程に従い公正かつ客観的立場を堅持し忠実に監査業務を遂行している。

7-1-② 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

- ・法人の管理運営に関する役員については、寄附行為第 7 条「理事の選任」、第 8 条「監事の選任」及び第 12 条「役員の解任及び退任」に関する規定を設けている。

理事の選任構成は、「大学学長 1 人、短期大学部学長 1 人」、「北海道ドレスメーカー学院から選任された者 1 人」、「評議員会において選任された者 2 人」、「学識経験者 1 人」、「理事会で選任された者 4 人」の計 10 人で、評議員会選任、学識経験者及び理事会選任の理事 7 人のうち、過半数は学外理事となるよう努めることも規定している。

監事は寄附行為第 8 条に「理事、評議員又はこの法人の職員（学長、院長及び教員その他の職員含む）以外の者のうちから評議員会において選任し理事長が任命すること」と規定している。

- ・評議員の定数及び選任については、寄附行為第 21 条第 2 項で「評議員会は 21 人の評議員をもって組織する」、第 25 条で「法人職員から選任された者 6 人」、「設置校卒業生で 25 歳以上の者 6 人」、「学識経験者 1 人」、「理事会選任 8 人」と定め、法人職員から選任される者のうち内部監査室から 1 人含めること、設置校卒業生、理事会選任のうち本法人職員以外の者を過半数選任するよう規定しており、現員 21 人中 11 人が法人職員以外の者となっている。
- ・大学の管理運営に関する役職者の選任については、管理運営規程第 13 条に基づく「北翔大学 学長選考規程」により学長候補者を選考し、理事会の承認を経て理事長が学長を任命している。

学部長は学部長規程、学科長は学科長規程により、それぞれ学部教授会の具申により学長が任命している。

(2) 7-1 の自己評価

- ・管理部門及び大学の管理運営体制は、「学校法人浅井学園 寄附行為」、「学校法人浅井学園 理事会規程」、「学校法人浅井学園 常勤理事会規程」、「学校法人浅井学園 管理運営規程」、「北翔大学 学則」、「北翔大学 教授会規程」等において規定し、それに則って適正に運営されている。

- ・理事長及び理事は、法人の職務を執行し、監事は、重要な会議に出席し業務状況や財務状況の把握に努めるとともに内部監査室との連携により綿密に監視できる体制がとられている。各部門は内部監査室による指導・提言をもとに改善を図り、適正な運営に努めている。

また、教授会は学部ごとに月 1 回の開催のほか必要に応じて大学教授会を開催している。

(3) 7-1 の改善・向上方策（将来計画）

社会情勢の変化への対応や大学に求められる役割を十分に果たすため、現在も進めている規程の見直し・点検や組織の点検を行い、管理運営体制の強化と向上に努めていく。また、理事会から執行を委任された事項を中心に本法人の管理運営全般に亘って、重要な事項は資料やデータ等の種々の方法を用いて理事会に反映させ、全学的な共通理解となるよう管理運営の確立を目指していくものとする。

7-2. 管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。

《7-2 の視点》

7-2-① 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

(1) 7-2 の事実の説明（現状）

7-2-① 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

- ・本法人では、平成 18（2006）年度から教学と校務の学長への統括委任を明確にし、経営と教学を分離している。
- ・日常的な課題に関しては、原則月 1 回、常勤理事会（構成員：理事長、専務理事、常勤の学内理事 4 人）を開催し審議決定している。教学側からは学長 2 人（平成 21(2009) 年 2 月 10 日までは大学・短期大学部兼務）、さらに評議員会選任の教員理事 1 人が構成員となっており、案件に関わる意思の疎通を図っている。
- ・本法人の管理部門は企画部と総務部である。教学部門は大学 3 学部 6 学科、短大 2 学科、それに教育支援総合センターをはじめとする学務運営のための各センターである。管理部門と教学部門の連携は不可欠であり、各センターの運営委員会には担当事務職員も「教員と同等の委員」として参加しているほか、学長の諮問機関として教学から学長、副学長、学部長、学科長、各センター長、事務局から事務局長、企画部長、総務部長で構成している月 2 回開催の「運営連絡委員会」において管理運営上の決定事項や審議状況の常勤理事会報告を行い、経営と教学両者の情報の共有を図っている。また、教学部門の意向や要望は学長や常勤理事により理事会及び常勤理事会に諮られている。
- ・毎月 2 回月曜日に中期経営改善計画に基づく改善や改革に向けた教学上の取り組みについての、審議調整のための学部長会議（学長、副学長、学部長、事務局長）を開催している。将来構想などの重要事項については、必要に応じて学部長会議に理事長をはじめ常勤理事も加わった懇談会を開催している。

(2) 7-2の自己評価

従前の理事長兼務学長の体制から、平成 18 (2006) 年度より理事長は経営、学長は教学と夫々の役割を明確化し、かつボトムアップを重視した体制をつくったことから透明化した。理事会及び常勤理事会による運営方針及び決定事項は運営連絡委員会や教授会において報告され、大学運営に反映されている。また、大学の意向や要望も学長及び担当理事を通して理事会、常勤理事会で審議されている。

(3) 7-2の改善・向上方策 (将来計画)

経営と教学を分離し運営している状況のなかで特段の問題はないが、大学を取り巻く環境は厳しく少子化に伴う全入時代を迎え学生確保が最重要課題となっており、現在策定をすすめている新中長期計画を踏まえ平成 23 (2011) 年度に向けた定員減等の検討を行っている。また、大学の改善・改革、中期経営改善計画の円滑な実施等のため、管理部門と教学部門の連携強化、連携方策の整備などに積極的に取り組んでいくこととしている。

7-3. 自己点検・評価のための恒常的な体制が確立され、かつその結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築されていること。

《7-3の視点》

- 7-3-① 教育研究活動をはじめ大学運営の改善・向上を図るために、自己点検・評価の恒常的な実施体制が整えられているか。
- 7-3-② 自己点検・評価の結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築され、かつ適切に機能しているか。
- 7-3-③ 自己点検・評価の結果が学内外に適切に公表されているか。

(1) 7-3の事実の説明 (現状)

7-3-① 教育研究活動をはじめ大学運営の改善・向上を図るために、自己点検・評価の恒常的な実施体制が整えられているか。

- ・大学では開学年である平成 9(1997)年に「点検・評価規程」を制定し点検評価委員会を設置して「教育理念の確認」、「教育研究」、「管理運営」、「施設設備」等の各分野に亘り点検・評価活動を行ってきた。点検・評価の過程は、毎年の事業計画の達成状況を事業報告書に取りまとめ、点検評価委員会の視点から達成度や課題が明確になっているか点検・評価を加え「年次報告書」として作成し、さらにそれを俯瞰する3年ごとの「点検・評価報告書」を作成するという2段階構えとしている。「点検・評価報告書」はこれまで2年ごとの作成であったが、平成 18 (2006) 年度からは3年ごとに改め「点検・評価報告書 (平成 15~17 年度)」「点検・評価報告書 (平成 18~20 年度)」を作成し教育研究活動の改善に努めている。

委員会は全学組織であり、構成員は、学長、副学長、学習支援委員長、学生生活支援委員長、研究科長、学部長、学科長、図書館長、各センター長、LO、事務局長及び企画部長で構成している。

- ・点検評価委員会では、自己点検評価、第三者評価を実施し、その結果を公表するとともに

に理事長に報告し改善案を提言するなど実施体制が整備されている。

7-3-② 自己点検・評価の結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築され、かつ適切に機能しているか。

- ・点検評価規程第9条において結果の活用を規定している。改善が適当と認められる事項については学長が諮問機関に諮るとともに改善策を理事長に報告、または改善勧告を行うことができるとしている。これを受けて各部門長は諸活動の水準の向上と活性化に努めることも規定している。また、理事長は、学長からの報告・提案を受け、改善の指針を示し必要な措置を講じるよう努め、本学の教育研究環境の改善を推進することとしている。このように点検評価結果を大学運営の改善・向上につなげるシステムは構築されている。
- ・事業評価の点検評価結果は公表しており、各部門長はこれらの評価を踏まえて運営の改善・向上に努めるとともに事業計画の策定を行なっている。

7-3-③ 自己点検・評価の結果が学内外に適切に公表されているか。

- ・事業評価の点検評価は毎年実施し、年次報告書としてまとめ、平成19(2007)年度版からホームページで公表している。
- ・包括的な自己点検評価は、3年に一度実施することを原則とし、点検評価の結果は可能な限り学内外に公表することとしている。平成15(2003)年度から平成17(2005)年度の3年間にわたる点検評価結果は冊子として公表した。平成18(2006)年度から平成20(2008)年度の3年間の「自己点検・評価報告書」は、冊子及びホームページにおいて学内外に公表した。

(2) 7-3の自己評価

- ・点検評価結果から、大学名称の変更や生涯スポーツ学部スポーツ教育学科の設置をはじめとする改組転換、図書館の学習スペースの拡大や総合的な学生支援体制としての教育支援総合センター開設、教員採用検査や国家試験の合格率向上を目指した取組の強化充実など、多くの改善が図られている。
- ・平成18(2006)年度に点検評価の実施体制や点検評価の方法などの再検討により「年次報告書」及び「自己点検・評価マニュアル」を作成し実施体制の整備を行い、さらに平成18(2006)年度の事業評価(年次報告書)から、点検評価委員会の評価を加える改善を図っているが、評価の視点・評価基準が明確ではなく各部門での主観的な点検評価を優先する傾向にあった。

(3) 7-3の改善・向上方策(将来計画)

平成20(2008)年度の点検評価から、認証評価機関の評価視点・評価基準に則った評価に改め、客観性のある点検評価を行なった。点検評価結果から改善することが適当と認められる事項について、学長は改善案を理事長に提案するとともに各機関・各部門に改善勧告ができることとなっている。また、理事長は学長提案に基づき、必要な事項について改善のための指針を示し、必要な措置を講じるよう努め教育研究環境の改善を

推進することとなっている。今後、これら点検評価に基づく改善の実効性を高めるとともに点検評価の質の向上と充実に取り組んで行く。

〔基準7の自己評価〕

従前の理事長兼学長の体制から、平成 18（2006）年度より理事長は経営、学長は教学とそれぞれの役割を明確化し、かつボトムアップを重視した体制を作ったことから教職員の情報共有が進み、規程上も管理運営が透明化した点は評価できる。他方、管理部門と教学部門の意思決定に関わる連携は、現行の制度を活用してある程度実現しており、大学ガバナンスがさらに効果的に機能するためには、より強力な連携の仕組みを作る必要がある。

理事会の役割として、大学の財務状況につき、理事長が合同教授会で経営の実態を説明するなど、経営と教学の情報共有が進んでいる。

〔基準7の改善・向上方策（将来計画）〕

今後改善が求められる点は、大学ガバナンスの観点からの、経営と教学の更なる連携である。少子化が進行し、大学が直面する問題が多様化する中で、経営・教学間の情報と認識の共有は不可欠である。特に、多様な背景をもつ学生の入学が増える中で、教学が抱える課題は大きく、事態へのより効果的な対応を可能にするためには、経営・教学の相互連携の基盤の確立が求められる。

基準 8. 財務

8-1. 大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を有し、収入と支出のバランスを考慮した運営がなされ、かつ適切に会計処理がなされていること。

《 8-1 の視点 》

8-1-① 大学の教育研究目的を達成するために、必要な経費が確保され、かつ収入と支出のバランスを考慮した運営がなされているか。

8-1-② 適切に会計処理がなされているか。

8-1-③ 会計監査等が適正に行われているか。

(1) 8-1 の事実の説明 (現状)

8-1-① 大学の教育研究目的を達成するために、必要な経費が確保され、かつ収入と支出のバランスを考慮した運営がなされているか。

・本法人における学生納付金は、表 8-1-1 の通り平成 17(2005)年度をピークに減少しており、平成 18(2006)年度には管理運営上の不祥事に伴う経常費補助金 20 億円の返還及び不交付措置により大幅な消費支出超過となっている。

・平成 18(2006)年度からは、18 歳人口の減少と不祥事による影響もあり一部学科に入学定員割れが生じ平成 19 (2007) 年度以降も歯止めがかからない状況となっている。また、経常経費補助金の減額交付措置により、学生納付金及び補助金収入が減収となったため帰属収入は減少のまま推移しているが、単年度帰属収支の均衡を図る緊縮予算の編成により平成 19(2007)年度以降収支バランスは維持されている。

・平成 18(2006)年度に管理運営体制の刷新を図り、経営と教学の分離及び理事・監事の定員見直し、諸規程類の制定・改廃等の環境整備を行うとともに平成 19(2007)年度には学生規模に応じた経営体制と収支均衡の安定した財政基盤の確立を基本方針に掲げた中期経営改善計画並びに中期財務計画を策定し、平成 20(2008)年度をスタートに取り組んでいるところである。

・中期財務計画をベースに緊縮財政運営の状況にあるが、平成 20(2008)年度には、「学校法人浅井学園 予算管理規程」の制定を行い、規定に基づいて予算編成並びに予算統制、予算の執行管理等の総合的な予算運営を実施することで、限られた収入財源を、より費用対効果を考慮した予算措置により収支のバランスを維持しながら教育効果をあげている。

表 8-1-1

過去 5 年間の収支状況推移

(法人全体) (単位：百万円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
学 生 納 付 金	4,171	3,994	3,540	3,195	2,862
帰 属 収 入	4,576	4,178	3,826	3,633	3,373
基 本 金 組 入	-769	-52	-424	-134	—
消 費 支 出	4,397	5,884	3,615	3,324	3,208
帰 属 収 支 差 額	178	-1,707	210	308	165
当年度消費収入超過額	-591	-1,759	-213	174	165
翌年度繰越消費収入超過額	-257	-1,872	-2,085	-1,911	-1,463

8-1-② 適切に会計処理がなされているか。

・学校法人会計基準に基づき、「学校法人浅井学園 経理規程」及び「学校法人浅井学園 予算管理規程」に則り適正に会計処理が行われている。また、収益事業の会計処理についても企業会計に基づいた「学校法人浅井学園 収益事業経理基準」の定めにより適正な会計処理が行われている。会計処理上の疑問や判断が難しい事項については、監査法人や私立学校振興・共済事業団等にその都度、質問や相談を行い適切な指導や助言を受けている。

・期中・期末による監査法人の定例監査時における指導、内部監査室による定期監査、監事監査等のもと、正確かつ迅速な会計処理を行うことで経営状況は常に明らかにされている。また予算編成については理事会の予算編成方針に基づき、教育研究に関する明確な事業計画をもって、学部学科・事務局部署・センター等の予算管理単位ごとに予算の策定を行い、予算管理委員会では予算管理単位からの予算措置要請に基づいて全体統括予算案を編成し、事業計画案とともに常勤理事会、評議員会に諮り理事会にて審議・決定されている。

8-1-③ 会計監査等が適正に行われているか。

・監査法人による監査を平成 19(2007)年度から導入し初年度は期中及び期末延べ 75 日間、平成 20(2008)年度以降は延べ 60 日間の往査が実施されている。

この監査では、理事会等議事録、稟議書、給与台帳、雇用契約書、人事記録簿、諸帳簿、伝票、証憑等を細部にわたり照合し、取引内容等の確認を行うとともに、理事に対するヒヤリング（運営方針、中長期計画等）も行われている。

・監事は、全ての理事会に出席し忌憚のない意見を述べるとともに、業務面及び財産状況に関しての実査も行い結果を踏まえて業務改善等の指摘や指導にあたっている。

内部監査室は、「内部監査規程」に基づき会計処理及び業務監査について、組織の内部統制面及び諸規程の遵守状況等の視点から監査を行い、定期及び月次の監査を含め平成 18(2006)年度 18 回、平成 19(2007)年度 22 回、平成 20(2008)年度 13 回、平成 21(2009)年度 15 回実施されている。

・監査法人の監査の都度、理事長ほか財務担当理事、会計部門と内部監査室長が出席して監査法人による講評が実施され、また決算に関わる年度末監査においては監事も立会い経理事務の問題点や改善事項等について協議している。

・上述の通り監事監査・監査法人による監査・内部監査の三様監査が実施され、三者は監査結果の提供・課題の共有等連携を図り、監事は毎年 5 月に「監査報告書」を作成して評議員会、理事会に監査報告をしている。

(2) 8-1 の自己評価

・単年度の収支バランスは表 8-1-1 の通り、平成 18(2006)年度を除いて帰属収支は均衡を維持し推移している。平成 18(2006)年度の大規模な消費支出超過は、不祥事を起因とした経常費補助金 20 億円の返還及び不交付によるものである。

・平成 19(2007)年度以降も経常費補助金の減額交付措置を受けたことから厳しい財政運営が必至であり、まず平成 19(2007)年度は緊縮予算方針により帰属収支の均衡を確保した。

・平成 18(2006)年度から、一部学科において入学定員割れが生じてきたこと、経常費補助

金の減額交付の状況にあることから、危機感を持ち平成 19(2007)年度半ばに全学的な中期計画検討委員会を立上げ、学生規模に見合う経営体制の確立を基本方針とした中期経営改善計画を策定し平成 20(2008)年度からスタートした。

・5 年間の中期財務計画では、単年度収支均衡の確保により収支バランスのとれた財務体質への改善を柱に取り組むものとし、初年度の平成 20(2008)年度決算では帰属収支差額 3 億 8,000 万円を計上することができた。また、大学の学部を 2 学部 6 学科から平成 21 (2009) 年度には 3 学部 6 学科に改組し入学者確保に繋がる効果となっている。全学では定員未充足の学部もあり定員割れ改善計画を含め、平成 23(2011)年度を目処に更に定員減を行う将来構想計画に取り組んでいる。

・会計処理については、内部監査室の設置、会計士監査人から監査法人の変更による期中・年度末監査の充実、監事の増員等により会計処理の適法性、適正性のチェックと精度の向上が堅持され透明性は保証されている。

(3) 8-1 の改善・向上方策 (将来計画)

・平成 20(2008)年度から平成 21(2009)年度は、中期経営改善計画における財務計画を上回る収支状況に推移するが、在学生数が底になる平成 22(2010)年度収支を計画どおり実施することが大きな課題であり、計画以上の支出抑制に努める必要があると考えている。

・中期経営改善計画には具体的な経営行動指針を設けている。学生定員割れに歯止めがかからない状況であれば、学生数に見合った教育組織への転換、スリム化する経営体制への転換を行うこととしている。今後さらに、学生確保が困難になり、経営環境が一層厳しくなる中、社会や学生の変化に対応していくために個性ある教育、学習支援の重点化、特色ある研究の改善・充実に努め、一層の学生納付金収入・補助金収入の確保に努力する。

また、教育研究を中心とした事業計画を的確に策定し、収支バランスを確保し、安定的で健全な運営と財政基盤づくりを目指す計画である。

8-2. 財務情報の公開が適切な方法でなされていること。

《8-2 の視点》

8-2-① 財務情報の公開が適切な方法でなされているか。

(1) 8-2 の事実の説明 (現状)

保護者、高等学校、同窓会及び職員に配布の学園新聞をとおして財務情報 (決算概要) を開示してきたが、平成 17(2005)年度の私立学校法の改正により財務情報の公開が義務づけになったことを機に、平成 18(2006)年度から財務関係書類を事務局窓口に備え、閲覧に供するとともに本学ホームページにて開示している。また、北海道・東北 5 地区で実施している保護者懇談会において積極的に説明を行っている。

(2) 8-2 の自己評価

・平成 17(2005)年度に明らかになった不祥事以降、公共性の観点の他、特に信頼回復の柱として管理運営の透明性を高め、教学や経営の説明責任を果たしステークホルダーの理解と支持を得ることに努めている。財務情報の公開に止まらず、財務の内容を財務比率やグラフ等を利用しわかりやすい説明を加える等の工夫を行っている。

・図書館に備え置きし、また、ホームページに掲載している各年次の報告書、3 ヶ年の自

己点検評価報告書の中でも財務情報や管理運営の内容を閲覧可能にするなど、情報開示に積極的に取り組んでいる。また、平成 20(2008)年度に「情報開示に関する規程」を制定し、情報開示を自らの義務とした。

(1) 8-2の改善・向上方策(将来計画)

今後は、情報開示がいつ、どこで、どのような方法で、どのように行っているかを入学案内書(4月)、学生便覧(4月)、ホームページ(随時)、学園新聞(平成 22(2010)年 1月再開、年 2 回発行予定)等を通じて分かりやすく広報するとともに、ステークホルダーから直接窓口、説明会、メール、アンケート等で意見を徴するなど、さらに理解や支持を得られるように改善を図っていく。また、特に在学生や同窓生に十分な情報開示と説明を行う必要がある。

8-3. 教育研究を充実させるために、外部資金の導入等の努力がなされていること。

≪8-3の視点≫

8-3-① 教育研究を充実させるために、寄附金、委託事業、科学研究費補助金、各種 G P (Good Practice) などの外部資金の導入や収益事業、資産運用等の努力がなされているか。

(1) 8-3の事実の説明(現状)

教育研究を充実させるための外部資金としては、補助金収入、科学研究費補助金、受託研究助成金収入、資産運用収入、寄付金収入である。本学の過去 5 年間の収入は次表の通りである。

表 8-3-1 教育・研究に係る外部資金の状況推移表 (単位: 百万円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
特別補助金収入	-	-	35	68	82
科学研究費補助金	20	5	4	9	8
受託研究助成金	3	1	3	-	8
寄付金収入	15	3	12	4	8
資産運用収入	21	17	28	32	30
事業収入	26	17	52	63	58

補助金収入は、平成 17(2005)年度一部辞退、平成 18(2006)年度不交付、平成 19(2007)年度 75%、平成 20(2008)年度 50%、平成 21(2009)年度 25%減額措置となっている。

科学研究費補助においては、平成 18(2006)年から平成 21(2009)年度の 4 ヶ年で申請 82 件、採択 11 件であった。競争的補助金収入については、研究補助から教育・学習支援プログラム(GP)補助にシフトしてきている。

寄付金については、主に同窓会からの支援によるものである。平成 21(2009)年度から特定公益増進法人の指定を受け寄付金募集活動を開始している。

事業収入についてはエクステンションセンター等公開講座等収入、補助活動収入である。

(2) 8-3の自己評価

平成 15(2003)年度から教育研究支援課を設置し、科学研究費補助金、各種 GP などの情

報の正確な伝達をはじめ取組支援を行い、教育職員の意識向上を図るべく学内での啓蒙にも努めてきた。また、他大学等の取組状況、申請状況や採択状況も調査・検討し、採択率の向上を図る中で教育職員の意識向上も進んでおり、競争的資金に対する申請件数は増加している。採択率の向上を図るためには、一層の申請内容の精査・手段等の検討が必要であると考えられる。

(3) 8－3の改善・向上方策（将来計画）

現在までは特別研究費審査評価委員会及び2研究センター運営委員会が主に研究に係る計画・審査・評価を行ってきたが、特色ある教育・学習方法等改善支援、研究連携支援、地域貢献にも拡げ、総合的なPDCAを行う教育研究審議会(仮称)等を設置し、戦略的な教育研究外部資金の導入を図る計画である。

寄付金については、平成21(2009)年度に特定公益増進法人の証明書交付を受けて、寄付金の募集を開始している。今後は、寄付事業について同窓会と連携を図る計画である。

[基準8の自己評価]

財政運営にあたっては、単年度収支のバランスを堅持し、内部留保構成比率を高め、安定した経営、財務基盤にするために中期経営改善計画を着実に実施していかなければならない。学校法人会計基準に基づく適正な会計処理については、経理規程、予算管理規程、決裁規程、公的研究資金等取扱規程、資金運用規程等の関連諸規程の整備がされ、内部監査室監査、監査法人監査、監事監査の監査体制を確立し、適法かつ適正な会計処理がなされている。

財務情報等の公開については、ホームページに各年度の事業報告、財務諸表は3ヶ年比較が自己分析を含め開示されている。また、平成19(2007)年度からは「年次報告書」として事業計画の自己点検評価、経営・教学の諸データが開示されており、情報開示に積極的に取り組んでいる。

教育研究を充実させるための外部資金は、主に国の補助金収入となっている。教育研究にかかる独自の推進機関と事務支援体制が整備されてきているが、その審査・評価では十分な体制にはなっていない現状である。

[基準8の改善・向上方策（将来計画）]

本学の財務状況の改善のためには、中期経営改善計画の着実な実施と学生確保に全力を上げることが求められている。学部学科の定員充足、学部学科の改組、予算の統制について、全学的取り組みを行っていく。

情報開示については、各年度における事業計画・事業報告、財務内容とその諸課題についても、わかりやすく示し、ステークホルダーの理解と支援が得られるように今後も努力するものとする。

教育研究を充実させるための外部資金の導入については、補助金収入が主なものとなっているが、これと併せて、教育研究支援・審査・評価体制を更に整備強化し、科学研究費、研究高度化補助金や教育充実支援助成金、受託研究助成金など外部資金の導入強化に努めていくものとする。

基準 9. 教育研究環境

9-1. 教育研究目的を達成するために必要なキャンパス（校地、運動場、校舎等の施設設備）が整備され、適切に維持、運営されていること。

《 9-1 の視点 》

9-1-① 校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設等、教育研究活動の目的を達成するための施設設備が適切に整備され、かつ有効に活用されているか。

9-1-② 教育研究活動の目的を達成するための施設設備等が、適切に維持、運営されているか。

(1) 9-1 の事実の説明（現状）

9-1-① 校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設等、教育研究活動の目的を達成するための施設設備が適切に整備され、かつ有効に活用されているか。

- ・校地については、併設の短期大学部（基準面積：5,800.00 m²）との共用となっている。校地基準面積 23,620.0 m²に対し、現有面積は 121,279.0 m²である。校舎面積については、大学専用分に加えて短期大学部との共用分 20,688.4 m²を有している。校舎については、校舎基準面積 18,975.9 m²に対し、現有面積は 33,170.2 m²となっている。
- ・教室等については、短期大学部との共用を含め、1号棟から8号棟、体育館までの校舎に大教室（200人以上）5教室、中教室（100人～200人）10教室、小教室（100人以下）9教室、実験・実習室 89室、演習室 27室、研究室 95室を有している。実験・実習室については、絵画・彫刻等の美術系実習室、音楽室・合奏室・指導室等の音楽系実習室も整備している。また、音楽関係では個人用の練習室も 27室整備している。
- ・図書館は 2,299.1 m²、閲覧座席数 298席となっている。図書 177,731冊、雑誌 2,926種、視聴覚資料 8,098点を所蔵している。図書館内には個人学習ゾーンとグループ学習ゾーンを確保し、学生の活用の利便性の向上に努めている。また、新入生オリエンテーションと情報検索ガイダンスを開催し、利用者教育支援を行なっている。平成 20(2008)年度は 51回の開催で 889人、平成 21(2009)年度は 38回の開催で 977人の参加者であった。このほか、文献データベースの利用促進のため、提供社及び図書館職員による利用講習会も開催している。
- ・体育施設は、浅井記念館（4階建て（第1体育館・トレーニング室・演習室等を収める）6,208.6 m²）、第2体育館（平屋、1,568.9 m²）が整備されている。また、屋外施設として陸上グラウンド、テニスコート、野球グラウンド、多目的グラウンド（サッカー・ラクロス）が整備されている。このほか、敷地内の北方圏生涯スポーツ研究センター（6階建て、11,604.0 m²）内に多目的ホール、ジムナスホール、スポルホール等を有しており、被験授業として運動場とともに授業や学生の課外活動に利用されている。
- ・情報関係施設は、情報処理演習室 7室（エディティングスタジオ・CAD室を含む）に 304台のパソコンを設置している。平成 21(2009)年度に 3教室のパソコンの入れ替えを行ない、平成 22(2010)年 4月に 2教室でのパソコンの入れ替えを行なった。

また語学演習室は 3室で、そのうち第 1LL 教室の機器は Mac 及び Windows 起動可能

で情報処理関係での使用が可能となっている。

- ・付属研究施設として、敷地内に北方圏生涯スポーツ研究センター、札幌市中央区に北方圏学術情報センターを有している。研究活動のほか地域への成果報告や教育成果の発表の場としても利用されている。
- ・以上のように、教育研究活動の目的を達成するための施設設備は適切に整備されており、教育研究活動のほか学生の自学自習、課外活動でも有効に活用されている。

9-1-② 教育研究活動の目的を達成するための施設設備等が、適切に維持、運営されているか。

- ・施設設備の維持管理は、総務部施設管理課の所管業務となっている。施設管理課は、経年劣化による施設設備の整備のほか、学生による授業評価の際の施設設備に対する要望や教学、事務局各部門からの要望等を取りまとめ、優先度の高いものから予算化し整備を行なっている。また、施設管理課職員による敷地内の巡視を行い、施設設備の状態を把握して細かな修繕や整備は迅速に対応し、大きな破損・事故等に至らないよう適切な維持管理に努めている。
- ・図書館については、各学部から選出された委員による「図書館運営委員会」が設置されて、図書の選書、学習スペースの確保等の利便性の向上方策、運営方針等について審議している。
- ・情報関係施設の維持、機器の更新等については教育支援総合センターのFD支援オフィスが整備等の年次計画を立案し、常勤理事会において審議決定している。
- ・教育教材等については総務部事業課が所管し、購買施設の「ブックストア」で取り扱っている。
- ・学部ごとに設置されている共同研究室は、パソコン、プリンター等の機器・備品を含めて学部で管理している。

(2) 9-1の自己評価

- ・1号棟から8号棟までの校舎の各教室等は、授業のほか学生の自学自習スペースとしても開放している。学生ホール4階・5階の学生食堂も、営業時間外は学生に開放されている。図書館は個人学習ゾーン・グループ学習ゾーンを設け、利用者の目的にあった環境づくりを行なっている。平成21(2009)年度末にはグループ学習ゾーンの整備、パソコンの増設を行い、後学期から学習サポート教室を展開してきたことで、学習スペースとしての図書館機能の拡大が図られた。情報関係施設も授業時間外は学生に開放している。図書館は20時（土曜日は15時、日曜日は閉館）まで、その他の施設は21時まで開放しており学生の要請に対応している。
- ・これらの施設は、学術諸団体、自治体等からの要請により、学会・研究会・国家試験会場等として広く利用されている。
- ・事務局総務部・企画部がある1号棟は建築後46年を経過しており、窓枠のサッシへの改修など老朽化に対する対策も必要である。
- ・これまで、各部署からの要請をもとに施設管理課を所管部署として施設設備の維持管理・環境改善を進めてきた。しかし、全学的な協議・検討の場が必要であり、平成20(2008)

年度後半には教員・事務職員混成の施設設備委員会を設置し、キャンパス内の全施設を視察・点検し、施設設備の改修・改善、整備に係る答申を常勤理事会に提出した。これらの答申に基づき、平成 21(2009)年度に一部小規模な改修・整備を行なったが、残された案件について平成 22(2010)年度予算での整備に向けた要請をまとめた。

(3) 9-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・教室や学生食堂、情報関係教室等も開放しているが、学生が自由に利用できる場が少なく、学生への開放スペースの拡充に努めていく。
- ・学生の学力向上に向け、学習サポート教室の充実や図書館の学習スペースの整備・拡充を進めたい。
- ・限られた予算を有効に活用し、教育研究環境・学生生活環境の改善向上のため、施設設備委員会を常設の委員会として改修・改善、キャンパスやグラウンドの整備等の年次計画を立案していく。

9-2. 施設設備の安全性が確保されていること。

《9-2 の視点》

9-2-① 施設設備の安全性（耐震性、バリアフリー等）が確保されているか。

(1) 9-2 の事実の説明（現状）

- ・本学の施設に対する防火・防災管理の徹底と予防、被害を最小限にとどめることを目的として防災計画を定め、防火対策委員会を設置している。しかしながら、平成 18(2006)年、平成 19(2007)年、平成 20(2008)年と防火対策委員会は開催されておらず、消防訓練も事務局を中心として平成 19(2007)、平成 21(2009)年に実施したにとどまっている。
- ・施設の耐震性については、昭和 56(1980)年以降に建築された施設は基準値をクリアしている。昭和 56(1980)年以前の施設は 1～4 号棟及び雅館の 5 施設で、そのうち雅館は平成 19(2007)年度に実施した耐震診断により基準値をクリアしていることを確認した。
- ・アスベスト対策では、平成 18(2006)年度までに全ての除去等の飛散防止処理を終えている。
- ・校地は毎年度、点検を行い安全性とメンテナンス及び衛生面からの環境整備を実施している。校舎も毎年度、以下の法定点検を実施し合格基準を満たしている。
特殊建物等の定期報告、消防用設備等点検結果報告、空気環境測定業務、ばい煙測定業務、ねずみ昆虫等防除業務、水質検査業務、貯水槽清掃及び消毒業務、汚水層清掃業務、地下重油タンク漏洩検査。
- ・エレベーターの設置箇所は、校舎 2 ヲ所（6・7 号棟）、厚生施設（カレッジホール）2 ヲ所、図書館 1 ヲ所、研究センター 2 ヲ所となっている。平成 9(1997)年度以降の建築校舎（2 棟）はスロープ設置、引き戸設置、障害者用トイレの設置がなされている。主要な出入り口はすべて自動開閉扉にしているが、スロープ設置箇所は 2 ヲ所である。

(2) 9-2 の自己評価

- ・毎年法定点検を実施し校舎の安全性確保に努めている。

- ・防災計画が策定され防火対策委員会も設置されているが、委員会は開催されておらず消防訓練も平成 19(2007)、平成 21(2009)年度に事務局を中心として小規模に実施したが継続して実施されていない。
- ・昭和 56(1981)年度以降の建築施設は耐震診断により安全性が確保されているが、講義棟 4 棟がそれ以前の建築のため耐震診断は実施していない。
- ・バリアフリー化については、エレベーター、スロープ、手すり、障害者用トイレ等が整備されている。しかし、エレベーターやスロープは各棟すべての場所に設置されているわけではなく、車椅子利用者などは遠回りの移動が必要な状況である。
- ・平成 21(2009)年度は全盲の学生が入学しており、専用室の確保や点字シールの貼付など不都合のないよう対応した。

(3) 9-2の改善・向上方策（将来計画）

- ・委員会を開催し、防災意識の向上を図る。全教職員への計画周知を図り、事務局全体或いは教員も含めた消防訓練の実施、または小規模でも複数回の消防訓練の実施など有効な訓練方法を検討し、早期の実施を目指す。
- ・昭和 56(1981)年度以前に建築された施設の耐震診断を早期に行ない、診断結果に基づく安全対策を行なう。
- ・障害者対応のため、障害者マップの作製について、具体的検討に入っている。

9-3. アメニティに配慮した教育環境が整備されていること。

《9-3の視点》

9-3-① 教育研究目的を達成するための、アメニティに配慮した教育研究環境が整備され、有効に活用されているか。

(1) 9-3の事実の説明（現状）

- ・芸術関係の実習・演習室、研究室が配置されている雅館を除いてすべての校舎が廊下で接続されており、降雨・降雪・積雪時にも学生や教員のスムーズな移動が可能となっているが、一部にエレベーターの未整備の棟があり、身体障害者に不便となっている。
- ・各教室（講義室）にはモニターや DVD・ビデオ機器、資料提示装置等の視聴覚機器を配備しており、効果的に活用されている。
- ・教員の個人研究室は、学部あるいは専門分野の教員が近接となるよう配置している。また、学部ごとにそれぞれ共同研究室を設置し、コピー機や事務用品、学部の備品などが整えられ、教育研究のための打ち合わせや準備に活用されている。共同研究室には事務職員を各 1 人配置し、資料印刷などの授業準備や教員のサポートを行なっている。
- ・図書館には、個人学習ゾーン、グループ学習ゾーンなど学生の学習支援スペースを確保している。また、開館時間は 9 時から 20 時まで（土曜日は 15 時まで。日曜日は閉館）で、授業後の学習にも十分活用できる開館時間となっている。
- ・学生の自家用車通学は許可していないが、障害を持つ学生、社会人学生で勤務の都合上必要な場合は申請により自家用車通学を許可している。
- ・研究施設として北方圏学術情報センターと北方圏生涯スポーツ研究センターを有してお

り、学術フロンティア推進事業としての5年間の研究期間を終了した後も、センターの学内教員がプロジェクト研究を継続している。

- ・学生ラウンジとして、交流スペース「hug」を設置した。学生が自由に利用できるほか、オープン・オフィスアワーや公開ゼミを行い、学生と教職員のコミュニケーションの場として利用している。同窓会の支援により、明るく清潔な快適空間に整備された。

(2) 9-3の自己評価

- ・教員に対しては、全員に個人研究室を用意し、学部ごとに共同研究室も設置しており教育研究のための物的環境は整備されている。ただし、研究留学やサバティカルなど研究促進のための制度は未整備である。
- ・視聴覚機器は各教室に配備されているが、活用方法の研究及び量的・質的整備が必要である。
- ・雅館を除く全ての教育研究施設は廊下で繋がっており、降雨、降雪・積雪時にもスムーズな移動が可能となっている。

(3) 9-3の改善・向上方策（将来計画）

- ・視聴覚機器活用方法の研究推進のため、FD 活動の充実を目指していく。また、教育効果が期待できる視聴覚機器の入れ替え・更新を全学的に検討し、年次計画を立て進めていく。
- ・多くの教育施設を学生に開放しているが、学生ラウンジ等の学生が自由に利用できる施設・スペースは未だに十分とは言えず、施設設備委員会または施設管理課による全施設の確認を行い活用可能な施設・スペースを整理して今後も学生用スペースとして開放していく。
- ・昭和 56(1981)年以前に建築された校舎の耐震診断を実施し、安全安心な教育環境の整備に努める。

〔基準9の自己評価〕

- ・校地・校舎面積は、設置基準を大きく上回っており、各種実習室・体育施設を含め教育研究施設は整備されている。
- ・防火対策委員会、防災計画は設置・策定されているが、消防訓練は平成 19(2007)年度、平成 21(2009)年度の2回実施にとどまっており、十分に機能を果たしてはいない。
- ・教育研究面での制度的な整備は十分ではない面もあるが、環境面ではバリアフリー対策、障害者用トイレの設置、研究施設や共同研究室など整備されている。ただし、学生が自由に利用できる場所・空間は十分には整備されていない。

〔基準9の改善・向上方策（将来計画）〕

限られた予算を有効に活用するため、施設整備に関する全学的な検討組織を設置し、教育研究環境の整備計画、学生生活の向上に資するキャンパス・環境づくりの検討を進める。

基準10. 社会連携

10-1. 大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされていること。

《10-1の視点》

10-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされているか。

(1) 10-1の事実の説明（現状）

1. 大学施設の開放

本学は、各種学術団体による学会・研究会、講習会、各種試験、大会試合の開催、地域行事など、要請に応じて校舎、体育館、運動場、研究施設等を、積極的に開放ないし貸出している。図書館は北海道の23大学と「北海道地区大学図書館相互利用サービス」に関する協定を締結し相互利用に供しているほか、高校生や地域住民にも一般開放を行い、閲覧や貸出、検索、文献複写などのサービスを行っている。また、大学院の人間福祉学研究科（臨床心理学専攻）付設の臨床心理センターは、大学院生の臨床実習施設であるが、地域住民のこころの健康に資することを目的に臨床心理相談を受け付けている。

2. 大学の人的資源の提供

本学教員の社会・地域貢献活動は、行政機関の各種審議会・委員会委員、NPO 法人や社会福祉法人の理事・評議員等の役職への就任、また、講演会、研修会、研究会等における講師、助言者、コーディネーター、さらに、運動プログラム指導、食育指導、特別支援教育センター事業、スクールカウンセラー等の臨床活動など幅広く、本学教員の多様な専門性を反映している。学生の社会・地域貢献活動として、中学生や高校生の心身の健康について出前講座を実施しているピア・サポート、近隣の盲学校でのボランティア活動を行っている「みつばち」などは、近隣の社会福祉協議会や福祉施設、学校等、地域と密接につながる部活・サークル活動である。

さらに、学部や学科による社会・地域貢献活動も活発である。人間福祉学部では、平成17(2005)年度の現代 GP（現代的教育ニーズ取組支援プログラム）に採択された福祉のまちづくりインターンシップ～学生ベンチャーの育成プログラム～において実践された学生たちのインターンシップ活動やボランティア活動が、GP 終了以降も大学院生・学部生の自主活動として継続され、地域社会と大学との交流を活性化させる活動として住民から高く評価されている。生涯学習システム学部では、教員の多様な専門性を反映した市民向け教養講座を多数開催している。芸術メディア学科では、美術や音楽など地域の文化芸術活動に積極的に参画し、また学習コーチング学科では、現職教員の免許講習やリフレッシュ研修、現職教員と学生との研究交流を促進する「学習コーチング研究会」、地域の教育委員会と連携した SAT(School Assistant Teacher)活動等の取り組みが好評である。生涯スポーツ学部スポーツ教育学科と生涯学習システム学部健康プランニング学科は、(財)さっぽろ健康スポーツ財団との連携によって、札幌マラソン（参加者約1万人）、北海道を歩こう（参加者約2,000人）、札幌国際スキーマラソン大会（参加者約2,500人）豊平川いかだ下り大会等の事業に学生ボランティアを参加させ、スポーツ現場を体験させつつ地域に貢献する「サービスラーニング」を実践している。

3. 公開講座

本学の公開講座は、エクステンションセンターや、研究施設である北方圏学術情報センター（平成 13(2001)年度開設・愛称「ポルト」）、北方圏生涯スポーツ研究センター(平成 16(2004)年度開設・愛称「スポル」)を中心に開催され、多くは地域住民に開放されている。

平成 21(2009)年度に、国際交流センターと生涯学習センターが統合され、「エクステンションセンター」が発足した。国際交流関連では、「国際交流文化講演会」の開催や、各種団体の要請に応じた外国人留学生の派遣などを通して地域社会と連携し、異文化理解の促進に貢献している。生涯学習関連では、学生と地域住民に向けて、主に本学教員を講師とする様々な学習講座・教養講座を企画・運営している。上級の教員免許状を申請するための「免許法認定公開講座」や介護職者対象の「介護技術講習会」などのリフレッシュ教育の提供など、エクステンションセンターは、まさに一般市民に常時開かれた地域貢献・社会貢献の窓口となっている。

ポルトやスポルもそれぞれ研究シンポジウム、市民講座、地域スポーツクラブ等を継続的に展開・運営し、地域における文化教育活動、健康スポーツ活動の拠点を形成している。平成 19(2007)～21(2009)年度には「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」（文部科学省からの委託事業）が、ポルトを主会場に実施され、本学教員が多数関わり、産学協同教育プログラムの推進を通して社会貢献を果たしている。また、札幌市からの委託を受け「シニアのための音楽療法」を実施した。スポル内には研究の一環として総合型地域スポーツクラブが設置され、770 人の会員が所属し、地域住民・学生が一体となって活動している。

（２）１０－１の自己評価

平成 9(1997)年の大学開設以来、本学はその所有する物的・人的資源を社会と地域に提供し、大学もまた社会と地域から学び、共に相互交流による利益を享受してきた。学部や研究施設の新設と共に、提供する物的・人的資源は拡大・多様化し、社会・地域に対する貢献はその活動の幅が広がり、かつ定着しつつある。外部と連携した学部や学科行事は学生への教育効果も高く、地域の新聞や報道に取り上げられるなど反響が大きい活動もあり本学の社会連携への取り組みをアピールする効果も得てきている。

市民対象の公開講座は内容がよく吟味され、高い評価を得てきているが、受講生の多くが中高齢者であり、裾野の拡大が課題である。今後は、大学の教育活動・社会連携活動の周知広報につとめ、受講者間の情報交換を促す仕組みが必要である。

（３）１０－１の改善・向上方策（将来計画）

今後も大学の物的・人的資源を可能な限り社会・地域に提供していく方針に変わりはなく、さらなる推進を図りたい。社会連携は、大学が社会や地域に貢献するばかりではなく、大学にとってもメリットを生む双方向の展開に拡がるのが本来の目的であり、そのメリットとは、学生に与える積極的な教育効果に他ならない。将来的にはこの双方向性がより発展するよう、制度面の改善を含む新たな方策が求められよう。

加えて、大学と社会・地域との効果的連携を実現するためには、当事者間の意思疎通が重要であり、提供できる教育資源の開示・広報と社会のニーズを大学が適確に把握するシ

システムの整備と充実が必要となろう。

10-2. 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されていること。

《10-2の視点》

10-2-① 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されているか。

(1) 10-2の事実の説明（現状）

生涯スポーツ学部では、日本健康運動指導士会北海道支部事務局を引き受け、健康づくり関連の専門職の資質向上、技能の維持向上を目指した公開講座を定期的に開催し、保健師、栄養士等と連携した事業を展開している。

また「コープさっぽろ」が「小樽商科大学大学院ビジネススクール」と共同で開発中のソーシャル・ビジネスモデル（高齢者の健康維持・向上と経済活動の活性化促進プログラムの開発）の構築に、高齢者・障害者に適したアダプティッド・スポーツの研究と開発で実績のある生涯スポーツ学部教員が中心に関わることとなった。今後は、道内の地方自治体、医療機関及び住民団体を加えた地域コラボレーションとして発展させる計画であることから、将来的には「産学官民」連携事業として発展が期待でき、企業・他大学との適切な関係を構築しているといえる。また、キャリア支援教育の一環として、「北海道地域インターンシップ協議会」に参加し、札幌商工会議所とも連携をとりながら、学生のインターンシップを推進してきている。学生の派遣先は、民間企業、財団法人、NPO、福祉関連施設等であり、派遣先における学生の評価が高いことから、本学との信頼関係が構築されている。北海道中小企業家同友会札幌支部江別地区会からは、会員企業の従業員対象の研修講義の依頼があり、平成21(2009)年10月に2週に亘って「江別経営塾」を開講し、約30人が学内で講義を受けている。

この他、札幌圏の大学間で提携されている単位互換協定に基づき、学生の相互受講が実現しているが、隣接する札幌学院大学エクステンションセンターと申し合わせを行い、それぞれ実施する試験対策講座に、両大学生の相互受講を可能にし、資源の有効活用を図っている。大学院レベルでは、臨床心理学専攻が、北海道臨床心理士養成指定の6大学病院間で指定大学院連絡協議会を形成し、研究教育活動を展開中である。

研究施設である北方圏学術情報センターが主会場となり、企業との連携活動が推進された例として、平成19(2007)年度に文部科学省の委託事業として選定された「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム（職能団体によるデザインプレゼンテーション、ビジネススキル向上プログラム）」を挙げることができ得る。平成19(2007)年～21(2009)年度の事業展開期間中の受講者数は延べ606人に達している。

(2) 10-2の自己評価

本学においては、学部構成の性格上、地域、あるいは教育・行政機関との連携がやや主流であったが、ソーシャル・ビジネスモデル構築の共同研究への参加や、大規模な受託事業等を通して、産学官連携が実現し、企業や他大学との適切な関係が構築されつつある。また、個々の研究者間のレベルに留まりがちであった大学間の連携は、大学院レベルで推進されることとなった。

単位互換、各種対策講座への相互受講は、学生の教育を主眼に置いた他大学との連携活動として評価できる。また学生のインターンシップは、短期間の就業体験であっても、その後の意欲的な就職活動に結びつくことから業種の多様化とそのための開拓が必要である。

(3) 10-2の改善・向上方策（将来計画）

産学官連携や受託研究を推進していくためには、本学の物的・人的資源をこれまで以上に積極的に開示し、広報していく。同時に、連携を促進する様々な競争的資金の獲得に向けて、大学全体の取組み強化を進める。そのためには、正確かつ迅速な情報収集が重要であり、学内の教職員間の連携を強化するシステムを構築する。学生のインターンシップについては、道内に進出予定の外国企業を含め、業種の開拓を図っていく。

10-3. 大学と地域社会との協力関係が構築されていること。

《10-3の視点》

10-3-① 大学と地域社会との協力関係が構築されているか。

(1) 10-3の事実の説明（現状）

本学は、「地域貢献大学」を「教育重点大学」と共に本学の教育指針の柱と位置付け、地域との多様な繋がりを重視してきた。地域社会からの要請に対しては、大学の物的・人的資源を可能な限り提供し応えている。そのために、それまで独立した部門であった生涯学習センター、国際交流センター、学生の自主活動であった学生ボランティアセンターの機能を平成21(2009)年度に統合し、「エクステンションセンター」として新たに発足させ、地域社会の要請に応える主たる窓口と位置付けている。

大学所在地である江別市と江別市教育委員会、及び本学を含めた江別市内4大学と2短大とが連携して行う大学開放市民講座「ふるさと江別塾」は、平成21(2009)年度で10年目を迎える、地域に定着した事業である。社団法人江別市シルバー人材センターが主催・運営する「子育てサポート講習」は、地域のシルバー世代に子育ての最新事情を提供し、子育て支援の新たな展開を促進する事業であるが、本学を講習会場に、講義内容の決定や講師派遣等、本学の全面的協力の下、平成19(2007)～21(2009)年度に実施された。江別市との関係では、平成21(2009)年に江別市とプロバスケットボールチーム「レラカムイ北海道」を擁する「株式会社 Fantasia Entertainment」と本学とで江別市におけるスポーツ振興、スポーツ文化の向上、スポーツを通じた青少年の育成及び住民の健康づくりに資する研究・取り組みを推進するため三者による協定も締結している。

また、平成20(2008)年度から北海道教育委員会と北海道立生涯学習推進センターが主催する道民カレッジ「ほっかいどう学『大学放送講座』」に参加している。本講座は北海道内の複数の大学の講師陣により、北海道の歴史・文化、自然・環境、生活・産業等の多面的な知識・技術について、テレビやインターネットを通じて学ぶことができる講座で、平成20(2008)年度は生涯学習システム学部教授が『北の風土に根ざした絵画』と題する講義を行い、平成21(2009)年度は、人間福祉学研究科客員教授と人間福祉学研究科教授が「心の健康のために」と題する講義を行った。平成22(2010)年度は、生涯学習システム学部准教授がスキージャンプの科学的研究に関する講義を行う予定である。

さらに生涯学習システム学部に付置されている「特別支援教育センター」では障害のある子どもや保護者に対する教育相談、小中学校等の教員に対する研修支援を行い、地域に貢献している。平成 21(2009)年度では発達障害のある児童生徒 6 人が毎週 1 回保護者とともに通学した。

平成 17(2005)年度に現代 GP に採択された「福祉のまちづくりインターンシップ：学生ベンチャーの育成プログラム」は、学生によるボランティアな地域支援活動を通して、地域社会と大学との交流を活性化させた。この活動は、GP を離れ、大学院生・学部生の自主的な関わりの中で継続されることになり、大学の地域貢献を明示するものとして注目されている。

国際交流関係においても地域との繋がりには密である。具体例としては、韓国およびカナダにある姉妹提携校の学生が数十人来日し本学で短期研修を行う際のホームステイ先として、ホストファミリーの斡旋を江別市内の国際交流団体に依頼し、協力を得ている。短期ホームステイは、地域団体やホストファミリーに好評であり、帰国後も個人的な交流を継続する家族もあるなど、江別市民の異文化交流に大学が一定の役割を果たしている。この他、江別市国際交流推進協議会主催の国際交流行事、札幌国際プラザ、札幌圏大学国際交流フォーラムが主催する各種事業にも、留学生や国際交流アシスタント COM（学生ボランティアサークル）の学生派遣などで参加協力し、地域社会と協力関係を構築している。

平成 21(2009)年度にエクステンションセンターを設置し、地域のボランティア要請や様々な協力要請など、地域交流に関する対応窓口を明確にした。この結果、ボランティア情報の提供を希望する学生登録者数は 110 人程度となり、ボランティア要請情報については約 70 件受け付けることとなった。学生ボランティア派遣の主なものは、ヨサコイソーラン祭、ねんりんピック北海道大会、サッポロシティジャズ、大倉山ウインターフェスタ、犯罪被害者週間街頭キャンペーン、広域防災消防連携訓練、避難所運営研修会などである。

(2) 10-3の自己評価

本学の多様な資源を活用し、地域社会に貢献し続けてきたことは評価できる。平成 21(2009)年度からエクステンションセンターが地域交流推進の専用窓口となり、地域連携及びボランティア情報を集約し、迅速かつ適切な対応が可能になった。窓口の一元管理によって、札幌圏の産学官からの協力要請にも対応できるようになったが、今後はより広域な地域社会との協力関係の構築が求められよう。

(3) 10-3の改善・向上方策（将来計画）

大学と地域社会とをつなぐ新たな窓口として発足したエクステンションセンターを中心に、地域社会と培ってきた信頼関係と協力関係を今後も維持発展させていく。地域貢献大学としての活動を推進するために、本学の教育・研究成果を社会に還元するためのプログラムの構築や、それに伴い派生する諸課題（教員の負担、費用、リスク管理等）の解決に取り組んでいく。学生によるボランティア活動をより組織的に運営していくために、活動拠点として利用できる場所を確保し、平成 22(2010)年度早期に拠点開設と組織化ができるよう進めていく。なお、本学は、市内の 3 大学と共に、平成 21(2009)年 2 月に江別市並びに江別市商工会議所との間で、包括連携・協力に関する協定を締結しており、今後も積

極的な社会連携を図っていく。

〔基準10の自己評価〕

以上の報告からわかるように、本学の社会連携は多様、かつ活発である。まず、教育研究機関として、各種学会や研修会をはじめ、地域貢献の観点から地域行事等にも、校舎や体育館、運動場、研究施設等を開放し物的資源を提供している。また、エクステンションセンター、北方圏学術情報センター、北方圏生涯スポーツ研究センター等が企画・実施する講演会や公開講座、講習会、研修会を地域にも開放し、これらの講師の多くを本学教員が担当することから、地域住民と教員間の交流も進展してきている。公的機関主催の講演会・研修会等にも本学教員を講師として派遣し、さらに審議会等の委員等を委嘱される教員も多いことから、大学における人的資源を、社会連携のために積極的に提供しているといえよう。

札幌中心部にある研究教育施設・北方圏学術情報センターは、北海道教育委員会の委託事業や、文部科学省からの委託事業「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」（平成19(2007)～21(2009)年度）の主会場となり、多くの受講生が通うほか、研究成果が広く地域社会に貢献できるよう、市民講座を実施するなど、施設利用を積極的に推進している。また、本学敷地内にある北方圏生涯スポーツ研究センターは、江別市や恵庭市などの教育委員会、北海道や札幌市の体育協会、さっぽろ健康スポーツ財団や高体連など、自治体や自治体の関連団体と提携し、子どもから高齢者に至る住民の健康推進活動に貢献してきている。このような社会連携は、上記のセンター活動に限定されず、大学院・学部・学科にも浸透している。健康プランニング学科・スポーツ教育学科学生による、札幌マラソン大会や札幌スキーマラソン大会などへの積極的な関わり、また、芸術メディア学科の学生による、音楽や美術等の地域文化活動への参画、さらに、学習コーチング学科による「学習コーチング研究会」は、現職教員と学生との研究交流の機会として定着しつつあり、特別支援学級の補助指導員を学生が務めるなどの試みは、地域の教育委員会との連携事業として好評を博している。

〔基準10の改善・向上方策（将来計画）〕

本学における社会貢献・地域貢献活動については、現状では教員の関与が非常に大きい。今後はこれまで以上に学生の参加を促し、社会連携の意味と意義を探らせつつ、彼らに対する教育効果を高めていく。「ふるさと江別塾」をはじめ、市と4大学との連携事業には、世代的にやや偏りがあるためこれらの活動に学生参加の仕組みを用意し、新たな価値観やライフスタイルに学生が触れる社会教育の場として再編を図っていく。

本学の社会連携は、以上見てきたように、自治体や自治体関連の団体との協力提携関係を中心に、インターンシップや新たに開拓されたソーシャル・ビジネスモデル構築の共同研究への参加など、新局面を切り開きつつある。本学の資源をもって、企業との連携、さらに他大学との協働がどのような領域で可能かを探り、新たな社会連携の道を探っていく。

基準 1 1. 社会的責務

1 1-1. 社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされていること。

《 1 1-1 の視点 》

1 1-1-① 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がされているか。

1 1-1-② 組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。

(1) 1 1-1 の事実の説明 (現状)

1 1-1-① 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がされているか。

社会的機関としての責務を果たすために、必要な組織倫理に関し、「学校法人浅井学園寄附行為」「学校法人浅井学園自主行動基準」「北翔大学学則」を基本規則とし、管理運営、教育、学務、学術研究等の諸分野を体系的に整理し規程として定めている。組織倫理に関し制定している規程等は、主に次の通りである。

1. 適正・公正な職務執行

「就業規則」「教育職員の服務に関する内規」「管理運営規程」「決裁規程」(平成 20(2008)年制定)「内部監査規程」(平成 18(2006)年制定)「苦情処理委員会規程」「賞罰委員会規程」などの規程を整備している。

2. 法令遵守・倫理の保持と社会的責任

「コンプライアンス管理規程」(平成 18(2006)年制定)「公益通報者の保護に関する規程」(平成 20(2008)年制定)「キャンパスハラスメントの防止等に関する規程」(平成 17(2005)年制定、平成 20(2008)年改正)「個人情報保護規程」(平成 17(2005)年制定)「情報セキュリティ基本方針」(平成 21(2009)年制定)「情報セキュリティ運用基本規程」(平成 17(2005)年制定)「情報開示に関する規程」(平成 20(2008)年制定)「補助金等取扱規程」(平成 18(2006)年制定)「公的研究資金等取扱規程」(平成 20(2008)年制定)「北方圏生涯スポーツ研究センター研究倫理委員会規程」(平成 16(2004)年制定)などの規程を整備している。

1 1-1-② 組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。

法人全体としては、監事の増員、理事会と常勤理事会の委任事項の明確化、専務理事と内部監査室の設置、監査法人監査への転換などにより、日常不断に業務と経理に関わるチェックが行われ適切な運営がなされている。また、業務と予算の執行責任の明確化(決裁規程、予算管理規程の制定)を図り、稟議と会議録作成と報告や開示に努めている。

コンプライアンスについては、コンプライアンス委員会が役員、全教職員を対象に研修に取り組む一方、チェックシートに基づき理事会にその結果や改善について報告し、組織倫理に関し適切な運営がなされている。ハラスメント防止については、キャンパスハラスメント防止対策委員会、キャンパスハラスメント相談員(会議)を置いて、学生・教職員・関係者のハラスメント相談、問題解決、措置を実施している。

(2) 1 1-1 の自己評価

平成 17(2005)年度に明らかになった管理運営の不祥事を契機に、コンプライアンス経営

の強化を図り、組織体制、監査体制、説明責任や意識の変革、及び規程の整備に取り組み、上述の組織倫理に関する各規程等に基づき、適切な運営に努めると共に、全ての教職員が社会的機関としての使命をもちながら高等教育事業の推進に努めている。

(3) 11-1の改善・向上方策（将来計画）

今後は、より公共性を高め、社会が求める社会的機関としての存在・役割を果たしていくために、さらに組織倫理に関する規程等の運用・手続きなど詳細にわたる部分について具体的な内容等を規定した内規等の整備を図る。また、教職員に対しては、公人として法令上の義務の履行はもちろん諸規程等に基づき、誠実に行動できるよう、コンプライアンス研修、FD・SD活動等の機会を通じて周知し、その質の向上に努める。

11-2. 学内外に対する危機管理体制が整備され、かつ適切に機能していること。

《11-2の視点》

11-2-① 学内外に対する危機管理体制が整備され、かつ適切に機能しているか。

(1) 11-2の事実の説明（現状）

本学の危機管理体制は、学生の安全管理と社会的機関としての責務の履行管理を基本に、それらが発生したときの対応について整備を行っている。

1. 防災管理体制

火災その他の災害に対応するため「防火・防災管理規程」を定め、防火対策委員会及び自衛消防隊を組織して防災管理体制をとっている。毎年度初めに防災防火計画を立て、消防署に提出し、査察、指導を受けると共に、全教職員にも周知し、防災意識の高揚を図っている。防火訓練等は限定的に実施している状況にある。

2. 防犯管理体制

学内警備体制は、学外機関に委嘱し機械警備システムを導入している。また、入校チェックや定期的な防犯パトロール、夜間警備等を実施しており、安全確保に努めている。

3. 学生の生活全般の安全管理体制

学生の生活上の安全に関し、学生生活支援委員会が中核となって対応措置を講じている。学生生活支援オフィス、保健センター、学生相談室や「キャンパスハラスメント相談員」が具体的な個別相談窓口の機能を果たしている。学生生活の安全マニュアルは「学生便覧」に示すと共に、オリエンテーション時、及び都度に注意喚起を行っている。また、町内会や所管官庁等と密接な連携を図っている。

4. 情報システムの安全管理体制

情報システムの管理体制として職員2人、業務委託者1人の3人でネットワークを含めた管理運営を行っている。本学のサーバ約9割をデータセンターにハウジングをしており、入退室管理、耐震、防災上の対応を行っている。また、サーバの目視管理、ファイアーウォールを含め不正な通信に関して24時間監視を行っている。ネットワーク使用の安全管理として、スクリーンセーバーのパスワード設定、ユーザID及びパスワードの義務化を行っている。ウイルスに関しては、全クライアントに本学指定のウイルス対策ソフトのインストール、メールに関しては、ウイルス対策用サーバによりウイルス及びスパム対策を行っている。

5. 経営上の安全管理体制

平成 18(2006)年度から意思決定と職務執行、法令遵守、これらの監査体制を構築するために規程の整備と組織の改編を行ってきた。

(2) 11-2 の自己評価

危機管理については、概ね必要な体制は整い、機能している。また、理事長、学長共に常勤しており、有事に際して遅滞なく適切な対応ができる体制になっている。

本学は多種多様な学外実習が多いこと、また、学生の学外自主活動も活発であることが特徴であり、その危機管理については関係先を含めた対応を行っている。学生生活支援委員会は社会状況を反映した学生の変化に対応した指導体制の強化を図っている。

保健センターと学生相談室を訪れる学生数が毎年一定数に上っている。件数は微減傾向であるが相談内容には深刻なものもある。現状は適切な対応により深刻な状況は発生していない。オフィスアワー、ガイダンスティーチャー制、保健センターや学生相談室が連携してよく機能し、学生の抱える問題に適切に対処している成果である。

(3) 11-2 の改善・向上方策（将来計画）

危機管理については、防火・防災管理規程、キャンパスハラスメント防止対策に関する規程、個人情報保護規程、情報セキュリティ運用基本規程など個別に定められている他、「学生の不幸事に対する懲戒処分又は措置等のガイドライン」「事故発生時の救急対応マニュアル」「緊急連絡網」「傷病・事故応急措置・連絡体制」「教職員、学生等の事故報告処理要領」など内規やガイドライン等で定めている。

危機管理は、危機が発生したときの正確で迅速な対応が重要である。今後は、「危機管理指針」「危機管理基本マニュアル」を策定し、総合的・系統的な体制の構築と関連規程の整備を行う。

11-3. 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されていること。

《11-3 の視点》

11-3-① 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されているか。

(1) 11-3 の事実の説明（現状）

本学では研究成果の交流、公表を行うため、研究紀要編集規程に基づき、『人間福祉研究』『生涯学習システム学部研究紀要』を毎年刊行、平成 21(2009)年には新学部の『生涯スポーツ学部研究紀要』を発刊し、諸教育研究機関に配布・公開すると共に電子ジャーナル化し一般に公開している。また、大学は北方圏学術情報センター、北方圏生涯スポーツ研究センターの研究機関を有し、平成 20(2008)年度では大学教員 51 人が共同研究に取り組んでおり、センターが実施する研究会、シンポジウム、叢書、研究年報などを通じて研究成果を学内外に広報活動を行っている。

教育と学習支援については、「大学案内」に併せ「保護者向けパンフレット」を配布、保護者懇談会を 5 会場(北海道地区 4 会場、東北地区 1 会場)で開催し、保護者に対し大

学における教育研究活動や学生の活動状況、就職に関する情報などを報告すると共に、各種の個別相談・面談を行っている。

(2) 11-3の自己評価

学園全般の情報収集及び情報発信については、点検評価委員会が毎年度の事業計画・報告に対する自己評価及び教育研究活動結果のデータを「年次報告書」として、また、3ヶ年の「自己点検評価報告書」を一般開放されている図書館に所蔵する他、ホームページにおいて開示するようになったことは、広報側面を担う意味からも体制が整備されたといえる。

アドミッションセンターによる学生募集に係る一般媒体広報の他、企画部においてホームページ企画会議を設置し、ホームページの製作の技術的支援、掲出内容のチェックを含め専門的に扱う体制ができた。活字媒体とは異なり、日々更新が可能なホームページの特性を活かし、教育活動、学生生活、就職活動、入試情報など本学が実施している全ての活動の最新の情報を周知している。

(3) 11-3の改善・向上方策（将来計画）

情報の収集体制と学内チェック体制の整備について、現在は関連部門単位であるが、情報の検証・加工・有効な活用、学生募集及び第三者、第三者への説明責任を果たすために平成 21(2009)年度から取扱部署の一本化を図っている。

現在実施されていない教員の研究状況等の開示・広報は、平成 22(2010)年度から教員の研究状況等について教員紹介も含め、ホームページに公開する計画である。さらに、カリキュラムとの連動性等についても広報する。公開する内容の妥当性・正確性・明瞭性・活用性を常に精査するために、ホームページ企画会議等を設置し、個人情報保護や著作権等に係る危機管理も果たしながら適切な広報の在り方を検討する。

[基準 11 の自己評価]

組織倫理の確立と適切な運営については、組織体制、関連諸規程が整備され、コンプライアンス活動、経営情報を含む情報開示及び個人情報保護に取り組んできており、適切な運営に努めている。

危機管理体制の整備と適切な機能については、包括的な規程やマニュアルの整備が必要である。また実際に緊急事態が発生したときに迅速に対応できる訓練が十分とは言えない。

学内外広報活動体制については、学生募集広報主管部署が主体になる傾向にある。教育研究成果の公正かつ適切な学内外広報及び点検評価に係る部署・機関を設置し、有機的に系統性を持って広報を実施する必要がある。

[基準 11 の改善・向上方策（将来計画）]

危機管理体制の整備と適切な機能については、実際に緊急事態が発生したときに迅速な対応ができるように「危機管理基本マニュアル」を策定し、計画的な訓練を実施する。

教育研究成果の公正かつ適切な学内外広報活動体制の整備については、広報を主管する部署及び機関を設置し、「広報誌」の発行、ホームページの管理運営を行う。

IV. 特記事項

ここでは、本学における「入学前学習支援体制」、「教員採用試験対策と支援体制」、「同窓会との連携」、「北方圏学術情報センター」、「北方圏生涯スポーツ研究センター」を取りあげ、記載する。

1. 入学前学習支援体制

本学における新入生の多くは、AO（アドミッションオフィス）入学や推薦入学等、学力検査を伴わない試験制度によって入学してきており、AO と推薦を合わせた入学者の割合は、平成 21(2009)年度については 81.2%、平成 22(2010)年度は 86.6%と増加してきている。

AO あるいは推薦入学制度によって、他の試験制度よりも早期に本学への入学を決定する入学予定者（高校生）に対し、彼らの学力と知的関心の維持・発展、大学生活への円滑な移行を支援するために、本学は「入学前学習支援プログラム」を展開し対応してきた。近年は、大学のいわゆる「ユニバーサル化」に伴い、新入生の学力、知的関心、心身の健康といった様々な背景は多様化の一途を辿っている。大学生活に移行するにあたり、彼らが抱える悩みや問題を解消、あるいは軽減し、スムーズ・ランディングを図るためには、入学に先立つ早期のケアを効果的に行なう必要がある。本学においては、平成 16(2004)年度より、「入学前学習支援プログラム」として A・B・C の 3 コースを用意する他、平成 21(2009)年度からは入学直後の「日本語能力テスト」を導入し、さらに初年次教育の工夫によって、多様な背景をもつ入学生に対応してきている。

・入学前学習支援プログラム A コース

AO や推薦入試を通して本学への入学を決定した合格者の多くは、実際の大学入学に至るまで、数ヶ月間高校生活を継続する。このような入学予定者に対し、本学では、大学での授業にスムーズに移行できるよう、2 回の添削を含む基礎的日本語能力の通信指導により、学力と学習習慣、及び意欲の維持・増進をはかってきた。問題の作成、添削、評価、及び分析は業者が行うものの、その結果はすべて担任教員に周知され、新入生の学力や傾向をあらかじめ把握し、対応するための有効な手段として定着してきている。入学予定者である高校生自身にも、またその保護者や高校教員間にも、本学の入学前学習支援プログラム A コースの意義は浸透しつつあり、また評価も高い。

これに加えて、平成 21(2009)年度からは、プレイスメントテスト的効果をもつ「日本語能力調査」を入学直後に実施している。本学では、資格関連の実習が多く、実習中あるいは終了後に提出すべき報告書等の作成に、困難を感じる学生が増えてきており、その日本語表現能力の不足がかねてより指摘されていた。このテスト結果は、A コースの結果と共に、新 1 年生の日本語理解と運用能力の程度を確認するデータとなり、初年次における基礎教育セミナーの展開に活用されている。今後は、これまでの蓄積を基に、業者委託を徐々に改め、本学教員による独自の支援プログラムを作成する方向での検討も開始されている。

・入学前学習支援プログラム B コース

A コースが、早期に合格を決定した入学予定者に対する、学力に焦点を絞った支援プログラムであるのに対し、B コースは、全入学予定者を対象に、大学という新たな環境

にスムーズに適応することができるよう、入学前に通学し、全学共通で、あるいは入学予定学科で実施する授業を受講する支援プログラムである。全学共通で実施された2科目は、「大学での学び方～小さな一歩を踏み出す～」と題した、新入生の心の不安を和らげるための講義と、「パソコンの基本技能」という実技科目の授業であり、共に新入生が抱えがちな「やっていけるだろうか、ついていけるだろうか」という不安の軽減を目的に設定されたものである。また、各学科が用意した授業ないし課題は、入学後の学科の授業の一端を、実技への取り組みを中心に紹介するものである。通学可能な希望者を対象としているため、実施のタイミングとプログラムの内容によって、参加者は必ずしも多数ではないが、実施後のアンケートによれば、受講者の満足度は高く、自由記載では、「不安が軽減した」「大学生活が楽しみだ」等の積極的な評価が際立っている。

・入学前学習支援プログラム C コース

入学前学習支援プログラム C コースは、入学後の部活動への参加を希望する入学予定者を対象とした支援プログラムである。本学は、とりわけスポーツ系の部活動が盛んであり、全国規模の大会での優勝・入賞経験が豊富である他、国際レベルの競技会への出場者や入賞者も輩出している。部活動への参加を希望する入学予定者が、在学生の部活動の日程に併せて参加し、あらかじめトレーニングの経験を共有できることは、入学後の部活動へのスムーズな参加を促し、また良好な先輩・後輩関係の構築にも有効である。文化系の部活動としては、全国大会で上位入賞経験のある吹奏楽団や、初夏の祭りの一つとして定着してきた「YOSAKOI ソーラン祭り」等に参加する YOSAKOI サークルの活動などが活発であり、これらの部活動も、スポーツ系同様、C コースのプログラムを展開している。

2. 教員養成に対する支援体制

本学は、小学校・幼稚園・特別支援学校教諭の養成を主な目的とする生涯学習システム学部学習コーチング学科と、養護教諭の養成を主な目的とする人間福祉学部福祉心理学科の養護実践学コースに加え、中学校・高等学校保健体育教諭を養成している生涯学習システム学部健康プランニング学科、生涯スポーツ学部スポーツ教育学科など、ほとんどの学科において教員免許の取得が可能である。志望者が多く競争率も激しい教員採用検査に合格するためには、学生自身の努力はもとより、彼らを支える組織的な支援体制が必要である。

平成 16(2004)年度より、生涯学習システム学部健康プランニング学科の有志教員により、教員採用検査の二次対策講座が夏季休業中にボランティアな活動として行われた。その後、二次対策講座は全学の多くの教員の協力を得て、実施されるようになり、毎年、合格者を増加させてきた。

平成 21(2009)年度には、教職センターが設置され、教員養成のための業務が計画的・組織的に全学として行われるようになった。支援体制が整備されたことにより、平成 22(2010)年度の二次合格者数は、既卒者を含め、前年度比 20 人増の 52 人となり、道内私立大学でトップの成績を収めている。また、公立学校の教員として就職した者は、期限付きを含め 87 人（短期大学の現役生・卒業生 8 人を含む）であり、こちらも昨年度比 18 人の増となっている。

多くの教員を輩出しているのは、教職センターの開設による全学的な支援体制の構築と深く関わるものの、開設までの指導体制を支えてきた、ボランティアかつ献身的な教員の熱意と努力の上に実現したものであり、一部の講習を除き、現在も基本的には教員のボランティアな活動として行われている。

教員養成に向けた一年間の支援体制は次の通りである。年度初めに、各都道府県の教員採用候補者選考検査の日程を周知し、特に受検生の多い北海道・札幌市においては、検査の願書・自己推薦書の記載方法についての説明会を実施する。続いて各学科の教職担当教員が内容を確認後、教職センターで一括し願書を送付する。これにより受検生の把握を確実に行うことができる。

次に前学期においては、第一次検査対策として教職特別講座を実施する。対象は小学校教諭、特別支援学校教諭、養護教諭、保健体育教諭、家庭教諭など受検教科ごとに実施している。4年生の参加が中心である。

第一次検査終了後には、夏季休業中に3週間の第二次検査対策講座を実施する。卒業生も受講できるように、土日も休まず実施し、個人面接や集団面接、模擬授業、小論文等の指導を行う。第二次検査対策講座では、教員として既に働いている先輩が後輩の指導に当たる場面もあり、臨場感溢れる熱心な指導に対して学生からの評価は非常に高い。同窓会も昼食などを提供し、教員採用検査第二次検査に臨む学生を支えている。

11月には教員採用試験に不合格であった学生を対象として「期限付き教諭等の説明会」を実施し、期限付き教員となるための手続きや心構えを指導し、その後期限付き教諭、時間講師等の募集があった場合は、教職センターが学科担当教員と連携して適任者を選抜・推薦する。

2・3月には、主に3年次生を対象として一次試験対策として春季講座を開講する。

そして、卒業式直前の3月中旬に「教職説明・確認・激励会」を実施する。これは、4月から正規・臨時を問わず教員となる学生を対象として、教員としての心構え、学校教育の現状や課題、服務、また1年目の教員が陥りやすい事柄等について説明し、4月からの教員とし適切に勤務できるよう指導・激励を行うものである。

また、学科・学部単位での卒業生研修会・交流会を利用して、参加した学生への再教育や現状の把握を行っている。なお平成22(2010)年度からは教職センター主催で全学的な現職教員対象の卒業生研修会を8月に実施する。

このような年間の組織的な教員養成に対する取組が体系的に行われていることにより、多くの教員を輩出することが可能となっている。

3. 同窓会との連携について

本学同窓会・淑萃会は、女子短期大学時代の卒業生を中心に、会員およそ3万5,000人を擁し、道内全域の他、東北、関東、関西、さらに海外（韓国）に支部をもつ組織である。卒業生間の親睦や相互研鑽の機会を提供する多様な活動を展開しているが、本部が学内の学生会館にあることから、在学生との交流も非常に盛んである。

同窓会員になる資格は卒業と共に得られるが、淑萃会は、在学生を準会員と位置付け、大学祭をはじめ海外遠征、部活サークル、卒業記念パーティーなど、主要なイベントに対する支援の他、学生と教職員の交流スペース「hug」の改装に関わる費用の援助、オーブ

ンキャンパス参加者に対するランチ券の提供、学生表彰の際の賞品提供、さらに、在學生と卒業生の交流機会となる各学部卒の卒業生研修会への補助、韓国姉妹校からの留學生に対するランチ補助、経済的困難を抱える學生への奨学金貸与等、在學生にとって大変頼りがいのある存在であり、したがって支持も厚い。

淑萃会は、卒業生と母校をつなぐ役割も効果的に果たしている。卒業生への広報活動によって、同窓会子女の本学への入学が増加しつつあるのはその一例である。また、スポーツの世界レベルの競技会で活躍した卒業生を、本学の外部コーチとして迎え、後輩を指導できるよう支援した。その結果、指導を受けた學生たちの競技成績は大きく向上したのである。

さらに、本年2月に開催されたバンクーバー冬期五輪に、女子ボブスレー選手として出場した卒業生が、母校である本学に戻ってトレーニングができるよう、校内にプッシュボブスレー・コースを設置し寄贈した。このコースは、選手本人に練習場所を提供しただけでなく、競技種目に対する在學生や地域住民の理解を深め、後に続く人材の育成に積極的な効果をもたらすことが期待できる。

この卒業生と、やはりバンクーバー五輪の女子モーグルに出場し8位に入賞した在學生の健闘を称えるメッセージを、公共交通機関にポスター掲示するなど、淑萃会は大学の広報活動にも貢献している。

最後に、本学は、平成17(2005)年秋に、前理事長・学長による補助金の不正使用という不祥事が引き起こした大きな衝撃を、再生委員会を設置し、夥しい数の会議を重ね克服してきた。その折、淑萃会は、同窓会の代議員決議として理事会の刷新を要求し、卒業生の不安と不信感を静め、再生の歩みに貢献した。

私立大学にとって、同窓会は大切な後援者であり、よい意味でのプレッシャー・グループである。本学は、今後も、同窓会との信頼関係と良好な協力関係を維持発展させていきたいと願っている。

4. 北方圏学術情報センター（愛称・ポルト）

北方圏学術情報センター（以下ポルト）は、研究プロジェクト「北方圏におけるQOL(Quality Of Life)の向上に関する総合的研究」が、継続的に発展の期待される中核的研究として評価され、平成13(2001)年度文部科学省の「私立大学学術研究高度化推進事業学術フロンティア推進事業」に選定されたことを受け、発足した。主たる研究拠点として、札幌市内に地上8階、地下1階、総面積8,700㎡を有するセンターが建設され、研究活動が展開されている。

「北方圏におけるQOL(Quality Of Life)の向上に関する総合的研究」は、平成13(2001)～17(2005)年度の5年間にわたる推進事業として、北方圏住民の生活の質の向上に関する総合的かつ学際的視点からの研究を目的にスタートした。多くの本学教員と、学外や国外の研究者の参加を得て、北欧諸国、北アメリカ、中国、韓国等を含む北方圏を対象に、福祉、健康、スポーツ、衣食住、美術・音楽・舞台芸術などの分野において、人々の生涯にわたる生活全般における豊かさの向上を目指し、多様かつ豊かな研究成果が蓄積されてきた。

センター自体が、それらの研究成果を社会に還元するための効果的構造となっており、

377名分の可動式客席を設けた1階のポルトホールは最新技術を駆使した映像・音響・照明等の設備が備えられており、各種シンポジウム、コンサート、講演会等に利用されている。また、1階と3階の2か所に設けられたギャラリーは、美術分野や服飾関係の展示などに利用され、地域社会の人々にも公開されている。4階にはユニバーサルデザインによるモデルルームが備えられ、北国の高齢者・障害者の住環境を考えるための素材を提供している。札幌市の中心部にあり、江別市に本拠を置く北翔大学のキャンパスからは離れているものの、交通至便であることから、研究活動の一部が市民講座等によって公開される際には、市民の参加も多く、ポルトにおける研究活動の成果の多くは、地域社会に広く還元されている。

平成18(2006)年3月には5年に亘る推進事業の研究成果報告書を刊行し、学内外132名で発足した大規模な第1期のプロジェクト研究は一定の成果を修めた。平成18(2006)年度以降の研究活動に向けて、人文社会科学研究分野の研究参加者28名で申請した「北方圏におけるQOLの向上に関する多面的研究」、及び芸術分野の研究者12名が申請した「北方圏住民のQOLの向上に関する芸術的実践研究」は、いずれも不採択となったが、これ以降は、「私立大学等経常費補助金特別補助・地域共同研究支援」の補助金を得て研究に取り組み、その成果は、上述のように、ポルトを発表場所として内外に広く公表されてきている。すなわち、ポルトはその研究目標に、①積雪寒冷地域の生活の諸問題を明らかにし、改善していくための学術情報を北方圏に住む人々に提供する ②乳幼児から高齢者、健康者から障害者に至るまで、すべての人々が快適かつ健康で、安心して暮らせる福祉生活・文化生活の質を明らかにする ③福祉・文化の政策やこの分野の社会的・経済的な活動の開発を提案し、それらの成果を適切なメディアを通じて国内・国外に発信する ④生活福祉・生活文化について、総合的かつ学際的視点から研究し、北方圏諸国(特に北海道の地域振興)の発展に寄与することを目指す、の4点を挙げているが、推進事業の終了後もこの研究目標を維持し、研究成果の公表を通じた拠点としての役割を果たしている。

本学の二つの学部、人間福祉学部と生涯学習システム学部には、創設時から近年までそれぞれ「北方圏生活福祉研究所」、「生涯学習研究所」が付設され、学部の研究教育目標に沿った研究活動が展開されてきた。その成果は、前者については「北方圏生活福祉研究所年報」、後者については「生涯学習研究と実践」及び「生涯学習叢書」を通して公表されてきたが、両研究所設置の目的や研究活動の内容が、ポルトの設置目的や研究活動の内容と重なる部分も多く、組織スリム化の要請を受けて、北方圏生活福祉研究所については平成19(2007)年度に、また生涯学習研究所については平成21(2009)年度に、ポルトへの発展的統合が決定した。各研究所のこれまでの研究活動を引き継ぐ意味で、ポルトでは「生活福祉研究部」、「生涯学習研究部」、「共同研究プロジェクト」による総合的研究体制を整備し、ポルトの研究成果公表媒体として「北方圏学術情報センター年報」の創刊号を平成21(2009)年に、第2号を平成22(2010)年に発行し、人文社会科学、芸術分野における北方圏研究のセンターとして新たな歩みを開始することになった。

ポルトの研究活動は2年のサイクルで進行し、平成21(2009)年度は、14のグループによる平成20(2008)年度からの継続研究の成果が、「教育」「生活」「芸術」の3領域による合同研究成果報告会において発表された。このように、ポルト研究が目指す「北方圏住民のQOLの向上」へのアプローチは、専門領域に特化された学術研究に留まらず、多分に学際

的であり、かつ実践的であり、しかも多面的である。ポルト研究の裾野の広がり、それに触れる北方圏の住民たちに、知識や情報、喜びや楽しみを与え、文字通り、「生活の質の向上」を実感させる拠点として、今後も地域社会に貢献し続けるであろう。

5. 北方圏生涯スポーツ研究センター（愛称・スポル）

北方圏生涯スポーツ研究センター（以下スポル）は、研究プロジェクト「北方圏における生涯スポーツ社会の構築に関する総合的研究」が、平成 16(2004)年度の「私立大学学術研究高度化推進事業学術フロンティア推進事業」に選定され、地域スポーツクラブ・寒冷地スポーツ推進・競技者育成・体力向上・体験活動・食育推進の 6 分野における研究の中核拠点として本学構内に建設されたものである。本学にとっては、先に紹介した平成 13(2001)年度の北方圏学術情報センターに続く、大型研究プロジェクトの採択となった。生涯スポーツ社会においては、子どもから高齢者までが参加できる生涯スポーツの普及と活性化を通して、健康寿命の延伸と子どもの健全な発育が図られる。したがって、スポルが目指す生涯スポーツ社会の構築とは、少子高齢社会が急速に進展する中で、栄養や休養を含む、現代社会に求められる健康づくりを推進し、冬期間においてもスポーツを継続できる環境を提供する点で、北方圏住民の QOL の向上に貢献するものである。具体的な研究内容は、本センター内に文部科学省が平成 7(1995)年にモデル事業をスタートさせた「総合型地域スポーツクラブ」を設立し、地域住民の積極的な参画によって運営を行い、プログラム開発、食育指導、競技者育成、指導者育成のための研究を中心に行うというものであった。本学は、地域住民に開かれた体操教室（AOC スポーツクラブ）を 30 年以上にわたって運営してきた経緯があり、それを基盤として、平成 19(2007)年 11 月に、積極的な住民参画を伴う総合型地域スポーツクラブである「スポルクラブ」を創設し、現在の活動に至っている。また、研究成果の一つとして、冬期間に行うことができる新スポーツ「ゴルフッカ（ゴルフ+ポッカポカ）」を開発し、全国的には 2 県、北海道内では 27 市町村への普及活動に加え、更に積極的な生涯スポーツとして実践・普及に努めている。「ゴルフッカ」とは、雪上でパークゴルフ用のスティックでゴムボールを標的に当てる競技であり、現在商標登録の手続き中である。

25 メートルのバリアフリープールやトレーニングジムをはじめ、スポルが有する多様な設備や装置等を活用して展開されるスポーツプログラムは、地域住民に健康の維持増進のチャンスを与えるだけでなく、本学教員や指導資格を持つ学生・院生に、研究推進のチャンスを与えている。スポルクラブで追求される生涯スポーツの実践は、参加者と指導者のコミュニケーションを通じて、また、研究者の絶えざるフィードバックを通じて、地域社会に還元されており、プロジェクトの原点である「北方圏における生涯スポーツ社会の構築」に大きく資する貴重な成果を蓄積しつつある。スポルクラブは、平成 22(2010)年 3 月に「江別市青少年スポーツ奨励賞」を受賞したが、前身である AOC スポーツクラブの時代も含めて同賞を平成 6(1994)年より 16 年間連続して受賞しており、地域に密着した健康作りへの貢献が、行政によっても高く評価されていることを示している。

競技者育成の分野では、スポルの測定機器・施設を利用し、スポーツ選手の科学的な体力測定・評価・トレーニング指導等のシステムを確立した。本学は、平成 21(2009)年度に新設された生涯スポーツ学部スポーツ教育学科とその前身である生涯学習システム学部健

康プランニング学科、さらには大学院生涯学習研究科において、スポーツ指導者育成を目的とした教育研究活動を継続してきたが、スポルクラブの実践に大学教育を連携させ、さらに研究と教育を融合させるシステム開発を推進させることができたのも、本研究プロジェクトの成果といえることができる。

以上のように、スポルの研究推進拠点としての遂行力は、施設設備のハード面においても、また研究活動や社会連携・地域貢献活動としてのソフト面においても卓越しており、本学教員以外にも、外部の多くの研究者を引き寄せている。平成 20(2008)年度に、学内外の研究参加者 45 名による第 1 期 5 年にわたる研究が終了し、平成 21(2009)年 5 月に、研究成果報告書『北方圏における生涯スポーツ社会の構築に関する総合的研究』が刊行され、また平成 22(2010)年 3 月には、生涯スポーツ叢書 1 として『北方圏における生涯スポーツ社会の構築』が刊行された。平成 21(2009)年度からはプロジェクトをさらに発展させ、「北方圏における生涯スポーツの振興に関する総合的研究」とし、私立大学戦略的研究基盤形成支援事業に申請し不採択となったものの、スポーツマネジメント・競技スポーツ・健康スポーツ・トータルサポートの 4 分野で、学内外 33 名が参加する研究活動が継続中である。この間、平成 21(2009)年 8 月に本学とプロバスケットボールチームの「レラカムイ北海道」、及び江別市の三者がスポーツ振興に関する連携協定を締結した際には、スポルが産学官体制を支える研究協力の受け皿となり、地域におけるスポーツ振興の中心的存在として、大きな役割を果たしている。

このように、スポルには、北海道における生涯スポーツに関する研究拠点として、今後とも様々な研究を積極的に展開していくことが期待できる。